

東 海 大 學

日 本 語 言 文 化 學 系 碩 士 班

碩 士 論 文

The seal of Aichi University is a circular emblem with a scalloped outer edge. It features the university's name in Japanese characters '愛知大学' at the top and 'AICHI UNIVERSITY' at the bottom. The year '1955' is inscribed at the very bottom. In the center, there is a smaller emblem with a cross and other symbols.

青 年 就 農 者 の 実 態 と 今 後 の あ り
方 に 関 す る 考 察
— 台 日 の 就 農 支 援 政 策 及 び 就 農
者 の 声 か ら 考 え る

指 導 教 授 ： 松 永 稔 也 助 理 教 授

研 究 生 ： 巖 文 凰

中 華 民 國 105 年 6 月

青年從農實態與其今後樣態—透過台日從農支援政策
與從農者心聲來探討

青年就農者の実態と今後のあり方に関する考察—台
日の就農支援政策及び就農者の声から考える

An analysis of present and future career status
of young farmers in Taiwan-- Discussing through
interview research and analysis of agricultural
policies in Taiwan and Japan.

研究生: 嚴文鳳

指導教授: 松永 稔也 助理教授

東海大學日本語文化學系 碩士論文
中華民國 105 年 6 月

碩士論文題目：

青年從農實態與其今後樣態—透過台日從農支援政策
與從農者心聲來探討

青年就農者の実態と今後のあり方に関する考察—台
日の就農支援政策及び就農者の声から考える

An analysis of present and future career status
of young farmers in Taiwan-- Discussing through
interview research and analysis of agricultural
policies in Taiwan and Japan.

研究生：嚴文鳳

指導教授：松永 稔也 (簽章)

審查教授：松永 稔也 (簽章)

嵯 沼 俊 曉 (簽章)

黃 光 亮 (簽章)

東海大學日本語言文化學系碩士班碩士論文

中華民國 105 年 6 月

要約

工業化や都市化の進展で長期的に農村から都市への人口流出が起きはじめた。また、農業就業人口の減少と高齢化が進行している。長い間、青年就農者の減少は農業の重要な問題となっている。2000年代後半以降、台湾の農業委員会は政策を制定して青年の就農を促進し、農村の再生も図っている。政策の促進以外に、国民は食品安全や環境保護等の議題への関心が高まっている中、青年就農者が現れるようになってきた。新聞記事等で青年就農についての成功例がよく見られる。だが、そんな中、青年就農者は就農という動きを実践する中でどのような困難に直面したのか、どのように乗り越えるのかが描かれたものが少ないように思われる。

本研究では、台湾における実際に農業に従事している青年を含めた就農者を調査協力者にし、就農者の実態や就農者が実際に直面した困難を調査して明らかにする。就農者のニーズと就農支援政策とのズレがあれば、それを指摘する。また、青年就農者の姿と、青年就農者に農業を継続させるための必要なことを明らかにしていく。それに加えて、日本では農業就業人口の高齢化という台湾との共通的な問題があり、就農支援政策が多様的に実施されている。そのため、日本の就農支援政策を考察していくことで、相互参照の可能性を探る。

調査の結果、就農者が農地の取得、経済的困難、キャリア不足、販売に関する困難、農作物被害、農業に従事する人手不足、農村定住の困難に直面したことがわかった。農業生産だけでなく、農村の定住の問題にも直面した。そんな中、農業に従事する人手不足と販売に関する困難は就農者自身で解決することが難しいことである。

一方、農地の取得から、販路や収入の確保等までのことは就農初期の深刻な課題である。したがって、政府側は青年就農者の現状を把握し、「青年就農者の立場に立って考えられる」相談窓口を設立することが必要である。また、農業委員会は農業経営規模の拡大、青年の農業経営の専門化を図っている。だが、筆者の調査によれば、青年就農者が就農初期に経済的な困難に直面し、農地取得の資金の問題以外に、農業からの収入だけでは生計を維持することができず、非農業の仕事に従事していることがわかった。農業の専門的経営は基本的に農家子弟のことであり、家族とともに農業経営を行っている。新規の就農者に対しては就農初期から専門的経営を行うのが難しいというのが現状である。

また、農民ネットワークは農業知識と技術に関する交流、地域と家庭内部に関する話題の交流、情報交換、互いの困難を解決する多様な役割を果たしている。各年齢層の調査協力者いずれも農民ネットワークから農業を継続するための必要な物事取得していることがわかった。特に農業知識、情報交換、農業に従事する人手の支援等の無形的資産は農業を継続するための要素である。従って、他の就農者とのつながりを深めて農民ネットワークを構築することが重要である。

摘要

在工業化及都市化的進展之下，農村人口漸往都市外流。農業就業人口亦呈現減少與高齡化現象。長期以來，從農青年的減少已成為農業的重要問題之一。於 2000 年後期，農委會制訂了多樣政策以促進青年從農。除了政策的推廣之外，在國民對於食安與環境保護等議題越加關心之中，亦逐漸能夠在報章雜誌中見到從農青年的身影。在報章中經常能見到青年從農的成功例子，但其中卻鮮少提及從農青年在實踐從農的過程中所遭遇的困難，以及其如何解決之。

本研究旨在調查台灣從農者的實態與其實際面臨的困難，釐清從農者的需求與從農支援政策之間是否有落差，並指出其中的落差，以及釐清從農青年能夠繼續從農的必要條件。由於日本同樣面臨著農業就業人口高齡化的問題，亦針對青年實施多樣的從農支援政策，因此在本研究中要探討日本的從農支援政策，並找尋其中相互參考的可能性。

本調查結果如下。根據本調查結果，從農者面臨了農地取得不易、經濟困難、農業經驗不足、銷售、農作物受損、缺工、農村定居之困難。顯示從農者不僅在農業生產中遭遇困境，亦面臨了農村生活、定居的困難。其中，缺工及銷售相關困難則是從農者自身較難以解決的困難。

在從農初期，從取得農地到確保銷售通路及收入都是相當重要的課題。因此，政府單位必須確實掌握從農青年的現況，並且設立「能站在從農青年立場思考」的諮詢窗口。另一方面，農委會期待擴大農業經營規模及青年的專業化農業經營，但在本調查中從農青年在從農初期面臨了經濟困難，除了取得農地所需資金的問題以外，尚需要從事非農業的工作來維持生計。能夠從事農業專業化經營的基本上為農家子弟，與其家庭共同經營。對於新進的從農者而言，在從農初期則較難以從事農業的專業化經營。

農民網絡發揮了以下多樣的功能：農業知識與技術的交流、地域與家庭內部相關話題的交流、交換情報、解決彼此間困難。在本調查中，各個年齡層的受訪者皆有自農民網絡中取得從農所需事物。尤其農業知識、交換情報、農作業人手的支援等無形資產是繼續從農所需要素。因此，加深與其他從農者之間的連結及構築農民網絡亦是相當重要的一環。

目次

1. 序論	1
1.1 はじめに	1
1.2 研究の目的	2
1.3 研究の方法	2
1.4 本論文の構成	2
1.5 就農者の定義	3
2. 台湾における農業政策の背景	5
2.1 台湾における農業と農業政策	5
2.2 農村再生条例とその議論	8
2.3 本章のまとめ	11
3. 台湾における青年就農	13
3.1 台湾における農業労働力	13
3.2 台湾における青年就農に関する研究	15
3.3 台湾における就農支援政策	17
4. 日本における農業政策の背景	21
4.1 日本における農業と農業政策	21
4.2 日本における農業労働力	24
4.3 日本における青年就農支援政策	26
4.3.1 日本における青年就農支援政策制定の背景	26
4.3.2 日本における青年就農支援政策の現状	27
5. 台湾における就農者の声	31
5.1 調査協力者	31
5.2 調査方法と分析方法	31
5.3 調査協力者の現状	32
5.4 調査の結果と考察	39
5.4.1 就農のきっかけ	39
5.4.2 調査協力者の背景	41
5.4.2.1 家庭背景	41
5.4.2.2 専門知識の活用	42
5.4.3 農民ネットワークの役割	42
5.4.3.1 農業についての交流	43

5.4.3.2 情報の取得	44
5.4.3.3 まとめ	45
5.4.4 農業に対する様々な立場	46
5.4.4.1 農業に対する考え方	46
5.4.4.2 農業の継承	47
5.4.4.3 農業経営に対する先輩と新人とのやり方の違い	49
5.4.5 直面した困難	50
5.4.5.1 農地取得に関する困難	51
5.4.5.2 経済的困難	52
5.4.5.3 キャリア不足	54
5.4.5.4 販売に関する困難	55
5.4.5.5 農作物被害	59
5.4.5.6 農業の人手不足	61
5.4.5.7 農村定住に関する困難	62
5.4.5.8 調査協力者が認識した他の就農者の困難	63
5.4.6 調査協力者が農業政策と農業関係機関に対する考え方	65
5.4.6.1 調査協力者が接触した農業政策	65
5.4.6.2 農業政策の情報源と情報のギャップ	67
5.4.6.3 調査協力者が接触した農業関係機関	68
5.4.7 就農者と政府側との考え方	70
6. 結論と今後の課題	83
6.1 まとめ	83
6.1.1 青年就農者の実態と政府機関の認識とのズレ	83
6.1.2 青年就農者が農業を継続するための要素	85
6.1.3 日本における青年就農支援政策から一高齢就農者の能力の活用	86
6.2 今後の課題	87
付録—行政院農業委員會組織図	89
参考文献	90
謝辞	93

1. 序論

1.1 はじめに

1960年代に台湾の経済成長期に当たり、工業が迅速的に発展し、農業就業人口は非農業部門への人口流出が起きはじめた。また、工業化と都市化の進展で長期的に農村から都市への人口流出も増加していた。そのため、高齢化が進行しており、農村の文化や農業の後継者がいなくなっている。行政院主計處の2013年の〈主力農家経営概況調査報告〉によると、農業に従事した者の平均年齢が62歳となり、就農人口の高齢化が進行している。また、農業委員会の調査によると、2014年の食糧自給率は33%である。以上の数字から見れば、台湾の農業と農村の問題がわかる。

農村の諸問題を解決するために、2010年に農村再生條例が正式に施行されている。農村再生條例は農村の生産、生態、生活の質を改善し、「富麗新農村」を建設するのが目的である。農村を再生し維持し続けさせるためには、若者と次世代を結びつけることも必要なのだろう。しかし、農村の重要な課題の人口流出と就農人口高齢化の問題には、農村再生條例で確実な対策を講じていない。その一方、農業委員会は2006年から「新農業運動」を行っていた。35歳以下の青年に農村と農業への理解を深めるために、新農業運動の施策の一つとしての「漂鳥計畫」という体験活動を行い、青年の農村と農業体験を促進していた。その後、2007年農地銀行という農地取得の制度ができた。2010年以降に農民學院が成立され、青年就農の融資制度などの就農支援政策が実施されている。就農の促進のための政策は増加していることがわかる。

2000年代後半以降、台湾の就農青年が現れるようになった。農業に憧れ、理想を抱く就農青年が新聞記事や雑誌等でも見られる。政策の促進と宣伝以外に、国民は食品安全や環境保護等の議題への関心が高まっていることを含め、青年の多元的な考え等の原因で、就農希望青年も現れるようになりつつある。研究分野としては就農青年を中心にした研究のほとんどは2005年以降である。青年就農者の職業転換や就農者の生活スタイルに関する研究もあるが、就農者が農業に従事している中で直面した困難や政策の役割に焦点を当てた研究は少ないように思われる。

就農青年は農業に関する学科の出身と限らず、土地や農業技術がないことで、実際に農業に従事する際に、様々な現実的な問題に直面するのだろう。青年の就農を促進するために、農業委員会は青年就農の支援に力を入れている。しかし、どのようにすれば、就農を継続させることができる。本研究では、就農青年が就農という動きを実践する中でどのような挫折や困難な実態にあったのか、どのように乗り越えるのかを明らかにし、その過程で青年就農支援政策はどのように役立っているのかを示す。また、日本では農業就業人口の高齢化という台湾との共通的な問題があり、就農支援政策が多様的に実施されている。そのため、日本の就農支援政策を考察し、台湾との相違点や特徴を明らかにしていきたい。

1.2 研究の目的

長い間、青年人口流出と農業労働力の高齢化は農村の重要な問題となっている。2000年代後半以降、農業委員会は政策を実施し、問題を解決に取り組んでおり、農村の再生も図っている。就農の青年が現れるようになった一方で、新聞記事等でも青年就農についての成功例がよく見られる。しかし、そうでない例もあると考えられる。そんな中、青年就農者の就農の過程で直面した困難が描かれたものが少ないように思われる。

青年就農者は農業に従事する初期から農業を継続するための能力や条件を満たすために、様々な資源が必要である。農業委員会は2006年の新農業運動以降、農地の取得、技術の習得、資金の融資制度などが始まり、政策が提供する資源がより充実してきている。しかし就農青年はこうした政府資源がより充実した下でどの程度に支援をうけたのだろうか。政策はどのような役割を果たしているのだろうか。それは就農青年が農業を継続することにどのような影響を与えるのだろうか。

本研究の目的は以下の三つである。

- (1) 実際に農業に従事している青年を含めた台湾の就農者を調査協力者にし、就農者の実態や就農者が実際に直面した困難を調査して明らかにする。
- (2) 就農者のニーズと就農支援政策とのズレがあれば、それを指摘する。また、青年就農者の姿と、青年就農者に農業を継続させるための必要なことを明らかにしていく。
- (3) 日本の就農支援政策を考察していくことで、相互参照の可能性を探る。

1.3 研究の方法

台湾における就農支援政策が生み出された背景を考察するために、農村と農業政策の背景を説明して論じていく。農業に関する政策等の文献や公開資料を収集し、本研究の基礎資料として述べていく上で、その政策の間の関連性を解明していく。さらに台湾の農業労働力の変化と現状、就農支援政策の実施の状況を示していきたい。それに加えて、青年を含めた就農者にインタビューを行い、就農者の実態や困難を理解して詳述する。それにより、青年就農者が実際に必要なことと政策の間のズレがあるかどうかを調査して指摘し、その政策を検討する。さらに、日本における青年就農支援政策、青年就農の実態を見ていくことで、相互参照の可能性を探る。

1.4 本論文の構成

本論文の構成としては、序論で研究の動機と目的、研究の方法、就農者の定義についての説明を行う。

第2章では台湾における農業に関する政策をみていくことで、就農支援政策が生み出された背景を明らかにする。

第3章では台湾の農業労働力の変化とそれを考察し、台湾における農業労働力の現状を明らかにする。また、農業労働力と青年就農者を中心にした研究を先行研究として本論文の意義と位置づけをする。さらに、台湾における就農支援政策を整理して説明を行う。

第4章では日本における農業政策の背景、農業労働力の変化を考察する上で、農業労働力の現状を明らかにする。さらに、就農支援政策の実施の現状を明らかにする。

第5章では就農者の実態を明らかにするために、インタビューを行う、さらに政府側の対応についても考察し、就農者の実態と政府側の対応を明らかにする。

第6章では台湾における青年就農の実態と青年就農支援政策の役割についてのことをまとめて説明し、日本と台湾における就農支援政策との相互参照の可能性を説明し、最後に今後の課題を提示する。

1.5 就農者の定義

本研究では台湾における「就農者」の現状を明らかにするために、就農者を調査協力者にして調査を行う。ここで、就農者の定義を説明する。

台湾の農業発展條例では、「農民」の定義を「直接に農業生産を行う者」としている。すなわち農林水産業、牧場と酪農を含めた農業生産を行っている者のことを指し、「農業人口」ともいう（農業委員会, 2005）。行政院主計處の人力資源調査では、「農業就業人口」とは15歳以上の就業人口の中で「酪農を含めた農林水産業に従事し、その産業から報酬を得ている者」または「報酬を得ていないが、毎週15時間以上の農業（農作業）に従事している家族」を指す。まとめると、台湾の農業人口の定義は「実際に農業に従事しているか」を基準にして判断するのである。また、農業就業人口は「実際に農業（農作業）に従事し、その産業から報酬を得ているか」、「農業に従事する時間数」を基準に判断するのである。

台湾の分類に対して、日本の農業従事に関する者の定義は細かく分けられている。日本の農林水産省¹は「農家」を「経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯」と解釈する。その農家の定義は耕作面積、農業からの収入で判断したのである。農家の世帯員を「農業に従事する日数」という基準によって、「基幹的農業従事者」、「農業就業人口」、「農業従事者」に分けている。「農業就業人口」とは「自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者」である。一方、新規の就農者に対して調査を行うために、就農の

¹ 以下、日本の農業従事に関する者の説明は農林水産省 HP（用語の解説）
http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html より。

形態によって「新規就農者」を「自営農業就農者」、「雇用就農者」、「新規参入者」に分けている。そんな中、自営農業就農者は「農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が「学生」または「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者」を指す。雇用就農者は「調査期日1年間に新たに法人等に常雇い（年間7ヶ月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者」である。新規参入者は「調査期日1年間に土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者」を指す。

本研究の趣旨は実際に農業に従事している者の実態や直面した困難を明らかにするのであり、実際に農業に従事している者の多様な実例を明らかにすることも研究の目的の一つである。以上をまとめて参考しながら、本研究では「実際に農業に従事しており、農業から収入を得ている者」を「就農者」と定義する。

2. 台湾における農業政策の背景

農業の発展は実施された農業政策に深く関わっている。台湾における農業の発展の背景とその各段階の役割を明らかにするために、2.1 台湾における農業と農業政策の中で農業の重要な施策を振り返る。また、2010 年に実施された「農村再生條例」では「富麗新農村」を目標として発展し、各領域の学者や国民等の注目を集めていた。2.2 農村再生條例では農村再生條例に関する議論を説明し、論じていくことで、台湾における農村と農業の課題を明らかにしていく。2.3 では本章の農業に関する政策を見ていくことで、まとめる。

2.1 台湾における農業と農業政策

台湾において、農業は各時期の経済発展に重要な役割を果たしており、違う役割を担っている。ここで農業政策白皮書（1995）、劉（2000）を参考しながら、農業の各段階の役割と農業の重要な施策の実施を論じていく。以下、農業政策の各段階の発展を戦後と国民の食糧供給、工業化における農政、調整段階、国際化の進展における農政、新農業運動以降という五つの段階に分けて論じる。

(1) 戦後と国民の食糧供給（1945～1953 年）

戦後は農業の基礎建設が破壊された一方、人口の増加とともに、食糧の需要量が増加したため、食糧の生産はこの段階の主要な目標である。食糧の生産を増やすために、水利施設の修復は重要な施策の一つである。また、化学肥料の使用や品種改良等によって農業生産の技術を深めていた。1950 年に「肥料換穀制度」を実施し、農民は穀物で政府に化学肥料を交換することを規定していた。この制度により、食糧の来源とその価格の安定を図っていた（余, 1978:11）。

台湾は戦後に日本統治時代の地主制度を引き継ぎ、農地の貸借料が一般的に農業生産の総額の 50%以上を超え、口頭の契約が多かった（呉, 2005）。また、地主はいつでも農地を取り戻すことができた。以上のような小作人の苦境を改善するために、1951 年に三七五減租條例を制定し、耕地の貸借料は農作物の収穫総額の 37.5%が超えられなく、耕地の契約期間が最低 6 年以上と規定することで、小作人の権益を守っていた。さらに、一連の農地改革が実施されてきた。1951 年に「公地放領」が実施され、公有の農地を借りた小作人はその公有の農地を一定の価格で購入できるようになった。1953 年に「耕者有其田條例」が実施され、政府は地主に農地を収用し、小作人に販売することで、耕作者の農地の所有権を確保していた。以上の農地改革により、農民の耕作の意欲を高めることで、農業の生産力の向上と農民の所得の増大を図っていた。

(2) 工業化における農政（1953～1981 年）

この段階の食糧は国民生活の需要量を賅えるようになった。1953 年に四年經濟建設計

画が始まり、農業と工業の生産の増大や経済の発展を図っていた。農業部門は工業の発展に必要な原料を提供していた以外に、農産品の海外への輸出は輸出の総額の半分以上を超えた。そのため、農業の輸出から稼いだ資金を工業の設備等の資金として使用し、工業の発展を支えていた。早期の工業は食品加工、繊維等の軽工業が中心であり、商品の主要な市場が農村でもある。まとめというところ、この段階の前半の農業施策は農業生産の安定を図っていた。1954年に「随賦徴購稻穀制度」を実施することにより、政府は一定の価格で米穀を購入していたが、その政府が制定した一定の価格は常に市場の価格より下回る人が多い²。政府は安価で農民から米穀を購入し、農業部門の資金を工業の発展の資金に移転していた。農業生産の増大、食糧の来源の把握、米穀の安価を図っていた農業政策は、農業部門の資源を工業発展の資源に移転するのを図っており、農業部門を「圧搾(squeeze)」した状況となっていた(蕭, 1983:528-531)。

1960年代に工業の生産総額ははじめて農業生産を超え、この段階の後半の経済成長は工業と商業が主導となっていた。1960年代後半には非農業部門が迅速に成長していたのに対して、農業部門の成長が遅れていた。農民所得の増大や農村の現代化を図るために、1969年に「農業政策検討綱要」を実施し、農場の経営規模や農業の機械化等を含めた目標を掲げたが、具体的な施策と経費がないので、実際の効果があらわれていないと指摘された(董, 2012)。農業生産の機械化を促進するために、1970年に「加速農業機械化方案」を実施していた。その後、農村の建設の促進が農業の主要な施策となっており、農民の所得と生活を改善しようとしていた。1972年に「加速農村建設重要措施」を実施し、肥料換穀制度を廃止し、農業の融資の条件を緩めることを促進していた。また、農産品の販売や農村公共建設等の農村生活を改善するための施策を促進していた(董, 2012)。農業の現代化を促進することで、農業生産と農民所得の増加を図っており、農民の生活の水準を向上するために、1973年に農業発展条例を実施した。この条例(1973年)の第22、23条においては、家庭の農場の規模を拡大するために、農地を細かく分けることを防止し、家庭の農場の農業用地を家庭内の1人で継承して農業を営営することを推進していた。

食糧の来源と価格を安定させ、農民の収益を維持するために、1974年に「稻穀保價收購制度」を実施し、固定の価格で農民に米穀を購入していた。一方、工業の迅速な進展で、1960年から1985年までの農業就業人口は49.8%から17%となり、人口は都市と工業部門へ流出し、農村の建設の遅れという問題があった(蔡, 1994:80)。

農業政策白皮書(1995)と劉(2000)はこの段階の前半を「農業によって工業を育成させる段階」にし、後半を「農業も工業も重視される段階」にしている。1953年の四年経済建設計画では「農業によって工業を育成され、工業によって農業を発展させる」をこれからの20年間の経済成長の目標として定めたが、「農業によって工業を育成させる」こと

² 台湾省諮議會 HP:
<http://www.tpa.gov.tw/opencms/activity/exhibition/subExhibition5/exhibition0018.html> より。

しか実現されていないのである（蕭, 1983:528）。

（3）調整の段階（1982～1991年）

稲作の栽培技術の向上によって生産量が増加していた。また、国民の食習慣の変化とともに、1980年代初期に米の過剰問題が生じた。この段階の農政は農業の生産構造を調整することを重視していた。1982年に第2段階の農地改革を実施し、主要な目的としては農場経営規模の拡大と農業機械化であり、農地の利用と生産の効率の増進を図っていた。同年に、「擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款」という経営規模拡大のための融資が実施され始めた。米の生産の過剰問題を改善するために、1984年に稲作転作を推進し始めた。1996年に米の生産量と需要量はバランスがとれたようになった。農業経営の拡大を促進するために、1983年の農業發展條例の修正では、第48条が農民の転業とその転業の指導を促進していた。

（4）国際化の進展における農政（1992年～）

台湾は1990年にGATT（関税及び貿易に関する一般協定）への参与を申請した。1991年に「農業綜合調整方案」を実施し、農村の農業生産、農民生活、環境生態という三生の均衡的な發展を強調していた。生産、生活と生態という三生が一体の観点から、1996年に農業政策白皮書が公布された。その中では農業経営の効率の向上、農村建設の改善、環境資源の維持を主な目標にしていた。

1998年から2001までに実施された「跨世紀農業建設方案」では、農業の發展、農村の建設、農民の福祉を図っていた。この政策では以下の3つの目標がある。一つ目は、効率かつ安定的な現代化の農業を發展させる。二つ目は、豊かで自然のある富麗農漁村を建設する。三つ目は自信と尊厳のある農漁民の福祉を促進する。また、この政策では安全の食料生産の制度、産業の競争力、企業経営の生産と販売の組織等が重視された。農業の資源の合理的な利用を重視し、農地の利用の効率の向上を図っていた。GATTの参加とこれからのWTOの参加に対して、1997年に「水旱田利用調整計畫」、いわゆる休耕政策を実施していた。その目的としては米の生産量を下げることである。この政策によって休耕の農地は1ヘクタールの休耕地が最多9万元/年の補助金が受けられる。だが、この政策の影響で、大量の休耕地ができた。休耕政策が実施された前には、およそ6万ヘクタールの休耕地があるが、休耕政策が実施された後、2006年までにおよそ22万ヘクタールの休耕地がある（江、鄔, 2008）。

2000年の農業發展條例の修正では、農地の売買の制限を緩め、農地の売買はより自由にできるようになった。この條例の修正以降、実際に農業に従事していない者が農地を購入し、まとまった農地を細かく分け、別荘等としての使用が多くなっているため、農地が汚染されて生態にも影響を与えた（彭、謝, 2008）。農地の売買と投機目的の影響で、農地

の価格の変動が大きくなり、意欲のある就農希望者には農業に従事するのがさらに困難となっている。2000年の条例の第58条では、国際化と自由化の進展で、高齢就農者の引退を促進し、青年専業農民の就農を促進するのを規定している。

(5) 新農業運動以降（2006年～）

1990年代に重視された「三生」農業という視点から出発し、農業委員会は2006年に新農業運動を推進していた。台湾の農業は以下の3つの困難があると指摘された。(1) 生産コストが高くて規模経済の効果が欠乏、(2) 農業就業人口の高齢化、兼業化の進展と所得低下、(3) 農村の若者人口の流出、公共建設の不足である。以上の3つの困難があるので、農村の高齢化が進行し、生活の品質が低下している。上記の困難の状況を改善するために、創意性のある農業、活力のある農民、魅力のある農村を促進しようとした。この政策ではレジャー農業、漂鳥計画等を促進し、農産物の生産と認証の管理法等の具体的な施策を講じた。以上の目標を達成するために、生産者の安全かつ良質な農産物の生産を重視するほかには、消費者が農業の重要性への理解を深めていく。

食料の供給を安定させ、休耕地を活用するために、2009年から休耕地の再利用を促進している。また、小地主大佃農という政策で、休耕地の地主に対して、農業経営の拡大を図る農民に休耕地を貸し出すことを促進しており、農業経営規模の拡大と効率の向上を図っている。

2.2 農村再生条例とその議論（2008年～）

農村再生条例は2008年10月22日に草案が提出され、2010年7月14日に通過され、2010年8月4日に施行されている。農村再生条例（以下は「条例」という）が施行されてはじめて、台湾の農村の発展は法令の基礎がある。条例においては農村の生産、生態、生活といった「三生」に配慮し、「富麗新農村」を建設し、農村の再生を図るのである。また、生産条件の改善、農村生態と文化の維持、生活の質の向上等という多面的な目標が列挙されたが、その目標は達成するかどうか更なる議論が交わされた点になった。草案が公表されてから、まちづくりや地政学等の領域の学者、社会運動に関わるものをはじめ、農村に関心をもつ記者等の注目を集めていた。条例が正式に施行される前後に、学者らやメディアが条例に関して議論していた。条例に関する議論と言説を以下のように整理し、六つの種類を分けて述べていきたい。農村再生条例の議論を説明して分析しながら、台湾の農村は実際にどのような課題があるのかについても理解することができるだろう。

(1) 農村の定義と範囲

農村再生条例では農村社区が都市の反対の定義という「非都市土地」の範囲で規定されている。社会、経済的条件（例えば高齢化、人口等）で農村を類型化していないのである。

条例の名称は農村再生条例のため、条例の適用対象は再生が必要な農村にすべきであるが、条例はどのような現状にある農村が再生する必要かが明確に規定されていないである（林, 2009、徐, 2009）。条例では特定の条件を規定していないため、全体的な農村社区を発展させることを目指している。しかし、基礎条件が厳しい農村社区が確保されていない状態にあり、その状態にとどまると、更に悪化することが可能であり、基礎条件のいい農村社区との格差も更に大きくなるのだろう。経費が少数の農村に集中してしまう可能性もあると指摘された（徐, 2009）。

(2) 農業生産と農民の生計の問題を優先に解決すべき

長期的に、台湾の農業は農業生産・販売、就農人口の高齢化、所得低下³等の問題に直面している。行政院主計處の〈主力農家経営概況調査報告〉によれば、2005 年末までに就農人口の年齢は平均およそ 59 歳⁴であり、2010 年末までに平均およそ 62 歳⁵に達し、就農人口の高齢化が進んでいる。加えて、2010 年に台湾の食糧自給率はおよそ 31%であり、2000 年の 35%と 1990 年の 43%に比較すれば、明確に減少していた。以上の説明から見れば、台湾の農業と農村の重要な課題と危機がわかる。農村再生条例は 2010 年に正式に施行され、条例の中に描かれた「富麗新農村」は生産、生活、生態を結びつけて規画するため、この条例を通して前述したような農業に関わる問題を改善することが期待されるのだろう。しかし、条例で農業産業の発展と生態に関する条文は少ないであり、農業という産業の発展の目標も深めて説明していなく、全体的に農村の建設が条例の中心になってしまったと指摘された（林, 2009）。農業経済学者の李武忠（2010）によれば、農民が農村の主体であり、農業の全体的な競争力と農民の所得を向上し、「農業再造」が農業主管機関としての農業委員会が優先的に配慮すべきことである。

(3) ハード建設が条例の中心になってしまうこと

(2) で述べたように、農業の生産・販売や農民の生計は農村の実際の問題であるが、条例では農業の生産などに対して解決方法と改善の目標設定が見えない。その反面、条例で公共建設、住宅の修繕や土地の利活用などの建設関連の条文が明確に列挙された。農村再生条例は農村の生産、生態、生活を強調したが、「建設」というのが中心になっていると考えられる。したがって、条例の名付けとしては「農村再生」であるが、農村の農民離農、農地の汚染問題などを解決しなく、実際の内容は長期的な人口、社会の問題という核

³ 2009 年の行政院主計處〈家庭収支調査報告〉によれば、2009 年に農家の所得は非農家の所得の 78.68%である。出典：<http://win.dgbas.gov.tw/fies/doc/result/98.pdf>

⁴ 行政院主計處〈主力農家経営概況調査報告〉民国 97 年統計分析，出典：<https://www.dgbas.gov.tw/public/Data/9471482371.pdf>

⁵ 行政院主計處〈主力農家経営概況調査報告〉民国 102 年統計分析，出典：<https://www.dgbas.gov.tw/public/Data/437112816A8RCXSZF.pdf>

心的な問題には触れないと指摘された(廖, 2009)。また、農村再生に農業の永続的發展と農地の保護とはどのように結びつけなければならないのだろうか、条例でも強調されていない(徐, 2009)。

(4) 人口流出の問題は解決できない

農業委員會(2009)は多様な議論が交わされるのに対し、「農村再生の推進は取り急ぎ行うべき⁶」という宣伝文で民衆に「農村再生」の重要性と必要性を伝えようとした。その中では、農村再生条例で農村社区の弱勢農民を支援し、農村から流出してしまった若者を故郷へ帰らせ、さらに都会住民に農村を体験させる「富麗新農村」を作ろうと述べていた。また、農村の景観を美化にすることを通して、農村の生命力と商機をもたらし、青年を回流させるという⁷。そんな中、青年人口を招き寄せることが言及されたが、農村の景観を美化にすれば、青年を農村へ引き寄せることができるのだろうかと質疑される。農業委員會は農村の現状と課題を述べていたが、実際に人口流失に対する具体的な解決策を提出していないのである。曾(2008)はまちづくりの観点で農村再生条例を見た。曾によれば、農村の衰退は人材の欠乏という根本的な原因があり、産業や文化などの衰退は人の数と質に関わっているため、ハード建設だけでは人材の欠乏という問題が解決できないのである。条例では青年人口を招き寄せることを条例の目的の一つとして述べていたが、その目的を達成するための方法と手段は明確に解決策が出されていないのである。

(5) 「下から上へ」という「ボトムアップ」

条例では農村社区を基礎単位とし、農村社区の住民が自ら農村再生計画を作成して提出するのである。農村社区という下から、地方政府と農業委員會水土保持局という上へ、農村社区の意見と実際のニーズを反映することが期待される。その同時に、農村社区の住民の間の協力関係を深めていこう。しかし、「下から上へ」という農村社区の住民の主体性を重視することには、三つの問題点が挙げられる。一つ目は、住民の自発性の問題である。二つ目は、一つの地域組織か団体を農村社区の代表として再生計画を提出することが規定されているが、多様な地域組織と団体からどのように選択して決めるのだろうか、という問題点がある。三つ目は、農村社区の住民は再生計画を作成して提出する能力があるのだろうか。まとめていうと、「下から上へ」という「ボトムアップ」は一定の自発性と能力が必要であるため、計画を提出する能力の低い農村社区、自主性の低い農村社区は無視される恐れがある。そのため、再生が必要な農村社区は支援される機会もさらになくなるのだろう。

⁶ 農業委員會, 〈推動農村再生, 不能再等(民眾說帖)〉, 2009年3月30日。

⁷ 農業委員會主任委員陳武雄, 〈通過農村再生條例不能拖〉, 農政與農情(民國)98年4月份。

(6) 農村再生の意味と条例の効果

条例がハード建設を中心にしてしまうことを含めて考えると、条例で指す農村再生は都市の需要とレジャーのためであり、農民の生活と生計を支援するのではないと指摘された⁸。また、条例のいわゆる農村再生は「農村の都市化、農地の建地化、農村生産の活性化がレジャー農村に取って代わるのだ」と指摘された(陳, 2010)。誰が農村再生条例の主体なのだろうかに関しては議論される点である。また、条例の主体の設定によって条例の農村再生の意義と位置づけも変わってくるのだろう。

農業委員会(2009)は議論されていたのに対し、農業の生産と促進、農民の福祉に関しては農業発展条例で規範されたため、農村再生条例では農村の全体的な環境を改善し、生活の環境の改善を条例の重点にしたのであると述べていた。また、ハード建設だけではなく、農村の機能を活性化し、農村の人材を育成するという。議論が交わされていたため、農業委員会(2009)は公聴会を開いて民意を反映してもらおうとした。2010年正式に施行されている条例は、草案の土地の活性化に関する住民の土地権と財産などの土地の利用の条文を削除して通過した。まとめていうと、農村再生条例の利点は農村建設の改善、部分の住民の共同参加と向心力の向上、文化資源の保存などがある。しかし、農村の基礎建設などの前述したことを改善することが必要であるが、膨大な再生基金(1500億万円)や資源で支えては効率的かつ効果的に運用できるのだろうか。また、農業委員会(2009)は青年人口を故郷へ帰らせることを述べていたが、正式に施行されている条例は青年人口流出の課題の解決策を提示していない状態に通過された。条例では農村の核心問題の青年人口流出と就農人口高齢化が解決することができるのだろうか。さらに、真の弱勢農民と農村はどのように確保するのだろうか条例でも提示されていないのである。したがって、農村再生条例だけでは、多面的な農村の問題を解決することは制限があるのだろう。

2.3 本章のまとめ

1950年代から1960年代にかけて、農業は食料の供給の役割以外に、工業の発展のための資源を提供していた。1970年代に農業の機械化と農業経営規模の拡大を政策の重点にし、農業の現代化を促進し、効率の向上を図っていた。工業化の進展で農業就業人口は迅速的に非農業産業へ流出してしまった。1990年代の国際化の進展で国内では環境の保全に配慮し、農業の生産、農民の生活、農村の生態を重視してきた。WTOの参加によって国際化と自由化の背景で、農業委員会は休耕政策を実施していた。だが、この休耕政策は「経営規模の拡大」を図る1970年代以降の農業政策とは矛盾があり、大量の耕作放棄地の増加という事態となってしまう、農民が農業を離れたこともある。一方、2000年の農業発

⁸ 〈三分鐘搞懂【農村再生条例】〉, 2008年12月9日, 出典:
<http://blog.yam.com/munch/article/18854630>

展條例の修正の第 58 条においては、高齢就農者の引退を促進し、「青年専業農民」の就農を図っていた。その條例の修正は農業労働力の高齢化の進展という問題を重視してきた以外に、青年の農業経営の専門化が望んでいる。2006 年に漂鳥計画という具体の施策を推進し、青年に農業への理解を深めることで、さらに就農の可能性を高めるを図っていた。休耕政策の実施の 12 年後、2009 年に休耕地の活用を促進するために、休耕地の地主が経営規模の拡大の意欲のある就農者に農地を貸すことを推進し、農業経営規模の拡大の専門化経営を促進している。2010 年に実施された農村再生條例は 2.2 で説明したように議論が交わされていた。そんな中、大きな議論はこの條例が農業の発展との関連性が緊密でないことと、農業と農村との人口流出に具体的な施策がないことである。

3. 台湾における青年就農

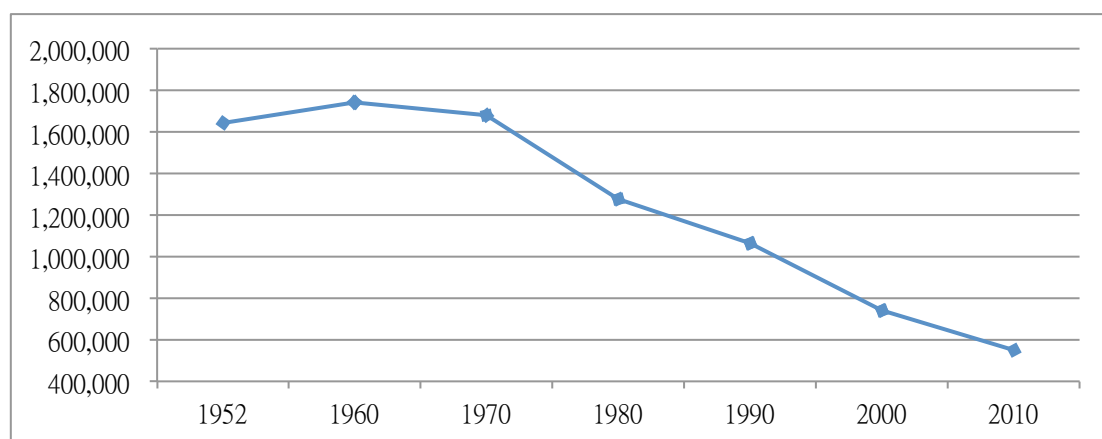
台湾における青年就農の現状を考察するために、3.1 台湾における農業労働力では台湾の農業労働力の変化を説明し、台湾の農業労働力の現状と就農支援政策の背景を明らかにする。3.2 台湾における青年就農に関する研究では台湾の青年就農の実際の状況を振り返り、3.3 台湾における就農支援政策では就農支援政策の現状をまとめて説明する。

3.1 台湾における農業労働力

台湾の農業労働力は社会経済の情勢とともに、変化している。農業労働力の現状とその変化の原因を明らかにするために、ここで台湾の農業労働力の変化とそれに関する文献を考察する。

1950年代工業化の進展とともに、農業労働力は非農業部門へ流出していたため、農業就業人口が減少していた。図1の台湾における農業就業人口の推移の示したように、1952年に農業就業人口の就業総人口はおよそ162万人の56.1%を占めていたが、1980年に至り、128万人の19.5%までに減少し、およそ30年間に34万人減少していた。劉（1986）によれば、当時に国家では重要な建設が続けられており、都会に就職の機会が多く作り出し、農村の青年人口が都市へ移動させていた。また、農村から流出したのは若者かつ教育レベルが高い労働力であり、農村の数だけでなく質の変化でもあると述べている（劉，1986）。

図1 台湾における農業就業人口の推移



出典：2010年農業統計要覧より筆者作成

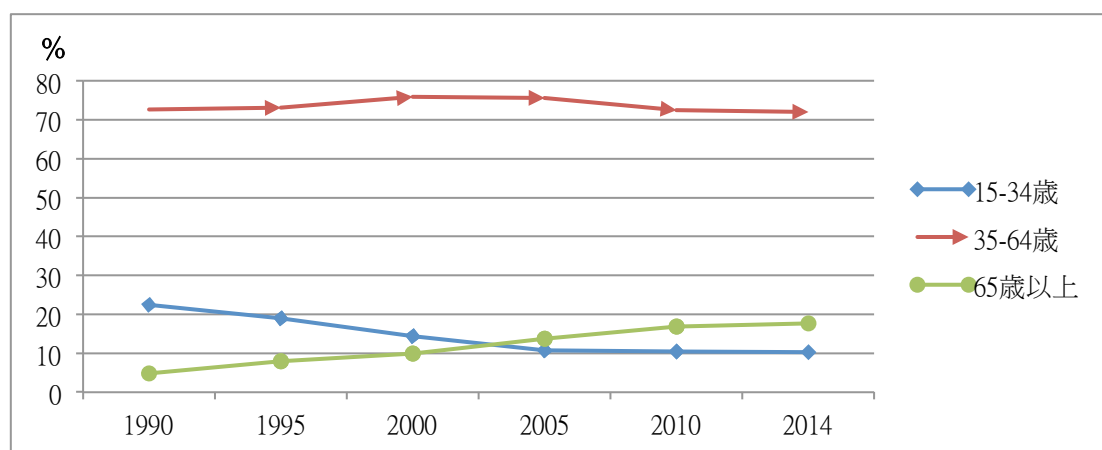
工業と商業は迅速に発展しており、1980年代に農業就業人口が減少していた。2010年までに農業就業人口はおよそ55万人となっており、台湾の就業総人口の5.24%占めていた。一方、農業の発展では機械化と自動化の進展とともに、農業労働力の需要量が年々減少していた（李，1998:2）。1980年代から2000年代にかけての農業労働力の就業構造の変

化については、胡（2000）によれば、三つの原因が挙げられている。一つ目は、農業生産の収益が低くて家庭の生活に足りないことである。農業労働者は生計を支えるために、兼業で農業をするのであり、農業をやめて他の仕事に移転することも可能である。二つ目は、非農業産業が快速的に発展し、労働力の需要が拡大するため、農業労働力が吸収されることである。三つ目は台湾の農業の生産は不利益な条件にあり、競争力が低いため、新たな人材が投入しにくくなるのである。農業労働力を確保するためには、産業の競争力を向上することが必要であるという。

農業就業人口の流出については、劉（1986）は農業をしなくて農村で居住する 17-35 歳の青年を研究対象にし、アンケート調査で彼らが農業をしない原因を考察してきた。その研究の結果によれば、農業をしない原因の順は農業からの収益が少なくて家計を担えないこと、農業の仕事がきついし仕事の時間が長いこと、自分が持つ土地の面積が小さいあるいは土地がないこと、農業以外の技術と知識を身につけたことなどがある。劉（1986）と胡（2000）の研究から見れば、農業からの収入で生計を立てることができるかどうかは就農を選択する際に、重要なポイントの一つである。また、農業自体の生産条件と農業の競争力は農業労働力の変化を大きく影響するのである。

農業就業人口の流出とともに、農業労働力の中の若者年齢層の人口が減少していた。図 2 台湾における農業就業人口の各年齢層の割合の示したように、1990 年から 2010 年にかけては、農業就業人口は 35-64 歳の就業人口が 72-76%であり、大きな変化がないが、15-34 歳の就業人口が減少し続けていた。1990 年に 15-34 歳の就業人口が農業就業総人口の 22.5%占めていたが、2010 年までに 10.5%に減少し、20 年間に 12%減少した。このことから見れば、農業労働力では 15-34 歳の青年人口の就農が欠乏である。

図 2 台湾における農業就業人口の各年齢層の割合



出典：2014 年農業統計要覧より筆者作成

一方、農業労働力の高齢化が進行している。65 歳以上の農業就業人口は 1990 年に農業

就業総人口の 4.8% 占め、2005 年に 13.7% に増加し、15-34 歳の農業就業人口を超えた。2010 年までに、65 歳以上の農業就業人口は農業就業総人口の 16.9% に達し、2014 年に 17.6% までに増加した。2013 年に行政院主計處〈主力農家経営概況調査報告〉によれば、2010 年の農業人口は平均 62 歳となっている。

2008 年の〈主力農家経営概況調査〉によると、2005 年に全農家の平均耕作面積は 0.77 ヘクタールであり、農業経営規模がやや小さいのである。また、2014 年の農業統計要覧によると、2013 年全農家は 78 万戸があり、その中の 79% は耕作面積が 1 ヘクタール以下である。

3.2 台湾における青年就農に関する研究

3.1 「台湾における農業労働力」の節では農業就業人口の高齢化が進行しているのがわかった。農業委員会は 2006 年に新農業運動を促進していた。その運動では農業労働力の高齢化という問題を重視し、漂鳥計画という活動を推進し、35 歳以下の青年に農業を体験させ、さらに農業に従事することを望んでいる。2006 年以降、台湾では塩見（2003）の『半農半 X という生き方』という本の訳本が出てきた。また、その後も就農に関する本が出てきた。研究分野としては、青年就農に関する研究はほとんど 2005 年以降である。従って、2006 年は就農に関する論述や著作の分かれ目だと言える。青年就農の実際の状況を明らかにするために、青年就農に関する研究を考察し、以下就農青年の職業転換に着目した研究、漂鳥計画の参加者を研究対象にした研究、自発的に就農を決めた者を研究対象にした研究という 3 種類に分けて論じていく。

(1) 就農青年の職業転換に着目した研究

陳（2005）は「過去非農業産業に従事していたが、農村ヘレジャー農業に転職した 30-45 歳の青年」にインタビューをし、研究対象の個人のキャリアとその転換の過程、農業能力育成の経験を考察してきた。その研究の結果によると、研究対象者は基本的な生計の需要を満たしてから、農業の専門知識の学習とトレーニングということを求める。また、対象者は農業能力育成のために、農政機関の教育訓練を受講するのをはじめ、同業あるいは仲間とお互いに学習するのである。

陳（2005）の研究と類似しているのは黄（2010）である。黄（2010）は職業の転換に着目し、過去農業に従事しなかった 30-55 歳の専業就農者を研究対象にした。黄の研究では、専業就農者が非農業産業から農業に転じる過程を考察するため、研究対象の就農年数を 3-10 年にし、農業の経営状態がより安定した時期なのである。

陳（2005）と黄（2010）の職業転換に着目した研究は就農者の就農過程を段階的に述べていた。陳（2005）は対象者の「転職前」と「転職後」の職業、地域、収入、生活スタイルの転換を説明していた。黄（2010）は就農してから 3-10 年の就農者を対象に、販路の確

立かどうかに基づいて就農の模索期、経営初期、経営中期（販路が確立）、経営安定期に分けている。周（2014）は「都市部に就職した経験があり、農村に移動して就農することにした者」を研究対象にし、その就農の過程と就農者が将来農業への影響を考察していた。しかし、周の研究では農業の経営に着目したが、就農者が就農の過程で遭った困難とその乗り越えの過程が深く描かれていないのである。

（2）漂鳥計画の参加者を研究対象にした研究

陳（2007）は非農業の仕事から就農することにした18-45歳の青年農民と、漂鳥計画に参加した者を研究対象にした。また、アンケート調査で前述の対象者の個人条件等が就農への影響と対象者の将来の期待について考察していた。呉（2011）は「漂鳥計画に参加したことがあり、有機農業をしている者」を研究対象にし、対象者の創業の過程と、漂鳥計画に参加した経験が就農青年への影響を考察していた。呉の研究は、研究対象が農場を営んでいる者であり、創業の過程とその経営を中心に考察していた。また、その研究の結果は、漂鳥計画は対象者の就農青年にポジティブな影響を与えた。その反面、漂鳥計画の役割については、黄（2008）の研究で言及された。黄（2008）は漂鳥計画が椎茸や有機農業等のある程度の難しさがある農業だけを若者に体験させることで、伝統的農業の重要さを無視した恐れがあると指摘した。したがって、漂鳥計画は異なる農業経営のタイプに対し、影響と効果が変わるのだろう。林（2011）は「2006年～2008年の漂鳥計画に参加したことがあり、すでに農業をしている者」を研究対象にし、アンケート調査で就農青年が就農の理由を考察していた。その研究の結果は、農業に転じた理由は「農業は自分の趣味と理想」、「農村（田舎）の環境は健康に良い」、「農村の景色と生活に憧れる」等がある。

（3）自発的に就農を決めた者を研究対象にした研究

鄭（2007）は自発的に就農を決めた者を研究対象にした。また、その研究対象は非慣行農業の形態で、自給自足でなく一定の経済規模があるのである。鄭は対象者のライフスタイルに着目していた。就農というのは対象者にとって新たな仕事であるだけでなく、ライフスタイルの選択であると指摘された。蔡（2009）は非農業産業から非慣行農業の有機農業に転じた就農者を研究対象にし、有機農業をする者と土地との関係を考察していた。鄭（2007）と蔡（2009）の研究対象は花蓮と台東の就農者を中心にした。

以上の就農青年を研究対象にした研究を概観し、就農青年が自分の意志で就農を決めた例が多く見られる。前述したように三種類の研究を分けて説明した。漂鳥計画の参加者を研究対象にした研究を見れば、政府の宣伝と就農促進は青年が就農する原因の一つだとわかる。自発的に就農を決めた者を研究対象にした研究は、研究対象の年齢制限を設定しなく、主に有機農業をする者を対象者にしたのであり、就農者の生活とライフスタイルに着

目した。職業転換に着目した研究は就農者の就農過程を述べていた。

まとめていうと、以上の研究は就農者が実際に農業を行って直面した困難を深く描かれていないものである。また、農業委員会は2006年以降、青年の就農を促進するために、多様な支援政策を立ててきた。したがって、本研究は青年就農者をはじめ、台湾の就農者が直面した困難を考察し、就農者の実態と現状を明らかにしていきたい。また、就農者に対する支援政策はどのような役割を果たしているかをさらに考察していきたい。

3.3 台湾における就農支援政策

就農者にスムーズな就農を支援し、促進することを就農支援政策という。ここで、台湾における就農支援政策の実施の現状と就農者が利用できる支援政策を明らかにするために、台湾における就農支援政策を考察する。就農者が困難に直面している際に、どのような支援が受けられるのかを明らかにする。台湾における就農支援政策は以下の農地に関する支援、農用機械と施設に関する支援、農業経営に関する支援、農業知識や技術に関する支援を中心にし、自然災害に関する支援を含めて5つの種類に分けて説明を行う。

まずは農地に関する支援であり、表1の示したような4つの項目がある。農場の経営規模の拡大を図るには、1982年から「擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款」という農地購入の融資を提供している。農業に従事する者や農業経営規模の拡大の希望者に迅速に農地を探せるために、2007年に「農地銀行」という農地の中間管理機構が成立され、農地の売買と賃借の仲介の役として運営しており、農地の流動と活用を図っている。また、休耕地等の地主（農民）が農地を意欲のある就農者に貸すことを促進し、意欲のある就農者が農業経営規模が拡大できるようにするために、2009年から「小地主大佃農」という政策を実施している。同年に「小地主大佃農貸款」という農業経営規模の拡大のための融資を実施している。また、2013年の「調整耕作制度活化農地計畫」という休耕地を活用するための計画を実施し、小地主大佃農という政策を通して、休耕地の地主が農地を貸すことを促進している。

表1 農地に関する支援政策

	開始年	政策	類型
1.	1982年～	擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款	農地の融資
2.	2007年～	農地銀行	農地中間管理
3.	2009年～	小地主大佃農	農地中間管理
4.	2009年～	小地主大佃農貸款	農地の融資

出典：農業委員会 HP より筆者作成

農用機械と施設に関する支援政策は表 2 に示したものである。1960 年代に工業化の進展で、農業就業人口が減少し、農業の生産費の削減と農業労働力不足の問題を解決するために、1970 年に経済部が「加速進行農業機械化方案」を実施し、農業の機械化を図っている。1973 年に農業発展條例の第 28 条においては農業委員会が農業機械化の発展のための計画を定めることが必要であり、農民と農民団体に農用機械の購入と使用を促進する他に、そのための補助と融資を提供すべきであると規定されている。1983 年に「農機貸款」という農用機械の融資を実施し、就農者に農用機具の購入のための融資を提供し、就農者に農用機械の取得のための資金が取得できるようにした。2002 年に「行政院農業委員会主管計畫補助基準」を実施し、農用機械、設備等の農業生産に必要な資材の一部の資金を補助することを規定している。エネルギー節約の農用機械等の使用を推進するために、2009 年に「農業節能減碳貸款」を実施し、エネルギー節約の農用機械等のための融資を提供している。2015 年に「補助購置小型農機具實施計畫」を実施し、小型の農用機械の補助金を提供している。

表 2 農用機械と施設に関する支援政策

	開始年	政策	類型
1.	1983 年～	農機貸款	農用機械の融資
2.	2002 年～	行政院農業委員会主管計畫補助基準	農用施設の補助金
3.	2009 年～	農業節能減碳貸款	省エネ農用機械の融資
4.	2015 年～	補助購置小型農機具實施計畫	小型農用機械の補助金

出典：農業委員会 HP より筆者作成

農業委員会は 2004 年以降農業経営に関する支援（表 3）を実施し、融資が中心である。農民の生活の改善を図るために、2004 年から「農家綜合貸款」という融資を提供している。2005 年から産銷班とそのメンバーという特定対象を中心に就農の融資を実施している。同年、農業経営を改善し、経営規模の拡大を図るために、「輔導農糧業經營貸款」という融資を実施してきた。農業生産の経営、農業の競争力の向上を図るために、2005 年に「農民經營改善貸款」という融資を実施している。18-45 歳の青年の就農を促進するために、2012 年から「青年從農創業貸款」という青年就農のための融資を実施している。2014 年から「農民組織及農企業産銷經營及研發創新貸款」という特定の農民組織と農業企業が農業技術や農産品の品質の向上のための融資を実施している。

表 3 農業経営に関する支援政策

	開始年	政策	類型
1.	2004 年～	農家総合貸付	農業経営の融資
2.	2005 年～	農業産銷班及班員貸付	農業経営の融資
3.	2005 年～	輔導農糧業経営貸付	農業経営の融資
4.	2005 年～	農民経営改善貸付	農業経営の融資
5.	2012 年～	青年従農創業貸付	農業経営の融資（青年）
6.	2014 年	農民組織及農企業産銷経営及研發創新貸付	農業経営の融資

出典：農業委員会 HP より筆者作成

農業委員会は 2006 年に「新農業運動」を促進し、農業就業人口高齢化の問題を重視してきた。2006 年から青年を中心に就農支援を行う政策が多く実施されており、融資以外の支援を実施されてきた（表 4）。2006 年の漂鳥計画をはじめ、18-35 歳の青年に農業と農村生活を体験させる活動を展開していた。漂鳥計画では花の栽培、有機農業、水産物の養殖などの体験がある。園丁計画は農業の体験を提供し、農業に興味を持つ 35 歳以上の者を対象にした。2011 年に農民学院が成立されたら、漂鳥計画と園丁計画が終了することになった。

農民学院では、農民に農業の知識と技術の習得を提供している。授業を受けるための費用が必要であり、授業を入門、初級、中級、高級に分けられて農民が自らの需要によって選択される。農業委員会は 2013 年に「吉時従農、青春築夢」を実施し、18-45 歳の青年農民に対して個別支援と専門家による指導を提供してきた。毎年 100 名の青年農民を応募し、生産の技術、経営の指導、農地の取得などの支援を 2 年間提供する。青年就農者間の交流を促進するために、2013 年に各地域の農會は「青年農民聯誼會」を実施している。2015 年に「青年農民創業入口網」というホームページを作成し、（青年）就農者に農業に関する情報、利用できる支援や補助金等の情報、就農の相談を提供している。

表 4 農業知識や技術相関に関する支援政策

	開始年	政策	類型
1.	2006～2010 年	漂鳥計画	農業の体験（青年）
2.	2006～2010 年	園丁計画	農業の体験（青年）
3.	2011 年～	農民學院	農業知識と技術の習得
4.	2013 年～	吉時従農、青春築夢	個別支援と指導（青年）
5.	2013 年～	青年農民聯誼會	農民の交流（青年）

6.	2015 年～	青年農民創業入口網	情報提供と就農の相談
----	---------	-----------	------------

出典：農業委員会 HP より筆者作成

自然災害に関する支援政策は表 5 に示したものである。1991 年から「農業天然災害救助辦法」を実施し、就農者の農作物が自然災害による被害が 20%以上の場合に、救助金を申請することができる。また、農作物別とその栽培面積によって救助金の金額が変わる⁹。一方、就農者の自然災害による被害の負担を軽減するために、低金利の融資を実施している。2008 年から「農業天然災害低利貸款」という 1.25%の低金利の融資を実施している。2014 年から実施された「農民組織及農企業天然災害復耕復建貸款」という融資は、自然災害による被害が発生した農民組織と農企業¹⁰に、自然災害からの復旧のための融資を実施している。

表 5 自然災害に関する支援

	開始年	政策	類型
1.	1991 年～	農業天然災害救助辦法	自然災害の救助金と低金利融資
2.	2008 年～	農業天然災害低利貸款	自然災害の低金利融資
3.	2014 年～	農民組織及農企業天然災害復耕復建貸款	自然災害復興の融資

出典：農業委員会 HP より筆者作成

⁹ 農委會（2013），農業防災與救助－農業天然災害救助：

<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=2447882> より

¹⁰ 「農民組織及農企業天然災害復耕復建貸款要點」の第 5 点において、「農企業」とは中小企業の認定の基準にある企業である。

4. 日本における農業政策の背景

農業の発展はその現時点で実施された農業政策に関わっている。農業政策も当時の社会経済状況によって制定し、農業の発展の方向性を定めるのだろう。本研究は日本における農業と就農者の現状を考察するために、4.1「日本における農業と農業政策」の節で日本の農業と農業政策の流れを説明し、農業政策の背景を明らかにする。4.2「日本における農業労働力」の節で日本の農業労働力の変化を示していくことで、日本の農業労働力の現状を考察し、就農支援政策の制定の背景を明らかにする。4.3「日本における青年就農支援政策」の節では、日本の就農支援政策の背景を考察し、日本の就農支援政策を整理して説明を行う。

4.1 日本における農業と農業政策

本節では及川（1987）、農林水産省（2007）を参考にしながら、日本の農業政策とその政策の背景を明らかにする。戦前と戦時体制化、戦後から農業基本法制定まで、高度経済成長期における農政、国際化の進展における農政、食料・農業・農村基本法制定以降に分けて論じる。そして、この節の最後で、以上の農業政策をまとめる。

(1) 戦前と戦時体制化（1918～1945年）

米価の高騰で民衆生活の困難が発生し、1918年に米騒動が始まった。当時に米の生産量は人口の増加の需要に供給できず、自由な市場において米価が急騰した。この困難を改善するために、政府は自由な市場を介入し、1921年に米穀法を制定し、米の産量と米価の安定を図る。米穀の生産量と価格の調節を強化するために、1933年に米穀統制が制定された。米穀統制法では米の最高価格と最低価格が規定され、米価を一定の範囲に維持させた。1937年に日中戦争が始まり、戦時中の食糧の供給と米価の抑制のために、政府は米穀の管理制度をさらに強化し、1942年に食糧管理法を制定した。その中では、戦時中の米価が高騰していたため、政府は米価を調整するために、高い価格で生産者が作った米を購入し、低価格で消費者に販売することで、民衆生活の需要を安定させる。この状況に応じて生産者米価と消費者米価という二重米価制度が形成された。

(2) 戦後から農業基本法制定まで（1945～1960年）

1945年に敗戦した後、戦時中にお米の生産量が低下したことで、政府は食糧不足の問題を解決し、国民の食糧問題を確保するために、1946年に食糧緊急措置令と1948年に食糧確保臨時措置法を制定した。前述の法令と食糧の輸入の影響で、食糧供給問題は1950年代に解消していた。戦後、耕作者の地位を向上し、農地の農業上の利用を促進するために、戦前の地主制を変更した。一連の農地改革が実施されていた。1945年に農地調整法の改正、1946年に自作農創設特別措置法、1952年に農地法が制定された。その目的とし

ては、農地転用の規制で農地の農業用を確保し、耕作者の農地の所有権を確保することで、耕作者の地位を安定させ、農業生産の増進を図って国家の食糧の供給を安定させることである。

(3) 高度経済成長期における農政（1961～1980年）

1950年代後期に高度経済成長期に入った。当時の高度経済成長に伴って、農業従事者と非農業従事者の所得格差をもたらした。1961年に農業基本法が制定された。高度経済成長期がもたらした所得格差を縮小するために、農業基本法では「農業の生産性の向上」と「農業従事者の所得の増大」を目標として制定し、農業の発展と農民の地位の向上を図っていた。1950年代後期以降、農業技術の向上と農業の機械化が進んでいる中、米の産量が迅速に増加し、1967年に完全自給を達成していた。

食糧の供給問題が緩和された中、1961年に制定された農業基本法は需要量が高い農産品の生産を増進し、需要量が低い農産品の生産を転換するのを促進した。また、農産物貿易自由化の進展で外国農産品の競争にあり、農業生産の選択性の拡大が期待される。農業経営規模の拡大、農地の集団化、機械化という農業構造の改善により、生産費の低減と農民の所得の向上を目指した。田代（1999:39-41）は農業基本法の理念と成果について論じた論文で次のように述べている。農業基本法が望ましい農家経営は「自立経営」であり、その自立経営は（1）家族農業経営という農業経営の姿、（2）適正規模の専業農家（3）生活の水準ないし所得の均衡という3つの要素が含まれている。だが、農業経営規模の拡大はほとんど増加せず、「自立経営の代わりに安定兼業農家が増加した」と田代が指摘した。

1967年に米完全自給に達した後、飲食の西洋化等の原因で、米の供給量は需要量を超えて米過剰という問題が発生した。米過剰の問題を解決するために、1969年に減反政策を実施していた。また、稲作転作や休耕によって米の生産量を調整しようとした。休耕に対する助成は1973年に廃止した（農林水産省, 2008）。1969年に自主流通米制度が始まった。一方、農地の流動を促進するために、1969年に農地法改正を実施し、農業振興法を制定した。さらに、1980年に農用地利用促進事業が実施されていた。だが、農地の零細分散、都市化と工業化による地価の高騰、農地が資産の一部と視されたため、農家経営規模の拡大はあまり進まないのである。

(4) 国際化進展下の農政（1980～1999年）

日本の食料自給率は1989年に50%を割り込んだ。そのため、1992年に制定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」では、食料の持つ意味、農業と農村の役割の明確化、地球環境への配慮等を重視し、効率かつ安定的な経営体の育成と農地の効率的な利用を図っていた。また、地域の自主性と創意を活用した地域づくりを促進しようとした。1993年にガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意では、米のミニウム・アクセスを設定し、すな

わち米の最低輸入量が規定された。同年に、米が不作になり、戦後初めの米不足が発生していた。米不足の問題を解決するために、外国から米を輸入していた。

効率かつ安定的な農業経営を促進するために、1993年に農業経営基盤促進法を制定した。この促進法では経営改善の意欲のある農業者を育成するために、認定農業者制度¹¹を制定し、農地利用の集積を促進している。一方、日本は1960年代の農業基本法から、農業経営規模の拡大と農地利用の意向の増進を図っているが、前述したような農地の零細分散の問題がある以外に、規模拡大の阻害について、畑田（2002）は農地の流動化と現代日本農業の諸問題について論じた論文で次のように述べている。「農地流動化の障壁は農地過剰、収益性の低下、地価の高騰と下落、耕作放棄、「むら」機能の低下など様々な問題が絡み合っており、解決は容易ではない」であり、農地流動化を促進する際に、以上のような問題点を無視してはいけないのである。

1993年に米不足の事件が発生したため、農林水産省は1995年に食糧管理法を廃止し、新たに食糧法を制定した。過去の政府が主体として管理した食糧管理法と別に、新食糧法では民間の流通米が始まり、政府から民間主導へ進行した。国際化の進展で、日本の農業政策は新たな社会情勢に応じて、食料自給率の低下、農地面積減少、農業人口高齢化や農業労働力不足等の課題に直面している。それに対して、農林水産省は1999年に「食料・農業・農村基本法」を制定した。農業生産性の拡大と農民の所得確保を目標とした農業基本法と相違があり、食料・農業・農村基本法は「国民」の視点から、食料供給の確保、農業多機能の発揮、農業の持続的発展、食料自給率の設定等を促進していた。

(5) 食料・農業・農村基本法制定後（2000年～）

食料・農業・農村基本法を制定した後、この基本法に基づき、2000年から5年に1回策定する「食料・農業・農村基本計画」が始まった。この計画では基本法の理念と方向を具体化し、食料自給率の目標、農業構造の確立、農業振興等の施策を制定している。2000年の計画では2010年の食料自給率を45%に設定した以外に、新規就農者への支援を重視してきた。2001年にBSE感染牛の問題が発生し、食品安全問題は配慮したことで、2002年に「食」、「農」の再生プランを制定した。その中では、食の安全と安心、農業構造の改革、都市と農山漁村との共生を主軸にし、消費者の視点からの農政の展開が始まった。また、国民教育の面から食育を促進し、国民の食物への理解を深めようとした。

2005年の食料・農業・農村基本計画においては、2015年の食料自給率を45%に設定し、経営所得安定対策を導入した。さらに、環境や資源の利用を重視してきた。経営所得安定対策では農家経営を安定させるために、畑作物の直接支払交付金と畑作物の収入減少影響

¹¹ 農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業者が農業経営改善計画の5年計画（経営改善の方向、経営規模の拡大などの目標とその達成のための取り組み内容）を作成し、計画の認定を受けた者は認定農業者になる。

緩和対策を推進している。一方、2008年に経営所得安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策を見直した。そんな中、経営所得安定対策では小規模農家と高齢農家を含めた地域農業の担い手の確保を重視してきた。また、米政策改革推進対策では、作物の生産調整を推進し、麦や大豆等の作物の生産拡大と安定を支援する。

以上の日本の農業政策の背景を考察し、まとめる。日本は1961年に農業基本法を制定し、経営規模の拡大を農政の重要な目標とした。また、1960年代後期から農地の利用を促進してきた。1990年代からの「食料・農業・農村基本法」では効率かつ安定的な経営体の育成を図っている。日本は表6の日本における農家経営耕地面積構成比に示したように大半の農家の農業経営規模が小さいため、農業経営規模の拡大と農地の集積は重要な課題である。農業基本法では生産者の所得の向上を目標として設定した。1999年の食料・農業・農村基本法では国民の視点から、2000年代以降の消費者の視点を含めて農業政策を実施している。また、都市と農村の共生と農業の持続的発展を強調してきた。以上から見れば、農村と農業は多面的機能を持っているのがわかった。1990年代に新しい基本法では農業人口高齢化や農業労働力不足の問題を重視し、農業経営体の育成への支援を促進しはじめた。

表6 日本における農家経営耕地面積構成比（農家単位：戸）

	合計	1ha以下	1ha～3ha	3ha以上
日本全国	1,631,206	900,304	551,430	179,472
構成比	100%	55%	34%	11%

出典：農業センサスより筆者作成

注：構成比は四捨五入。

4.2 日本における農業労働力

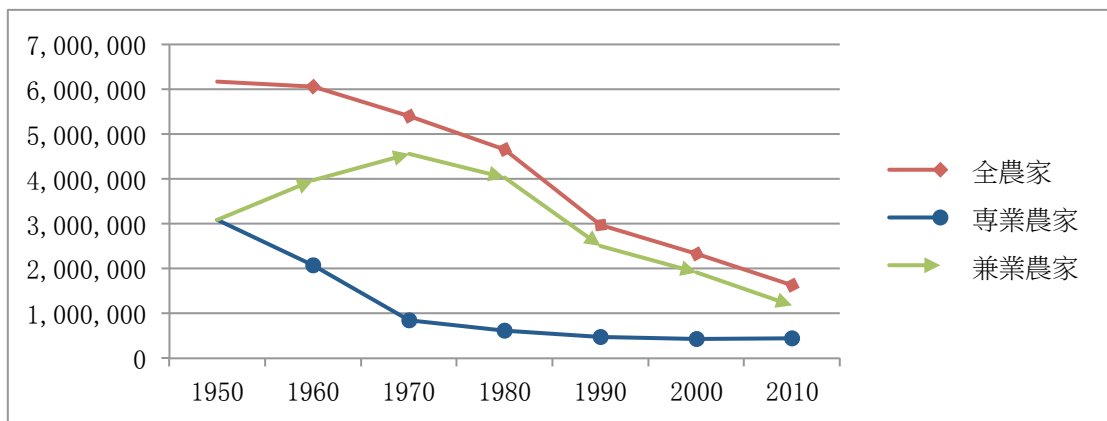
本節では日本の農業労働力の変化を説明し、その背景を考察する。

高度経済成長の背景で非農業の産業の就業機会が増加し、農家の出稼ぎが始まったため、図3の日本における専兼業別の農家戸数の推移（次のページ）に示すように1960年代以降兼業農家の戸数は大幅に専業農家を超えた。兼業農家は1960年代に全農家の65%を占めていたが、1980年代に兼業農家は全農家の86%を占めていた。高度経済成長に伴って兼業化が進んでいた。また、農家の兼業化の進行以外に、全農家の戸数は1960年代の606万戸から1980年代の466万戸に減少し、全農家の数が減少していた。1970年代以降、農家総数の減少に伴って兼業農家が減少し始めた。さらに、2010年までは全農家の数が163

万戸に減少してきた。

図4の日本における農業労働力の推移によると、1960年代から2010年まで、日本全体の農業就業人口は減少する傾向である。1960年代から1980年代の高度経済成長期に、農業就業人口は1454万人から697万人に減少し、半数以上を減少した。16-64歳の農業就業人口も減少する傾向である。青壮年の農業就業人口が減少している中、65歳以上の農業就業人口は2000年以降に、16-64歳の青壮年農業就業人口を超えた。2010年までに、65歳以上の農業就業人口は全農業就業人口の約62%となっており、農業就業人口が平均65.8歳となっている。高齢化が急速に進行している。

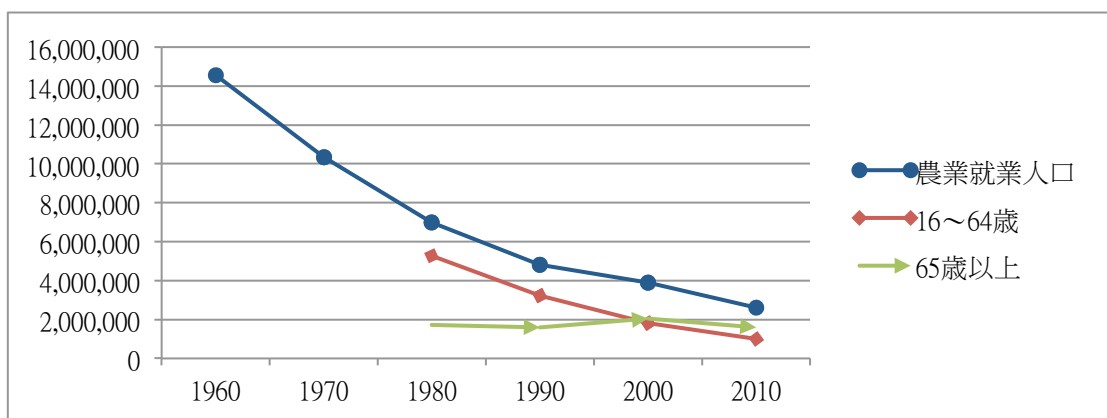
図3 日本における専兼業別の農家戸数の推移



出典：2010年農業センサスより筆者作成

注：1990年以降、農家の定義の変更により、図1で示した1990年以降の数字は販売農家の数を指す。販売農家：「経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家」（農林水産省）である。

図4 日本における農業労働力の推移



出典：2010年農業センサスより筆者作成

4.3 日本における青年就農支援政策

4.3.1 日本における青年就農支援政策制定の背景

農林水産省は1999年の食料・農業・農村基本法では農業就業人口の高齢化と農業労働力不足の問題を重視してきた。以下、食料・農業・農村基本計画（以下は基本計画という）では農業労働力に関する部分を振り返りながら、日本の青年就農支援政策の背景を明らかにし、基本計画の間の関連性と変化を考察し、まとめる。

2000年の基本計画の「農業の持続的な発展に関する施策」では、効率かつ安定的な農業経営を育成し、生産性が高い農業を展開することを図っている。また、それらの農業経営体は生産の相当部分を担う農業構造の実現を目指していた。前述のような目標を実現するために、農集利用の集積による経営規模の拡大、専業営農を促進するのが必要だと視された。その専業営農は家族経営の活性化と農業経営の法人化を指していた。一方、意欲のある就農希望者に農業に関する情報や研修を提供することで、経営管理の学習と農業技術の支援を促進する以外に、農地を円滑に取得できるように施策を講ずるだけでなく、社会、学校教育を通して国民が農業への理解を深めていくことも目的の一つである。

2005年の基本計画においては、認定就農者制度の活用を推進し、農業経営の担い手の明確化と支援の集中化を重点化した。麦、大豆、米等の大きな耕作面積が必要な土地利用型農業の担い手を確保するために、個別経営だけでなく、集落を基礎にした営農組織と組織の法人化を促進する。そんな中、小規模農家や兼業農家も集落営農¹²組織の一員になる。農地利用の調整と農地の集積によって効率かつ安定的な農業経営を図っている。また、農業法人への雇用の農業労働力を確保し、農業高校や農業大学の農業に関する研修教育を充実させることで、農業人材育成を促進しようとしている。

2010年の基本計画においては、農業経営の多角化と複合化という6次産業化を推進していた。農業者が持続的に農業に従事できる農業生産環境の整備を促進するために、戸別所得補償制度¹³を創設していた。小規模農家の6次産業化を通して、生産、加工、販売を一体としてその特色を活かし、付加価値を高めることで、農家の所得を向上する。また、適地適作を推進し、大規模の効率化を図っている。以上の施策体系で、農業経営規模の拡大を目標とした農業者も、小規模農家も各自の創意工夫で持続的発展を望んでいる。人材育成と確保については、農業者子弟、農業雇用、非農家出身者、中高年齢層の帰農等に対

¹² 集落営農：「集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動」という（農林水産省，2010）。共同に農業経営を行うことで、農地の集団化、機械等の共同利用、地域の担い手を中心となった生産から販売までの共同化を図っており、効率的な農業経営を推進する。

¹³ 戸別所得補償制度：「販売農家を対象に、農産物の販売価格と生産費の差額を国から直接交付金として支払うことを基本とする」（基本計画，2010）。戸別所得補償制度は2012年までである。2012年以降は経営安定所得対策という政策で行われている。

して、多様な農業経営の人材に支援する。例えば、情報の提供、農業学校の人材育成、農業法人等実践的な研修等の支援がある。また、経営開始の就農者に農用機械、施設等の支援を行う。農業就業人口の高齢化が進んでいる中、農業の人手不足の問題を軽減するために、生産受託組織の育成を推進する。さらに、資金調達の支援を講じる。

2015年の基本計画においては、2000年の基本計画で掲げた農業経営の法人化や多角化の推進を継続する他には、認定就農者、認定新規就農者¹⁴、集落営農という一部の就農者に対して、重点化の支援を行う。農業従事者の高齢化が進んでいるため、農業従事者の世代間のバランスをとれるように、この基本計画では青年就農者の促進を図る。また、所得の確保、農業法人の研修、無利子融資等の支援を講じ、青年就農者の就農初期の負担を軽減する。一方、農業法人や大規模家族農業経営に対して、農業技術等の資源を次世代に継承することを促進する。

以上の多様な農業者の促進以外に、2000年の基本計画から女性の農業経営と高齢農業者の活動を促進している。高齢農業者は豊かな経験を持っているため、子供の農業体験や新規就農者の農業支援を促進し、農業に関する知識や技術を活用することを図る。また、高齢農業者に農業生産活動を継続させるように、労働低減対策を講じる。一方、2000年の基本計画では規模化を目指す農業経営や専業営農を図っていた。2005年以降の基本計画では、組織の営農や小規模農家の特色の発揮を重視してきた。2010年以降、青年就農者に対して、所得の確保や無利子融資等の多様な支援を促進してきた。

4.3.2 日本における青年就農支援政策の現状

4.2「日本における農業労働力」の節では、日本の農業労働力が減少し、高齢化が進んでいるのがわかった。ここで日本の青年就農支援政策の実施の内容をまとめ、青年就農者への支援の政策の現状を明らかにする。

就農人口の減少と高齢化の進展で、食糧の供給を安定させ、農業持続的発展を図るため、農業就業人口を増やし、育成することが重要な課題となっている。そのため、農林水産省は2012年に新規就農・経営継承総合支援事業を実施し、青年就農の意欲喚起と就農後の定着を図っている。農業就業人口高齢化の進展や耕作放棄地の増加という背景があり、そんな問題を解決しようとして、2013年に農地中間管理機構を創設し、2014年に人・農地プランを作成した。日本の青年就農支援政策を表7のように整理した。

¹⁴ 2014年に初期から経営の改善と発展の段階に一貫した支援を提供する青年等就農計画が始まり、計画の認定を受けた者は認定新規就農者になる。対象者は原則として新たに農業を営もうとする18～45歳の青年であり、65歳未満の知識と技術を有する者、これらの者を半数占める法人を含んでいる。また、農業経営を開始してから5年以内の者を含む。

また、全国農業会議所は2010年に新規就農者を対象にアンケート調査を行った。調査の結果によると、就農後の1～2年間にあった困難は所得が少ないこと(30.8%)、技術の未熟さ(20.1%)、設備投資金の不足(13.3%)である。それ以外に、運転資金の不足、農地が集まらないこと、販売が思うようにいかないこと、労働力不足等がある。この調査結果を踏まえ、農林水産省は2012年に青年就農給付金を提供し、準備型(最長2年間)と経営開始型(最長5年間)を分けて補助を行う。

表7 日本における青年就農支援政策

	就農準備	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	青年就農給付金 (準備型)	法人正職員として最低賃金以上を確保	青年就農給付金 (経営開始型)	
農業技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成	法人側に対して農の雇用事業		農業法人等の次世代経営者の育成 (農の雇用事業)
				トッププロを目指す経営者育成のための助成
施設・機械の導入			青年等就農資金 (無利子)	スーパーL資金
			経営体育成支援事業	
農地の確保と就農相談	就農しようとする市町村		農地中間管理機構による支援	
	全国新規就農相談センター		地域連携推進員による指導	

出典：農林水産省 HP を参考に筆者作成

日本の就農支援政策で就農は就農準備、就農開始、経営確立という3つの段階に分けられた。各段階に必要な異なる支援を提供している。支援の内容は4つに分けられ、(1) 所得の確保 (2) 技術の習得 (3) 機械・施設の導入の融資と補助 (4) 農地の確保と就農相談である。

そんな中、「就農準備」という段階の対象は就農意欲のある就農希望者であり、県の農

業大学や先進農家等の機関への研修を受けようとする者である。「就農開始」という段階の対象は法人就職と自営就農に分けられ、農業を始めて5年間以内の経営が不安定な時期に対して、多様な支援を行う。さらに、「経営確立」という段階では農業法人の職員等を対象にし、次世代の経営者の育成を図っており、経営規模の拡大を図る農業者に対して支援する。以下は各段階の支援内容について説明を行う。

(1)「就農準備」の段階

所得の確保、技術の習得と就農相談という支援を行う。そんな中、青年就農給付金（準備型）は原則として45歳以下の対象者が就農前に農業大学等の農業経営者教育機関、先進農家、先進農業法人で研修する場合、年間最大150万円、最長2年間を支援する。また、就農者だけでなく、就農者に高度な農業経営教育を行う機構に対して支援する。就農相談については就農しようとする市町村以外に、全国新規就農相談センターでは都道府県で相談窓口が設置されている。センターのホームページには就農のステップ、就農体験、各地就農の支援、農地や家屋の情報等を提供している。

(2)「就農開始」の段階

法人正職員としての就農と独立・自営就農に分けられる。農業法人等の雇用就農は新規就農者自らが農地や機械等の初期投資を必要としないため、農林水産省はこれを重要な就農ルートと位置づけ、研修活動等に対して支援を行っている。法人正職員としての就農は最低賃金以上を確保し、農業技術の習得に研修費を毎年120万円、最長2年間支援する。独立・自営就農は、青年就農給付金（経営開始型）が原則として45歳以下の就農者を対象に年間最大150万円の支援を最長5年間行う。就農に必要な施設と機械の導入は青年等就農資金の無利子融資があり、地域中心経営体が融資で農用機械を購入する場合、経営体育成支援事業が費用の一部を支援する。農地の確保については、農地中間管理機構によって地域内の分散した農地、耕作放棄地を農地集積バンクに集積し（地主に借り受け）、担い手の（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）に貸し付ける。また、新規就農者の定着などの支援を確保するために、地域連携推進員を設置する。

(3)「経営確立」の段階

次世代経営者の育成、機械導入の融資と補助という支援がある。そんな中、農業法人等の次世代経営者の育成は、農業法人等の職員を法人の次世代経営者として育成するために、派遣研修の経費を最大10万円、最長2年間支援を行う。トッププロを目指す経営者育成の助成については、高度な農業経営者育成教育機構等に支援を行う。スーパーLの金利負担軽減という支援がある。また、経営体育成支援事業で農用機械の導入の費用の融資と補助がある。

一方、認定農業者と認定新規就農者という制度に分けてそれぞれ必要な支援を行う。認定新規就農者は青年等就農資金（無利子融資）、青年就農給付金（経営開始型）、経営体育

成支援事業、経営所得安定対策、農業経営基盤強化準備金制度、認定新規就農者への農地集積の促進というメリット措置がある。認定農業者に対してはスーパーL資金、経営体育成支援事業、経営所得安定対策、農業経営基盤強化準備金制度等の支援を行う。

2008年以降実施された「農業経営継承事業」については、後継者のいない農業経営者の中から、意欲のある農業経営者に対して、農業経営を第3人の新規就農者に継承することを促進し、その優良な農業経営を継続させることを図っている。経営委譲者が継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウを含めた指導を行う。農林水産省は経営委譲者に対して、研修期間の研究費用を最多9万7千円/月提供し、指導者の研修費用を最多3万6千円支援する。

5. 台湾における就農者の声

5.1 調査協力者

本研究では「実際に農業に従事しており、農業から収入を得ている者」という台湾の就農者を調査協力者にする。また、農業に従事する契機等の多様な実例を示すために、調査協力者の年齢は20代-60代とする。協力者Bは食農教育の推進が中心であるが、多様な実例を示すために、本調査で重要な調査協力者の1人である。調査協力者の就農者は表8に示す。また、45歳以下の就農者を青年就農者という。一方、就農者と支援政策との間のズレを明らかにするために、政府機関にインタビューを行う。その政府機関は農業委員会農糧署作物生産組の技正（専門技術者）であり、長期的に農村と農民に接触した他に、農業事情の調査や食料の生産と販売に関する情報の把握等が業務である。

表8 本調査の協力者（就農者）

調査協力者	性別	年齢	農地 ¹⁵	就農場所	専兼業別	作物	就農年数
A	男性	20代	2.1ha	苗栗県/泰安郷	専業	果樹	2年
B	男性	20代	なし	新北市		食農教育	1年
C	男性	30代	0.7ha	南投県/魚池郷	兼業	野菜/果樹	2年
D	男性	20代	1ha	台中市/石岡区	専業	花卉	4年
E	男性	40代	0.3ha	苗栗県/苑裡鎮	兼業	果樹	9年
F	女性	50代	1.8ha	南投県/埔里鎮	専業	野菜	22年
G	男性	60代	0.7ha	南投県/埔里鎮	専業	野菜	35年

5.2 調査方法と分析方法

本調査は2015年9月から2016年5月まで行った。調査協力者に行った調査は1人1時間半から数時間までである。使用言語は中国語が中心（時に台湾語）であったため、分析は中国語、台湾語のデータで行ったが、日本語での論文執筆のため、後で筆者が日本語に訳した。就農者の実態を明らかにするために、半構造化インタビューという、質問項目を決めておき、対象者の答えによって質問を追加し変化することができる調査方法で調査を行った。調査協力者の都合により、カフェ、調査協力者の農舎や家でインタビューを行った。インタビューを行った際に、調査協力者の許可を得た上で録音を行った。インタビューの録音を文字化にし、KJ法という分析方法で、就農者の実態について分類する。さらに、就農者の実態のデータからカード化にし、そのカードから関連するものをグループ化にして整理することで、就農者の実態の全体像を把握する。

¹⁵ 本調査では「甲」という単位を調査したが、1甲はおよそ0.96ヘクタール（ha）であり、ヘクタールを単位とする。

5.3 調査協力者の現状

就農者の実態と姿を明らかにするために、ここで調査協力者の現状をそれぞれ描いていく。

(1) 協力者 A の現状について

	主要栽培作物：甘柿	その他：野菜等（自給）	合計
農業経営規模	1.3ha	0.8ha	2.1ha

協力者 A の実家は農業経営を行っている。父親は約 30 年前から農業を兼業として行っている。父親は非農業の仕事を退職してから、農業を主な仕事としている。協力者 A は小さい頃に父親について簡単な農作業を手伝っており、農業を経験していた。現在は公務員試験のための塾に通っているが、農業を主な仕事としている。

実家は山間部にあるので、周辺にスーパーマーケット等の商店がほとんどない。そのため、商品作物の甘柿のほかには、少量の野菜、柑橘、レモン等を作っており、自給自足している。また、集落の教育は小学校までのため、進学するために、協力者 A は小学校の頃に台中市に引っ越した。それにもかかわらず、夏休み等の休日には実家に帰って父親の仕事を手伝っていた。農業に関する知識も少しずつ蓄積してきた。

大学を卒業した後、実家に帰って父親と共に農業経営を始めた。小さい頃に簡単な農作業を手伝っていたが、現在の仕事は施肥、果樹の手入れ、小売り会社との交渉等を行っている。協力者 A にとって、農業は力仕事だけでなく、作物を栽培している中には充実であり、農業が専門の学問であると考えている。

集落の他の同い年の子どもは協力者 A のように進学するために故郷を離れるケースが多い。また、同い年の子どもはほとんど外出し、都市で求職して生活を送っている。他の子どもと比べれば、協力者 A は常に実家に帰って父親の農作業を手伝っており、集落のお年寄り、周辺の住民とも時々接触する機会があるため、集落の歴史や文化についてのことをよく知っている。

協力者 A にとって、生活ペースが速い都市と比べれば、故郷で農業を行う生活ペースはゆっくりで、目の前の物事に集中することができる。また、親戚や友達との付き合いや繋がりを維持する余裕がある。都市の高いビルよりも、故郷の広大な山と景色に囲まれた家では快適に生活を送ることができる。

協力者 A の農業知識や技術は父親や祖父から習得した他に、インターネットで甘柿の栽培知識等を調べることがある。地域周辺の住民は農業を行っている就農者も少なくない。その就農者たちとは作物の栽培、地域の物事や文化等も交流することがある。農業の経験者たちは作物の栽培のコツを喜んで共有している。

(2) 協力者 B の現状について

協力者 B は食農教育を推進している。他の同じ理念を持つ 3 名のメンバーと共に食農教育の組織を作って運営している。食農教育の対象者は学校の子供から大人まで、消費者の立場から出発するのである。その食農教育の内容については、例えば大豆や米の食文化の「食物の物語」を伝えることである。食材の物語を紹介しながら、食農教育の対象者にその食物を食べさせることで、違う食材で作った食物の味がどのように違うのかを感じさせる。

協力者 B の組織は専門的な食農教育の知識で食農教育を推進することを目指している。その食農教育の課程では食物に関する専門知識をもつメンバーがいる。現在、この食農教育の組織は成立してから 1 年未満であり、直面した困難は組織の運営資金が不足していることである。協力者 B の組織は運営資金の不足という問題を解決するために、同じ理念をもつ企業や学校等の機関との連携を通して、資源を共有することで、組織の運営に必要な資源をまとめる。その食農教育は台北市、新北市を中心に運営しているが、台北市で農地が少ないが、学校等の機関で野菜の畑があるため、その場で食農教育を推進するのである。現時点では、連携した機関の資源を活用して食農教育の推進を継続することが重要である。

そんな中、学校と連携する場合に、学校の子供に実際に野菜を栽培する体験を实践させ、作物の成長を観察させ、作物の生産から食物になる過程への理解を深める。また、子供の親の参加も促進し、子供と共に食物への理解を高める。協力者 B はこのような食農教育の理念を持ちながら、組織の最終目標は消費者に食物への理解を深めることであると述べている。その食物への理解を深める過程で、消費者としての対象者は五感で作物の生産、食物を感じとるのである。それによって、消費者は食材の物語を理解して品質の良い食材を選択する能力を身につける。さらに、基層の消費者としての対象者は食物の品質を求めることで、社会全体の食と農の品質が向上することを期待している。

(3) 協力者 C の現状について

	主要栽培作物： ロメインレタス	その他：ツバキ（苦茶 樹）、レモン等	合計
農業経営規模	0.1-0.2ha	0.3ha	0.7ha

協力者 C は台北市出身であり、農業を始める前に消防設備についての仕事に従事していた。2014 年 3 月のひまわり学生運動（「318 学生運動」）の現場では、学者等が野良犬、農村の問題等の社会の議題をあげていた。協力者 C はその学生運動に参加するのを通して、台湾の自然環境、農業についての問題を意識し、台湾の土地に自分の力を尽くす（「台湾という土地のために、自分が何かできるのだろうか」）と考えていた。本来の消防設備の

仕事を辞めて農業を始めることにした。農業を始める前に、協力者Cは5年間の計画を立ててから、農業を始めた。

農家訪問→ 農地を借りて→ 実験→ 農民學院の課程→ 農地探し→ 農地購入

最初には花蓮の「大王菜舗子」等の有名な農家を訪問していた。農業知識と技術を習得するために、協力者Cは農家でバイトをし、食事と宿泊を賄っていた。少し経験を積んだ後、南投県で友人の農地を借りて農業を行って実験していた。最初に技術が未熟であるため、入門の野菜を栽培していた。さらに、農民學院の有機農業の課程に参加し、授業で有機農業に興味を持っている就農者たちと知り合った。その後、協力者Cは作物の栽培に問題がある際に、その就農者たちに教わった。農家の訪問からおよそ1年間かかった。

だが、その後、協力者Cは借りていた農地が地主に取り戻された。長期的に農業経営を行う計画があるので、安定した農業経営を図るために、農地を購入しようとした。農地を購入するために、農地探しが半年間以上かかったことと、資金不足で、協力者Cは諦める考えがあった。結局、南投県で農地を借りて農業を行っていた時に、知り合いとなった就農者から農地の情報を教えてもらい、南投県魚池郷の農地を購入した。

「真剣に草を取ったり、野菜を作ったりしたい。また、太陽の光、大自然の雨と土を作物に受けさせて育てていきたい。」

協力者Cの経営理念は、台湾のきれいな自然環境と土地を残していきたい（「台湾できれいな土地を残していきたい」というものである。これを出発点として、農業を行っていながら、将来食農教育を展開しようとする。それによって、他に農業に興味を持つ人々に良い影響を与えると希望している。また、協力者Cは環境に配慮し、施肥や農薬を使用しない自然農法で農業を行っている。現在の栽培作物はロメインレタスという短期間で収穫できる野菜である。また、長期間で栽培する作物はツバキやレモン等である。協力者Cは多様な作物を栽培することによって、自らの農地で豊かな生態を生み出し、引き継いでいこうと考えている。

(4) 協力者Dの現状について

	主要栽培作物：文心蘭	その他：野菜等	合計
農業経営規模	1ha	(自給)	1ha

協力者Dは小学校の頃から両親の農業経営を手伝っていた。大学を卒業した後、オース

トラリアで仕事（バイト）をしていた。その後、台湾に帰ってから、協力者 D 自身も文心蘭の収益を見込んでいるため、両親と共に農業経営を行っている。また、普通の会社の制度では仕事の時間が固定であり、時間を自由に使用する余裕がないと考えている。それも農業を選択する理由の一つである。

協力者 A の農業知識や技術は両親から習得した以外に、協力者 D はインターネットでそれに関する資料を調べる。また、地域の就農者とも農業の栽培について交流する。農業は自然環境の変化に応じて行っている（「農業をするのは自然条件に応じて生活を送ることだ」）ために、簡単でない学問（「農業はそんなに簡単ではないことだ」）だとも考えられている。農業を始めてから、協力者 D は農業知識だけでなく、農業を行っている中に気候、機械等の知識や原理を習得してきた。

農業を行うのは自らの意欲である。協力者 D は両親と共に農業経営を行っているが、農業経営に自らの考えがある。青年農民联谊会に参加したことがあり、産銷班にも積極的に参加していた。だが、産銷班にはほとんど年齢が中年以上の先輩が多く、産銷班の先輩は既定の方針と作法で農業経営を行っているので、互いの意見が違う場合があった。

両親と共に農業経営を行っている中には、父親と意見が違ふことがあったので、一度諦める考えがあった。だが、協力者 D はそれが互いに学習の機会（「彼たち（両親）も私も学んでいる」）であると考えており、さらに克服していく。文心蘭という産業だけでなく、協力者 D は農業全体に関する議題に関心を持っており、他の就農者との交流によって農業の人手不足等の問題を認知している。

(5) 協力者 E の現状について

	主要栽培作物： 文旦、柑橘、スモモ	その他：野菜等（自給）	合計
農業経営規模	0.2ha	0.1ha	0.3ha

協力者 E は苗栗県の農村で生まれ育った。両親は農業に従事しており、生計のために家の近くの農家のキノコの収穫などの仕事をしていた。協力者 E も小さい頃から両親の畑仕事を手伝っていた。両親は数種類の野菜やお米を作っており、生産量の少ない野菜は自給自足とし、お米はほとんど農會に販売していた。2000 年までに、お米の価格が低くなってきたことで、稲作を諦めた。また、昔家近くの道路と畑への通路が狭くて、巨大な耕耘機は畑へ進めなかった。肥料や農薬を与える必要がある稲作の作業は、当時におよそ六十五才の両親も負担できなくなった。協力者 E はお米作りの作業を手伝っていた日々を思い出し、お米作りの作業が大変だった（「稲作りの方が大変だね」）と言った。お米作りの経営は集約なのであり、多くの農家は自分の耕耘機を持っていないため、労働的な仕事なの

で、多くの農家は全員でその作業を手伝っていた。2006年に彼の父親がなくなり、年を取った母親も実家のおよそ0.3haの畑の経営を担えなくなった。そのため、彼は継承した。

協力者Eは農業をすることに興味を持っており、趣味(「趣味」)でもあると考えている。また、一種の運動とも思われる。協力者Eは近くの農家の話をしていた。農村の人との繋がりが多いとわかった。近所の就農者たちは年をとった人が多く、運搬車から落ちてケガした就農者がいると言っていた。また、その就農者は文旦の特賞をもらったことがあるが、子供たちは農村を離れて就業し、その就農者の技術も継承し得ない。農業がきつい仕事なので、子供たちに勉強させて農業に従事させたくないとする就農者も少なくいるようだ。Eの農業の技術は父親から学び、自分で本とネット資料を調べるのが多い。その中からみれば、農業の技術と知識は受け継ぐことが必要だとわかった。

実家は農地があり、農用機械、農業技術と知識はほとんど父親から継承した。彼は商品の販売に問題がある。協力者Eは栽培作物を親友に贈る他には、ほとんど親友に販売する。彼は新竹市で仕事をしているので、新竹市で売れる値段も苗栗県より良いため、新竹に運んで会社の同僚と友達に売る。同僚と友達の商品をお互いに紹介するので、固定客も増えている。その一方、彼は果園で花草などを植えてあり、景観的にはガーデンのように見えるので、通る車は止めてお花見をするのが少なくない。彼は来客に自分が作った作物を解説し、試食させて販売を促進するのである。時に作物の見た目が悪いという苦情が言われる場合があるが、彼はその果物の生産の過程を説明し、お客を果物の生産地に連れて行って紹介する。

「あなた一人であそこに立ってもらって、風と雨を受けて一年間を過ごしてから、あなたの皮膚はこんな状況になるのだろう。」

協力者Eは就農者と消費者との対面で直接に販売し、消費者と生産地と、環境との実際に接触させることで、消費者に自分が購入した果物が「保障」があると思われる。また、決まりの値段と別に、自然の環境と人情味のある(「自然環境、人情味」という「価値」)を感じられる。それにしても、売れなかった果物もあり、結局腐ることになった。近所の農家には文旦が売れなくて倉庫に積み込んでいた状況がある。収穫後には各地に販売しに行っているが、逆に自分の果物の品質を改善する時間がなくなるという。

(6) 協力者 F の現状について

	主要栽培作物： マコモダケ	その他：野菜等	合計
農業経営規模	1.8ha	(自給)	1.8ha

協力者 F は南投県埔里鎮出身である。30 歳前に台北市で非農業の仕事に従事していた。両親は農業経営を行っていたが、年を取ったため、協力者 F 夫婦は埔里鎮に帰って両親と共に農業経営を行っていた。両親と共に農業経営を 10 年間ほど行っていた後、両親が引退し、協力者 F 夫婦で農業を行っている。

自然環境と食品安全に配慮するため、近年農薬減少と有機肥料でマコモダケを栽培している。2 年前に、生産履歴という認証を受けた。隣の水田は農薬を使用している慣行農法で農業を行っているため、有機農業を行うことが困難である。隣の水田からの影響を受けないように、協力者 F は共通の農用水路を使用しなく、農業用地下水を利用している。

協力者 F の農業技術と知識は両親から習得した他には、地域周辺の就農者との交流によって、経験を積んでいる。地域の就農者は互いに知り合っているのが多く、時々互いの農舎までにおしゃべりをする。農村の生活に、最も良いところは住民たちの交流が密接なことであると協力者 F が考えている。

農業経営の面積の中では、0.5 ヘクタールが周辺の就農者から借りている。栽培時期を調整して収穫期をずらすことで、人手不足の問題を軽減している。だが、経営規模が大きいため、人手不足の問題が解決されていない。また、マコモダケは成長の特性の関係で、機械による収穫はできないため、収穫には人手が必要である。埔里鎮はマコモダケの主要産地であるため、地域には多くの就農者がマコモダケを栽培している。マコモダケ栽培の就農者たちは収穫期が近い際に、互いに支援ができなくなり、人手不足という問題が深刻である。

協力者 F の息子は 2 年前に農業を始め、協力者 F 夫婦と共に家族で農業経営を行っている。地域にも就農人口の高齢化が進んでいるため、それに対して、地域の他の就農者は羨ましがっている。農作業は作物の成長状況に沿って、雨にも関わらず、完成すべき期限がある。農業という仕事ではきついところがあるが、「慣れればいい」と考えられる。また、着実に農作業を完成したら、収穫時期には自然に収益がもらえるのであると協力者 F が考えている。

(7) 協力者 G の現状について

	主要栽培作物： マコモダケ	その他：野菜等	合計
農業経営規模	0.7ha	(自給)	0.7ha

協力者 G は小さい頃から両親の農作業を手伝っていた。小さい頃から農業に接触し、この土地と農業で生活を送っているため、実家の畑には深い情感が溢れている。同い年の子どもは小学校を卒業した後、農業を離れて外出し、工業に従事していた。協力者 G は故郷にいて中学校（初中）に進学していた。卒業した後、年を取った両親と共に農業経営を行っていた。1981年に両親の農業経営を受け継いだ。現在は夫婦で農業を行っている。

最初に両親の稲作を継続していたが、お米の価格が低くて稲作を諦めた。1983年にマコモダケの栽培に転作した。数十年前に、マコモダケの半年間に1回しか収穫できないため、半年間の農閑期がある。生計の維持のためには、農閑期に大工等のアルバイトをしていた。マコモダケの栽培技術を向上した近年には、栽培と収穫期を調整することができるので、農閑期が短くなった。協力者 G はマコモダケの栽培に集中している。

マコモダケ以外には自給自足のための野菜も作っているため、スーパーマーケット等の商店では野菜を購入したことがないという。近年の食品安全問題に配慮し、協力者 G は農薬の使用を減少し、有機肥料を使用して栽培作業を行っている。

協力者 F と同様にマコモダケを栽培しているが、協力者 G の経営規模がより小さいので、人手不足の問題はあまりないのである。また、農業の人手の雇用はコストを上げるので、主として自らで農作業を行うことが多い。近所の就農者とは互いの家まで訪れ、おしゃべりをする人が多い。農業知識と技術は就農者の間に交流し、経験を積んだのである。約35年に農業経営を行っているため、マコモダケ栽培には特に問題がない。

一方、協力者 G は60代であり、農業を退職する考えがある。実家の畑を休耕しないように、子供達への継承を希望している。だが、子供達は安定した非農業の仕事に従事しているため、協力者 G は子供に会社を辞めて農業を行う要求はしていない。現在の生活には満足している（「人間はどんな生活でも満足していると感じることが大事だ！私は満足しているから、楽しく幸せな生活を送っている。」）と協力者 G が述べていた。

5.4 調査の結果と考察

5.4.1 就農のきっかけ

調査協力者の事例では、農業に従事するのは対象者自身の希望であり、計画を立てて農業を始めたのであり、一時的な考えではないとわかった。本研究の調査協力者は農業に従事する契機がそれぞれ違うため、まず各調査協力者の状況を整理し、そんな中の特徴を把握する。

調査協力者の中で農業に従事する契機は二つに分けられる。まず、協力者 A、D、E、F、G のきっかけは自分自身の成長環境と関わっている。協力者 A は幼い頃から農村に住んでおり、父親の農業を手伝っていた。故郷は自分が生まれ育った土地で、自分の故郷へ帰って農業をしようとする考えがあった。彼の考え方では多くの農村出身の若者が都市へ移動したがって（「大部分の山の子どもたちは都市へ行きたい」）いながらも、彼は農村と都市を往復して父親と共に農業に従事している。

協力者 D は小学校の頃から両親の農業を手伝っていた。両親は農業を三十年ほど従事しているが、近年お花の文心蘭を作ることになった。両親はすでに文心蘭の産業に従事しており、協力者 D 自身も文心蘭の収益を見込んでいるため、両親と共に農業を営むことに決めた。

協力者 E は父親が他界して母親が年をとったため、実家の農業の経営を継承した。協力者 E の両親が農業を行っていた頃から畑でおよそ三十種類の作物を作っている。農地の規模が小さくて野菜の収穫量が少ないため、野菜は自給自足のために作っているが、柑橘、文旦、スモモは販売している。1990 年代頃、協力者 E は農業をして花を栽培しようとしていたが、実家の農地は規模が小さく、生産量が少なく、生計を立てることができないことから、農業を専業の仕事としないことにした。農業に興味を持ち、農業は体の働くことだと考えられている。また、農業に従事するのは自然との接触の機会だと思われる。農業の収益のみならず、農村で暮らして農業に従事することは都市生活よりも幸せだ（「都市で過ごすよりも楽しいのだ」）と思っている。

協力者 F は南投県埔里鎮出身で、三十歳前に台北で仕事をしていた。農業を行っていた両親は年を取ったため、協力者 F 夫婦は故郷の埔里鎮へ帰って両親と共に農業を営んでいた。最初の十年間ぐらいは両親と共に経営していたが、その後、協力者 F は夫婦二人で農業している。また、二年前協力者 F の息子も農業を始めて家族で農業をしている。

協力者 G の両親は農業を行っていた。両親の負担を軽減するために、協力者 G は小さい頃から両親の農業を手伝っていた。両親は年を取ったことと、実家の農地なので手放したくないため、両親の農業を受け継いだ。

両親は農業を行っていたため、協力者 A、D、E、G は小さい頃に農業に接触したことがある。協力者 A、D、F、G は両親と共に農業を営む経験があり、農業で生計を立てていた。そんな中、協力者 F と G は就農の初期に両親と共に営んで農業の技術と知識を学んでいた。

その後、両親が年をとって農業ができなくなるため、協力者 F と G は実家の後を継いだ。協力者 E は過去両親の農業が忙しくなる時に手伝っていたが、収入源は別の仕事からである。両親の農業を手伝っていた頃から、農業の技術を学んできた。

協力者 B と C は農業に従事する理由は自分自身の「理念」に関わっている。2000 年代から、環境や食品安全問題などで国民は社会の議題に関心を持つようになっていく。そんな中、2014 年 3 月の学生運動で、各分野の学者は現場で社会問題、環境、野良犬や農村の問題などを訴えていた。協力者 C は学生運動（「318 学生運動」）に参加していた中、台湾の環境や土地の問題を意識し、台湾という土地のために、自分自身が何かできるのだろうかと考えていた（「台湾の土地のために、自分が何かできるのだろうかと考えていた」）。さらに農業に従事することを希望するようになった。「食材」と「農業」とは緊密な関係で、協力者 B は「食農教育」を通して、食物の物語、飲食の知識や観念を人々に伝えて共有している。協力者 B の事例からみれば、現在、農業に関わる青年は単純的に農業の生産だけでなく、教育の面にも広がっていることがわかった。

以下は表 9 に示したように、協力者が農業を専業、兼業にした理由を説明する。

表 9 調査協力者の専兼業別

	A	B	C	D	E	F	G
専兼業別	専	食農教育	兼	専	兼	専	専
農地規模	2.1ha	なし	0.7ha	1ha	0.3ha	1.8ha	0.7ha

本研究の調査協力者は就農者が 6 人で、農食教育の推進者が 1 人である。以下は調査協力者が農業の専業と兼業にした理由を説明する。

協力者 A は公務員試験のために、農業に従事する時間外は塾に通っているが、農業を主な仕事にしている。協力者 C は台北市での非農業の仕事をやめてから埔里鎮へ移住して農業に従事している。C は最初に農業を主な仕事にしようとしたが、農地を購入して農業をはじめてから、実際に農業からの収入は生計を立たないため、観光ガイドの仕事をしている。農会の融資を受けて農地を購入したので、借金と金利を返済しなければならないのである。また、家庭の生計を立てるためには観光ガイドを兼業としている。

協力者 D、F、G は農業以外の仕事がなく収入源が農業である。協力者 E は 1995 年頃に農業を主な仕事にしたかったが、実家の農地の規模が小さくて生産量が少なく、農業で家計を維持することが難しいと考えていたので農業を主な仕事にしないことにした。2006 年頃に父親が他界して母親が年をとったため、実家の農業を受け継いだ。本来は非農業の仕事があり、農業を兼業にしている。

以上をまとめていうと、調査協力者は農業を専業と兼業にする場合に生計の維持で判断

したのである。また、調査協力者のもつ農地の規模と耕作面積に関わっている。協力者 E の農地の規模は 0.3 ヘクタールであり、他の調査協力者に比べて小さい。協力者 C は農業をはじめからまだ生産量が上がっていない状況にあり、ほかの収入源を探して家計を維持している。一方、農地の規模だけでなく、作物の種類と生産量によって農業からの収入にも影響があるため、ほかに収入に影響する要因がある。

5.4.2 調査協力者の背景

5.4.2.1 家庭背景

表 10 調査協力者の農家家庭の背景

	A	B	C	D	E	F	G
農家家庭	○		×	○	○	○	○

註：○は肯定、×は否定を意味する。空白は未調査である。

協力者 A、D、E、F、G は農家出身であり、両親は農業の経験がある。そんな中、調査では 45 歳以上の協力者 E、F、G は両親が年をとったため、農業を受け継いだのである。協力者 A、D は両親が年をとったので農業を受け継いだのではなく、自身が親と共同に経営することを選択したのである。C は非農家出身の新参者である。

農業を継続するのは様々な条件が必要である。例えば、農地、農用機械、農業の知識や技術などである。家庭の背景で調査協力者はそれぞれ持つ資源が違い、就農の過程で直面した困難も違う。協力者 A、E、F、G は実家に農地があるため、農地の探しと農地を購入するための資金の問題がない。協力者 D は両親が本来農地を借りて文心蘭の産業をしている。その後、協力者 D は両親と共に農業を営むことにしたため、現在の段階で農地の探しの問題がない。

農用機械について、現在の段階で多くの調査協力者は農用機械を持っているため、農用機械の欠乏は問題にならないのである。農業の知識と技術について、協力者 A、D、E、F、G は親からの継承や身の回りの就農者との交流から取得したのである。青年就農者の協力者 A、D はインターネットや本から農業の知識を求めている。協力者 E は仕事の関係で資料探しが得意のため、インターネットや本から農業関係の情報を取得する。農業知識は両親からの受け継ぎと就農者との交流からのほかに、協力者 F、G は長期的に農業をしていて自分で実験し、やり方を修正することで経験を重ねたのである。

協力者 C は新参入の就農者であり、最初に農地探しの課題に直面しており、農用機械も自分で購入しなければならない。また、協力者 C は台北市出身であるが、南投県で農業を行うことにした。地元ではなくて地元とのネットワークも構築していなかったため、農地

を購入するために農地を探すことは半年以上の時間がかかった。農業の知識と技術は他の就農者と交流して取得したことがあるが、他の調査協力者に比べて、直接に指導してもらえない先輩（親）がいない。就農を続けるために、協力者Cは多様なルートの資源を求めなくてはならないのである。

5.4.2.2 専門知識の活用

協力者C：「消防設備関係の仕事だったので、農業の灌漑の施設を作るのは簡単だと思っている。」

協力者D：「大学時代に食品科学を専攻していたので、わたしは化学の方が得意だ。農業と肥料とも化学に関係があって、わたしたち自身も肥料を使っている。だから、それに対して、より詳しいのだ。」

協力者E：「（研究の）仕事をしているので、資料を探すことが得意だ。」

本研究の調査協力者は農業関係学科出身ではないが、調査協力者は自分の長所を気づいて農業の経営で活用している。協力者Cは過去消防設備関係の仕事をしてきたため、農業の水を供給する灌漑システムは協力者Cにとって難しいことではない。協力者Dは大学時代に食品科学を専攻していたので化学が得意だったため、化学と関わる肥料や農薬についてのことがより詳しい。協力者Eは研究の仕事をしており、資料探しに慣れてきたため、農業の知識は両親からだけでなく、本やインターネットでも探す。農業は作物の栽培だけでなく、作物を育てるための灌漑システムなどの条件が必要不可欠である。農業というのは様々な領域の知識が要ることである。調査協力者は農業に従事してから、本来の専門知識を活かして農業をしていることがわかった。

5.4.3 農民ネットワークの役割

就農者と就農者は普段交流の機会があり、例えば農民学院などという農業関係の組織や機構がある。それだけでなく、地域の密接な人間関係を通して、調査協力者は就農者の農舎か家をお互いに訪れることも時々ある。近くに住んでいる就農者同士とのつながりが感じられる。また、談話の内容も農業の話題だけではないのである。農民ネットワークの役割をまとめていうと、農業についての交流、新たな農業関係の情報の取得、地域関係の話題などがある。また、調査協力者は農民ネットワークで自分が直面した困難を解決する方法を見つけることがある。以下は5.3.1「農業についての交流」と5.3.2「情報の取得」の節で説明し、5.3.3「まとめ」でまとめる。

5.4.3.1 農業についての交流

協力者 C：「農業の問題なら、農業改良場で知り合った友達に相談する。だから、農業改良場で友達を作ると言っていた。その農民たちは問題を答えてくれるのだ。長期的に慣行農法で農業をしている農民がいる。実際に、その農民たち自身も様々な問題に直面する。だから、あなたの問題はその農民たちにとって、問題ではないかもしれないから、彼たちは答えてくれるのだ。」

協力者 C：「(当地の農民とは)この辺は何を作ればいいのかなどをおしゃべりしたりするよ。彼たち(農民たち)は大きな面積で紅茶作っているよ。南投は紅茶を作るのに相応しいよ。埔里は相応しい。ツバキを作るのにも相応しいよ。」

協力者 D：「農薬管理人免許を取るための授業に通っていた。その授業で多くの参加者は農民だ。みんな農業の人手不足の問題を知っている。農業の人手不足の問題ははっきりしている。しかも段階的な人手不足だ。」

協力者 A：「おじさんも山で農業をしている。普通に、なぜ私の柿の葉は黒の斑点ができたのかという話題もあった。ここに聞きに来るんだ。私たちが他の人に聞くこともある。知っている人は答えてくれる。」

協力者 F：「(農業の知識と技術) 私たち農民はお互いに話し合っ、て、研究する。」

協力者 G：「(農業の知識と技術) 私たちはお互いに話し合うよ。」

協力者 C は作物の栽培を始めてから、作物の栽培についての困難に直面している。このような問題がある場合、協力者 C は前に農民學院(苗栗農業改良場)で知り合った就農者に教えてもらう。その就農者たちは協力者 C より農業の経験が豊で、過去も農業の類似問題を経験したことがあるため、協力者 C と経験のシェアができてお互いに相談して参考になる。また、協力者 C は南投県当地の就農者と当地の気候や環境に相応しい作物について話し合ったことがある。その就農者たちと話し合ったことで、埔里鎮では紅茶やつばきなどの適種作物がよく育つことがわかった。

協力者 D は花の栽培を行っている就農者同士と交流し、他の就農者もお花の同様な病虫害が発生していたことがわかった。また、就農者同士は自分が直面した困難をお互いに話し合うことがある。協力者 D は農薬管理人の課程で他の就農者に出会って、農業で季節的に人手不足の問題があるとわかった。実際に協力者 A、F は人手不足の困難にも直面している(困難の詳細は 5.4.5.6「農業の人手不足」で説明する)。協力者 F が作っているマコモダケは成長の特性で、機械で収穫することができないため、収穫時期に大量な人手が必要である。収穫には技術が必要なため、同じくマコモダケを作っている経験のある就農者同士の支援が必要なことである。就農者同士はお互いに支援する(給料支払い)ことで人手不足の困難を軽減することがある。作物の栽培の知識だけでなく、実際の人手の援助することも農民ネットワークの重要なことのひとつである。

協力者 A、F、G は近くの就農者たちと作物の栽培の問題をお互いに話し合ったことがある。その話し合った中で解決方法を見つけることがある。そんな中、協力者 F、G は農業の知識と技術が就農者同士の交流する中で実験を重ねてきたのである。協力者 E は別の県市で非農業の仕事をしているため、実家の苗栗県の就農者との農業に関する交流の機会が少ない。そのため、農業の知識や技術は本やネットワークから取得する。以上をまとめていうと、専業就農者の協力者 D、F、G は就農者同士との交流の頻度がやや多いのである。また、協力者 F と G は他の若い就農者と交流する中で、自分の農業の知識や技術を後輩の若い就農者に伝えていく。そのため、農業の知識と技術は家庭内で受け継ぐだけでなく、横割りの就農者同士との交流も重要なことである。

協力者 C：「私の土地での適用性と、あなたの土地とは違うんだ。」

協力者 E：「農民は地域、地理の環境に応じて、やり方を変えてその場に適応するやり方を考えだす。そのやり方は実務のことなので、農業試験所の人も知らないかもしれない。」

地域は土壌、水質、気候などの環境が異なるため、地域にはその環境に相応しい作物がある。地域にはそれぞれの特性があるため、農業には実践的な経験が必要である。それに対して、地域の栽培の問題を解決することができるように、農業実験の機関にも実践的な経験が求められる。また、多数の就農者は普段に作物の管理をしなくてはならなくて、農地や作物のことを心がけているため、農業関係の活動などには農地から離れた距離と時間にも配慮しなければならない。地域の環境の特性と、普段の作物の管理を考えては、地域の近くの就農者との交流はさらに重要となる。

5.4.3.2 情報の取得

協力者 C：「この前に借りた農地は友達に借りたのだ。友達に借りたのだが、年とった農業の先輩は農地を友達に貸すことが多いよ。農民は友達しか貸さないよ。」

協力者 C：「(埔里で) 一年間農地を借りていたから、当地の人と知り合った。その当地の人たちは誰かがその農地を売っていると言っていた。みんな言っている。」

協力者 C は農地を購入する前に、埔里鎮で農地を借りて農業を 1 年間ぐらいしていた。当時に農業をしていた農地は知り合いから借りたものである。知り合いでなくて見知らぬ人に対して、就農者は農地を知人に貸しやすい。協力者 C は埔里鎮で農地を借りて農業をしていた時に、地元の就農者と知り合った。地元の就農者を知り合ってネットワークを構築してきた。その後、農地を購入する時にも様々な方法で農地をさがしていたが、結局にその埔里鎮の就農者たちから現在購入した農地の情報を得た。

協力者 C:「農業用の給水塔の補助はずっと前から聴いた。農民の間は（政策についての）情報を口で伝える。農業用の給水塔は二万五千元の補助がある。私は聴いてから、法規を調べて読む。どんな補助があるか、どんな条件が必要かを調べる。」

協力者 D:「農會とインターネットだろう。調べるからだ。一部は農友とのおしゃべりから、農友が教えてくれたのだ。こんな機会の方が多だろう。」

協力者 A:「（自然災害の救助金の情報は）おじさんが教えてくれたのが多い。おじさんも農民だね。誰かが知ったら、またみんなに伝える。何か活動があれば、彼たちも教えてくれるよ。」

政策の補助資源の情報について、就農者同士はお互いに伝えあっている（「農民の間は（政策についての）情報を口で伝える」）。協力者 A、C、D、G は就農者同士との交流から政策についての情報を取得したことがある。例えば、天災の補助金や農業用の給水塔の補助金の情報である。補助の詳細な内容について、協力者 C、D はさらにインターネットで調べる。協力者 C は政府の補助金を申請する前に自分で研究してから利用をしている。

5. 4. 3. 3 まとめ

5. 4. 3. 1 「農業についての交流」と 5. 4. 3. 2 「情報の取得」の節では農民ネットワークの役割は農業の栽培についての交流、農地や農業政策の情報の取得などを指摘した。就農者同士の交流は地縁に関わっている。交流する中で情報を共有して困難を乗り越えさせてくれる役割がある。その一方、農民ネットワークは農業関係の交流だけでなく、お互いの家庭内部についての話もある。さらに「何でも話し合うよ」と協力者 G は述べていた。協力者 F、G にインタビューを行っていた時に、現地にいる他の就農者は協力者 F、G の家庭や子どもについての状況に詳しく述べていたことから見れば、就農者同士の交流は農業の話題だけでないことがわかった。

協力者 F:「私は台北に住んでいた時に、うちの向こうは誰かが住んでいるかわからない。それはマンションだった。向こうは誰かが住んでいるかわからない。ここで、そちらは誰の息子さんか、私たちは知っている。そちらは誰か、私たちも知っている。田舎に住んでいる良いところは、何をしようとする時に、他の人は楽しんで参加してくれること、みんなに電話をかけて手伝いに来てくれることだと思うよ。」

協力者 F は都市に住んだ経験がある。台北市に住んでいた時に、隣人との接触は少なく隣人の顔すら知らなかった（「向こうは誰かが住んでいるかわからない」）と述べていた。それに対して、田舎に住んでいる中、地域の住民たちは互いの活動に楽しんで参加し、もしお手伝いが必要な時にも手伝ってくれる（「電話をかけてみんなは手伝いに来てくれる」）

という。互いの接触によって地域の住民と親しくなってきた。田舎には密接な近所付き合いがあることがわかった。さらに、協力者 F は密接な近所付き合いが田舎暮らしの良いところだと考えている。

5.4.4 農業に対する様々な立場

5.4.4.1 農業に対する考え方

協力者 A : 「現代人は農業に対する理解が浅くて、農業がきつくて、お金が稼げないと思っている。私にとって、どんなことをしてもきっと大変なことがあると思う。しかも、人生はお金を稼ぐことだけではない。」

協力者 D : 「一般人は農業に対する定義と価値が伝統的な考えにとどまっている。大部分の人たちは農業が遅れていて、労働力がかかる仕事だと思っている。また、社会的地位がやや低い人たちがしている仕事だと思われる。」

過去の数十年間、工業の迅速的な進展や現代の便利な生活は人々に「農業に従事する」ということに対する印象を影響してきた。農業という職業は 3K（危険・汚い・きつい）と思われている。調査協力者は一般人が農業に対する印象についてのことに気づけている。農業は労力を使ってきつくて、お金が稼げなくて、社会的地位がやや低い職業と一般人に思われる。また、他の産業の発展に比べれば、農業の発展は成長速度が遅いと考えられる。協力者 C は、都市で非農業の仕事に従事するのに比べれば、農業に従事するのは収入が少ない（「お金儲けをするなら、都市のほうが高い」）と就農の前に意識している。それにもかかわらず、協力者 A は、人生の価値はお金で測るのではない（「人生はお金を稼ぐことだけではない」）と考えている。協力者 A は農業をしている中、確実に作物をつくることには充実を感じており、お金だけでない働く意味なのである。協力者 C は自分の理想なやり方で農業をし、農業の実践を通して農業に自分の力を尽くしていこうと考えている。農業の他に、協力者 C、E、F、G は非農業の仕事を経験したことがある。都市での非農業の仕事に比べれば、協力者 C、E、F、G は農業に従事するのは生活ペースが速くなく、自分のペースで生活を送って身の回りの物事を考える時間がある（「自分のことを考える時間が多くなった」）と考えている。

食農教育を通して農業や食物の知識をみんなで共有することで、国民が農業に対して持っているマイナスな印象を少しでも改善できるのだろう。

協力者 C : 「農業をするには非常に多い知識を知らなければならない。不思議だね。そんなに多い知識が必要だけど、収入はそんなに低い。だから、誰も農業をしないね！」

協力者 D : 「農業をすることは保障がない。農業に時間、力、コストを入れて、一年間に一百万円がかかったかもしれないが、回収できない可能性がある。さらに、自然災害の被

害で一年間に栽培したお花が全部なくしてしまう可能性がある。でも、そのコストはかか
なければならないよ！」

協力者 E：「農業をするのはそんなに簡単ではないことだ！蛇がいるということを知って
怖がる人もいる。」

協力者 A：「農業をするのには頭で考える。毎日するだけではなく、どうやってすればい
いかを考えなければならない。だから、農業も学問だ。」

農業に従事するのはハードの農地、農用機具からソフトの農業知識や技術まで様々な条
件が必要である。天候や環境等の自然的条件に応じて作物の収穫の結果が違ってくる。ま
た、生態、環境の変遷という環境影響要因は就農者自身がコントロールしにくいことで
ある。作物の成長には一定の時間が必要なので、初期に投入した資金も短期間に回収され
ない。自然の災害による被害があり、天候のリスクが高い。また、農業を行う場は自然環
境と生態にあるので、農業に克服することが必要なのは農作物の栽培（作物と自然環境）
だけではなく、就農者と自然環境との調和にもかかわっている。そのため、農業は簡単で
なく、学問だと思われる。

協力者 E：「都市で生活して失業したら、（農業に）戻る若者がいる。彼は仕事がなくて
しまったからだ。彼は農業をして、基本の生活を維持しながら、（非農業の）仕事を探す。
私の中学時代の同級生はある新聞会社にリストラされたら、仕事が見つけれなかったか
ら、実家の農業をしながら、仕事を探していた。何年間かかったら、見つけれられた。」

過去工業の進展で大量の人口は農業から離れ、都市へ移動した。その一方、社会の経済
不況の時期には、過去農村から流出した一部の人口が農村に戻って農業をしていた。協力
者 E の知り合いは会社に解雇され、一時的に農村の実家に戻って農業をしていた。新た
な仕事が見つかったら、また農業から離れるというように、経済不況の時期に、農村と農
長は不況の風をしのぐ一時的に仮の停泊地となっている。

5.4.4.2 農業の継承

協力者 E：「農村に出て行った人の多くは農村に戻らない。彼はこのところを離れて、力
がかかって労働をしたことがないからだ。彼は農業をしたことがないし、農業をしたくな
いのだよ。小さい頃から農業をしたりしたから、農業をするのが怖がる人がいる。この原
因で農業をしたくない人もたくさんいる。…年とった先輩（両親）は自分が農業をやって
大変だと思っていたから、子どもに継承させたくない。子どもに『勉強して、将来工場で
働かないでね！』と言いつける。」

協力者 E は 40 代である。協力者 E と同じ年の農家子弟は中学校を卒業したら、実家を離れて都市部へ仕事を探していった。協力者 E の話から、農家の継承は二つの困難があるとわかった。一つは農家子弟が継承しないこと、一つは就農者の両親が子孫に継承したくないことである。5.4.4.1「農業に対する様々な考え」の節では、農業がマイナスのイメージが描かれたことを説明した。また、他の産業に対して、農業の収入が低くて労力を要するという印象が残されている。自然災害が発生した時には被害を受けることがある。農業は以上のような立場にあるため、農家子弟は農業を離れるようになっていた。高齢の就農者も子孫にそのような経験をさせたくないのである。その一方、農家子弟は長期的に農業から離れ、接触しないようになっていたため、将来農業をしようとしても農業の技術がなくなる可能性がある。さらに、高齢の就農者の農業の技術は後継者がいないため、失われるようになっていく。

協力者 G :「昔は農耕社会だね。うちで農業をするのはお父さんだ。仕事がない時に、見習いとなる。全部外に出て行って、旋盤とかエアコンとかを学んで、全部外に出て行ったよ。うちに残った人が比較的少ないよ。」

協力者 G によって、同級生の多数は小学校を卒業したら進学しなかった。工業機械などの専門の技術を学んだ同級生が多いが、実家で農業を受け継いだのは少ないのである。協力者 G は中学校に合格して進学し、故郷に残ることにした。両親が年をとって、協力者 G はうちの畑を休耕にしたいため、実家の農業を受け継いだ。

協力者 G :「私は退職したいだけだ。年とったから、もう退職したい。子どもが継承したいなら、継承させる。子どもを励ますね。」

60 代である協力者 G は年取って、農業を辞めて子どもに受け継いでほしい考えがある。その一方、協力者 G 子どもは公務員、科学業の仕事をしている。農業に比べれば、労力を使わずに安定した職業だと考えられる。そのため、協力者 G は子どもが現在の仕事をしたほうがいい(「それをしたほうがいいよ」という考えでもあり、子どもに会社を辞めて農業に従事するということを求めている。実家の数十年も行っている畑を休耕にしたいため、いつか子どもが受け継ぐという期待がある。就農者にとって、農地は暮らしの土地であり、農業は生活の一部で生計を立てる仕事であるため、畑という土地を大切に、土地とのつながりが深いのである。協力者 F は子どもに受け継いでほしいという考えがあり、協力者 F の息子自身も農業を希望して 2 年前に農業をしはじめ、家族で共同に経営している。

5.4.4.3 農業経営に対する先輩と新人とのやり方の違い

この節で家庭と産業を分けて説明する。

協力者 D：「お父さんと意見が合わなくて衝突が起きた時に、自分がなぜこんなに大変なことをするのかと考えたことがある。これは実家と共に営んでいる第二世代の人が直面する問題だ。経営と管理では違うところがある。それはお互いに刺激し、練り磨くことだし、きっとあることだと思う。また、それはいいことだと思う。彼たち（両親）も私も学んでいるからだ。」

協力者 A：「（農業をするのには）お父さんは経験に応じることが比較的が多い。私はデータに応じて判断することが多い。例えば、お父さんは毎年の中月中旬から十一月中旬まで収穫すると思うが、私は今年の天気、果実の成長によって収穫日を決めるほうがいいと思う。でも、お父さんは私の意見を聞いてくれるけど、結局、お父さんの意見を中心にした。お父さんの経験が豊富だからだ。時に私は自分のやり方が正しいと思うが、お父さんのやり方が正しい場合が多い。」

協力者 F：「お年寄り（両親）は『ああ、電気代が高いから、電気を使わないで！用水路の水を使っていい』と言っていた。こういう観念がある。…今は私たち自身がやりたいことをやればいい。両親は八十何歳という年をとったから、農業の管理は任せてくれたからだ。」

まずは家庭面を説明する。新参入の就農者に対して、家族と共に経営している就農者は農業の経営で親とのやり方が異なることで、お互いに納得してもらうことが必要である。先輩としての親は長い間に農業をしており、農業の経営に前からのやり方がある。そのため、共同経営になってお互いのバランスを取ることが重要である。

協力者 D は両親と共に農業を営んでおり、農業の経営について両親との管理の方法が異なる場合がある。協力者 D は両親と共同に経営している中、両親と意見が合わない時があった。その時には農業をあきらめる考えがあったが、意見が違う場合があることで、お互いに学んで両親との共同成長になり、プラスの効果になる（「それはいいことだと思う。彼たち（両親）も私も学んでいるからだ。」）のである。

協力者 A は父親と共に農業を営んでいる。農業の経営について、父親は過去の経験で判断することが多いが、協力者 A は天候などの変化で収穫の時期を調整すべきだと考える。そういう場合に、協力者 A は父親と相談し、父親も協力者 A の意見を受け入れるのである。二人で現実の状況によって調整するが、父親の経験が豊かなため、結局は父親のやり方が正しくてこのやり方で営んでいく。一方、協力者 A の父親は経験に応じて農業経営を行っているが、協力者 A は販売の価格等をパソコン等に記入し、記録をしている。

農業の学習の段階に、協力者 A と D は農業の経営について、自分の意見を出して親と相談するのである。双方はお互いの意見にバランスを取って農業の経営を営んでいく。

協力者 F は農業に従事し始めた最初の時期に、両親と共に 10 年ぐらい営んでいた。過去両親は農薬と化学肥料を使用していたが、協力者 F、G は近年農薬の使用を減少し、有機肥料を使用して農業を営んでいる。隣の畑に農薬の使用が多いため、用水路を流れる水は農薬が含まれる可能性がある。そのため、協力者 G は用水路の使用を避ける。協力者 F 夫婦は用水路の水を使わずに地下水を使用して灌漑している。地下水を使うには電気が必要で電気代がかかることである。協力者 F の両親は節約の経済観念で、協力者 F 夫婦のやり方に観念が違うことがあった。その一方、観念の違いがあっても協力者 F 夫婦のやり方を尊重するのである。

まとめていうと、協力者 F と G の事例では、両親の農業の経営を受け継いでから、最初に両親のやり方で農業を営んでいたが、時代や社会の需要によってやり方を調整して変わるのである。また、両親のやり方に対して、協力者 F は先輩から受け継いだ良い方法を使用し、参考にならないものがあったとしても残していきたいと述べていた（「私たちはいいことを学んで、あまりよくないことを横に置いていい。それを淘汰するまで言わなくていいよ。」）。過去の経験を大切にしていることがわかった。

協力者 D : 「最初に産銷班の運営方を変えようとしていた。産銷班をうまく営んでいきたい。でも、ただ私一人だけが若者だ。また、私が入った前に、その産銷班は営んでいなかった。その産銷班で会議すら行われていない。…そこまでしなくてもいいと考えている先輩がいる。」

以下は産業面について説明する。産銷班とは農業委員会が 1992 年に「農業産銷経営組織整合実施要點」を実施し、成立した農民組織である。産銷班は農民がお互いに支援し、協力して農業の経営の向上を図る組織である。協力者 D は産銷班に参加し、幹部を担当していた。その産銷班のメンバーは中年の先輩が多い。また、産銷班では一定のやり方あって行われていた。産銷班はメンバーの合意で規定などを定めて経営される。そのため、それぞれの産銷班はやり方などが異なるのである。協力者 D は入った後、産銷班の経営を積極的に取り組んでいきかけたが、その経営は先輩とのやり方や理解が異なったことで、お互いの合意に達しなかったことがある。お互いの意見が一致ではないことで、結局に協力者 D はその産銷班の経営を変えられなかった。

5. 4. 5 直面した困難

調査協力者が直面した困難を農地取得に関する困難、経済的困難、キャリア不足、販売に関する困難、農作物被害、農村定住に関する困難に分けて説明する。5. 4. 5. 7 では調査協力者が認識した他の就農者が直面した困難を説明する。

5.4.5.1 農地取得に関する困難

協力者 C：「青年が農業をするために、農地を探すのは難易度があることだ。もし地元じゃなくて、外から来た人だったら、地主が誰かということすらわからない。この農地を借りたくても、この農地は誰の農地か、どうやって知られるのか？」

協力者 D：「私たちの農地は借りているのだから、地主は貸してくれなくても可能なので、私自身は決められないのだ。その場合には、転業しなくてはならない。農業に入れるコストは一定の金額がかかるので、花園を作り直すことはあり得ないのだ。」

作物の生産には農地が不可欠である。農業を始めるためには農地の取得が大きな課題である。協力者 A、E、F、G は実家の農地を受け継いで農業を営んでいる。協力者 C は農業をしはじめた初期、農業についての知識や技術が未熟なため、農地を借りて作物の栽培の技術を習得し、技術を磨いて経験を積むことを図っていた。経験を積んでから、農地を購入するのを検討することで、農業に対する適性に配慮したのである。協力者 C は台北市出身であるが、彼の希望した農地は宜蘭、苗栗、南投にある。協力者 C は地元ではなく、その地域の人間ともよく知らなかったため、農地の情報の取得は難しい課題である。

2007 年から農業委員会は「農地銀行」という農地中間管理のシステムを推進している。農地銀行の目的としては、農地の情報を公開するのであり、利用者の便利を図る。農地の地主に貸す・販売する農地の情報を登録し、農地を借りる・購入する者が希望する農地を登録することができる。

協力者 C は農地を借りたくて農地銀行で希望した農地の情報を登録したことがある。その後、農地銀行側の担当者からの返事はあったが、協力者 C の希望した農地に相応しい農地がなかったという返事だった。農地銀行は農地情報を提供し、農地の利用を促進する意味がある。だが、農地銀行は農地情報の公開、提供の役割を果たしているが、貸借と売買の契約を成立できるようにしなかったものである。そのため、農地銀行は就農希望者に農地を提供できるように農業を続けさせる機能が確保されていないのである。農地銀行に相応しい農地の情報がなければ、農地希望者は自分で探さなければならないことになる。

その一方、農業委員会は 2013 年に休耕地を活用するために、過去の休耕補助金の内容を修正し、休耕地の再利用を促進している。休耕地の地主が農地を貸すことを促進しているが、休耕地の活用を図るために、休耕地の現状を把握しなければならないのである。また、農地希望者と就農希望者に農地を探せるように協力することが必要である。

協力者 C は農地銀行で希望農地を探せなかった。その後、埔里鎮の知り合いの農地を借りて農業をしていた。借りた農地の賃貸借の期間が満了したら、農地を返さなければならない。協力者 C は長期的に農業を行う予定があるため、農地を購入することを希望していた。農地を購入する場合に、農地の探しは半年間以上かかった。埔里鎮で農地を借りて農業をしていた期間に、地元の就農者と知り合いになった。その知り合いの就農者によ

って、同じ南投県にある農地の情報を手に入れてその農地を購入した。農地の売買と貸借の情報は手に入れる方法が多様にある。仲介会社、ウェブサイトの仲介、現場の広告看板などがある。さらに、公開されていない情報もあるため、農地の現場に足を運ばないと、農地の情報を十分に取得するのが難しいのである。また、農地の地主の信頼関係を築くことも必要である。したがって、農地探しということは就農希望者にとって大きな課題になっている。協力者 D は農地を借りて農業をしているため、契約期間が満了したら、地主から農地を借り続けることは保障されていない。お花を作るための花園を作り直すのは大量の資金がかかるため、もし地主が解約の意向があれば、協力者 D は農業を続けることが難しいのである。また、協力者 D は耕作の面積が広いいため、農地の確保が課題である。

5.4.5.2 経済的困難

資金

協力者 C：「宜蘭、苗栗、台中東勢、南投埔里（の農地）は全部見たよ！好きで買える農地は少ない。…農地の価格はよく高騰しているからだ。宜蘭の農地の売買は投機目的が多い。」

協力者 D：「私たちの近くの農地は 0.1 ヘクタール、六百万元だ。今私が借りている農地は二つある。それぞれ 0.6 ヘクタールだ。だから、一つの農地は三千六百万元がかかる。二つの農地は七千二百万元になる。この価格の数字を他の農民に聞いてみていいよ。どうやって買えるのか…。」

協力者 E：「今農地は投機目的が多くて、高騰している。観光のための果園を作るなら、一定の規模が必要かもしれない。上のある農地は平均六百万元で売る。買うなら、一、二千万円もかかる。そんなお金はないのだろう。観光のための果園を作りたくても、資本がない。そんな資本がある人は投機目的の人が多い。」

5.4.5.1「農地取得に関する困難」の節では、農地の探しと確保が難しいことがわかった。近年農地を投機目的として農地の売買、取得をすることで、農地の価格が高騰である。地域によって農地の価格が違うが、農地の価格が高騰で、農業に従事する意向がある就農希望者には手が届かないことがある。調査協力者は農地を購入する場合に、農地価格の高騰を気づいた（「好きで買える農地が少ない」）。協力者 C は農地を購入するための資金が不足していた。農地を購入するために、自分の貯金と家族からの借金以外に、農會の融資を使用した。協力者 C は融資を使用する前に、農地購入のための融資を比較してから決めたのである。融資の償還期限と金利の高さは融資判断で重視されたポイントである。最長 20 年間の償還期限の融資「擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款」を決定した。金利が 1.5% で農地購入の融資で最も低いのである。その一方、農業からの収入が少ない

現時点では、借金と金利の償還も協力者 C の重荷になる。協力者 D は農地の価格が高いため、農地を購入することが難しく農地を借りて農業を営んでいる。協力者 E は経営を拡大する意向があるが、農地の価格の高騰で農地の確保に困難がある。農地価格の上昇は就農希望者と就農者に農地の取得の困難が生じるのである。

一方、協力者 B は食農教育の組織を成立してから 1 年未満であり、組織の運営資金の不足という困難がある。協力者 B の組織は運営資金の不足という問題を解決するために、同じ理念をもつ企業や学校等の機関との連携を通して、資源を共有することで、組織の運営に必要な資源をまとめる。

生計

協力者 C：「低炭素旅行（低炭軽旅行）、電動人力車という仕事を兼業としている。農業は始めたばかりなので、私は今主要な収入源は以上で言った観光関係の仕事からだ。今青年就農者は半農半 X というやり方でなければ、生計維持が困難になると思う。」

協力者 E：「その時（1995 年の頃）に、台湾の花卉産業は盛んだ。私はハイテクの仕事をしていたが、つまらないし、交代制の仕事だから、なぜ自分が外でそういう生活を送らなければならないのだらうと思っていた。だから、実家に帰って農業をしても生計が立つのだらうと思っていた。でも、その後は覚悟した。農業をすることは自分の生計が立てられないのだ。私たちの農地の規模は小さいからだ。そうしたら、年間の収入が少ないね。会社員のほうは収入が多い。」

協力者 C は台北市での非農業の仕事を辞めて農業を始めた。最初から、農業からの収入で生計を立てるのは困難なことだ（「農業をやることで自分の生計を立てるのがとても難しいと思う」）と考えていたため、協力者 C は 5 年間の計画を立て、農地を借りて農業を行おうとし、生活費用、農地の賃借料等を含めて 5 年間の資金を用意していた。だが、農地は地主に取り戻されたら、長期的に農業経営を継続する予定なので、農地を購入することにした。農地を購入するために、大部分の資金を使用し、家族からの支援を受けていた。農業委員会の融資も利用したので、金利の償還が必要である。また、就農初期に農業技術が未熟で、収穫ができない状況にある。生計を維持するために、観光に関する仕事を兼業にしている。

協力者 E は農業を本業とした考えがあったが、実家の農地規模が小さく、農業経営を拡大するための資金も不足なので、その考えを諦めた。

協力者 C の事例で、就農初期には農業からの収入が少ないため、生計の確保が重要な課題となっている。協力者 E の事例から、農家の経営規模が小さいことは農業からの利益が少ないため、生計を維持できないのを判断し、農家子弟がその農業経営を継続しない理由でもある。

協力者 G : 「その時には収支が合わない。生活費が足りないのだ。時間があれば、外でバイトしていた。コンクリート舗装工事など、大工をしたりした。大工をする給料のほうが高いから、バイトして、家庭の家計を維持していた。」

数十年前に、マコモダケの収穫期は半年間に一回であるため、半年間の農閑期がある。生計を立てるために、協力者 G は農閑期に大工等のアルバイトをしていた。マコモダケの栽培技術の向上で、栽培と収穫期を調整することができるので、農閑期は短くなった。農業からの収入も増やしたため、大工等のアルバイトをしないようにした。

5.4.5.3 キャリア不足

協力者 C : 「正月の前に作物の栽培を始めた。今まで三、四ヶ月経った。私は野菜を作っているから、野菜だと言えば、30-45 日間は一回の収穫ができる。でも、私は今、一回の収穫もできていない。実験を四回した。私は自然農法だから。」

協力者 D : 「私は作物の栽培に、病虫害の管理と実際に果園の管理に、自分でなかなか解決できないところがあって、解決の方法が見つけれないことがある。それは解決方法がないじゃなくて、あるはずだ。ただ、考えなくて済むんじゃなくて、もっと明確な解決の方法があると思っている。」

協力者 E : 「農業の生産なら、本を読んだり、お年寄り（先輩、両親）の経験を聞いたりしたら、普通にできる。ただし、美味しいかどうかという問題だ。もし美味しく作るなら、問題がたくさん出てくる。」

協力者 C は農業を始める前に、十分な農業の知識や技術がない。農業をし始めてから、農業に関する知識や技術を学んだのである。他の調査協力者に比べれば、協力者 C は就農の年数がやや少ない。また、農地を借りて農業をしていたが、農地に土壌などの特性があることで、協力者 C は農地を購入してから農業の試みを重ねた。農薬と化学肥料を使用せずに、自然農法で農業を営んでいる。だが、技術の未熟のため、作物を植えてから3ヶ月かかったが、収穫はなかった。収穫がないという問題を解決するに、協力者 C は他の就農者と交流し、試行を重ねながら、解決方法を求めるのである。

協力者 A は就農の年数がやや少ないが、農業の経験が豊かな父親と共に経営しているため、作物の栽培に問題があれば、父親と相談するのである。また、作物は長期的に営んでいるため、収量と品質はとくに問題がないことである。協力者 D と E は作物の栽培に病虫害の問題に直面している。協力者 D と E は収穫の量ではなく、技術を向上して作物の品質を上げて行くことを重視する。気候などの自然環境の変化のうち、作物の病虫害を防止するのは環境の変化に配慮しながら、作物の栽培の方法を調整するのが必要である。ま

た、環境の変化のため、栽培の難易度が上がる。就農の年数が多い協力者 F と G は、作物の栽培にはとくに問題がないが、気候の変化の影響で作物の生産量が減少しつつあることに直面している。

病虫害防止の資料不足

協力者 D:「いくつかの病虫害がある。...(病虫害の)資料は民国 87 年にとどまっている。十何年前の資料だった。更新されていない。」

協力者 E:「農業委員会は柑橘栽培のホームページがあるが、その資料も足りない。その後、私は柑橘栽培の本を探したことがある。少なかった。中国の本が多い。でも、中国の気候、環境は台湾と大きく違うのだ。」

協力者 D と E は作物の栽培に病虫害の問題がある。協力者 D と E は両親の経験と就農者の交流から農業の知識と技術を学んでいる以外に、インターネットで病虫害防止の資料を探すのである。だが、探しても探せない資料がある（「資料が足りない」）。自然環境などの変化にともなって、新たな病虫害が発生することで、新たな病虫害には予防対策が必要であるが、インターネットなどの資料は更新されていない（「十何年前の資料」）。そのため、協力者 D と E は病虫害の問題があるが、解決策が見つからない状況にある。一方で、「5.4.3.1 農業についての交流」で説明したが、地域の気候や土壌などの自然条件が異なることで、農業には実践的な経験が求められることである。また、作物の栽培には自然条件を配慮する必要で、協力者 E は資料の情報源を配慮するのである。

5.4.5.4 販売に関する困難

本研究の調査協力者は農産物の販売に問題がある。その販売の問題を「販売ルートが狭いこと」、「販売価格の公平性」、「取引の不透明」に分けて説明を行う。

販売ルートが狭いこと

協力者 C:「私の野菜が収穫できる後、販売することは大きな問題になると思う。私は Facebook だけで売っているから、その販売ルートが狭すぎる。...(トマトソースは)今まであまり売れない状況になってしまった。インターネットで買ってくれる人は親友だ。親友たちはよく買ってくれることも可能ではない。だから、あまり売れない状況になっている。」

協力者 E:「販売だよ。生産したら、倉庫に積み込むことがある。品質がいいって、誰かが食べるって言うけど、どうやって市場に売るのが？」

協力者 C と E は販売ルートが狭いという問題がある。協力者 C は農地を購入して作物の

栽培をし始めてから、野菜の収穫がないため、現時点で野菜の販売に問題がない。一方で、協力者 C は農地を借りて農業をしていた時に作った野菜は収穫があるが、生産量が少ないため、Facebook で販売していた。現時点では野菜の収穫がないが、他の就農者から無農薬栽培のトマトを購入して自分でトマトジャムを作り、同じく Facebook で販売している。Facebook では知り合いの親友が多いため、販売対象は親友が中心である。親友（と親友の知り合い）に限って販売するのは販売ルートが狭いため、トマトジャムの販売数は下がっている状況にある。販売のルートが狭いことに、協力者 C は今後野菜の収穫ができれば、野菜の販売を心配している。

協力者 E は作物の収穫があるが、販売対象は会社の同僚や親友である。協力者 E は C と同様に親友が中心に販売対象をしている。その一方、協力者 E の果園にはスモモを植えてあり、果園が道路の近くにあるため、通過する車はお花見に来るのである。このメリットを活かし、協力者 E は農産品の特色を解説し、お花見に来る人に農産品を試食させて販売するのである。協力者 C に比べれば、協力者 E の販売対象は親友だけでなく、観光客もいる。協力者 E の農産品は毎年完売するのであるが、どのように顧客を長期的に維持することが課題である。協力者 C と E の場合は、作物の生産量がやや少ないため、自らで販売するのは収益がより高いの見込んでいる。

販売価格の公平性

協力者 F : 「私は農産品の生産履歴の認証を受けたが、私の農産品（マコモダケ）の価格は生産履歴がない農産品の価格と同じだ。」

農産品の安全管理を強化するために、農業委員会は 2004 年から「産銷履歴」の実行を試み、2007 年 1 月 5 日に立法院が「農産品生産及検査管理法」を制定し、同年の 1 月 29 日に実行し始めた。「農産品生産及検査管理法」で認証される農産品は「産銷履歴農産品」、「有機農産品」、「優良農産品」に分けられる。そんな中で、「産銷履歴農産品」（生産履歴もいう、以下は生産履歴という）の認定機関は指定された大学などがあり、合計 12 の機関である。

食品安全の問題に配慮し、協力者 F と G は農薬の使用を減少し、有機肥料を使用する作法で作物を作っており、消費者が安心できる農産品を作っている。更に 2 年前（2014 年）に、生産履歴の認証を受けた。生産履歴の認証を受けた就農者が定期的に整地、作物の植え付け、施肥、収穫などの日程を記録して登録することが必要である。いわゆる「履歴」というのはその記録した作物の生産過程のデータである。

生産履歴で重視されるのは「安全」と「追跡」である。「安全」とは農産品の農薬の使用が安全な範囲である。「追跡」とは、消費者は農産品の包装での QR code を通して農産品の生産過程や生産者の情報を確認できるのである。また、その履歴には農産品の生産者

氏名、生産地、認定機関や認証の有効期間が記録されている。そのため、一旦食品安全の問題が発生したら、その履歴を遡って責任を明確にするのが求められる。普通の農産品に比べれば、生産履歴の認証を受けた農産品は残留農薬が食用の安全範囲を保障し、生産者の作物生産情報を提供している。そのため、生産履歴の農産品は品質が保証されている。だが、協力者 F の生産履歴農産品の販売価格は普通の農産品と等しい。農産品のレベルを分けて品質の向上を図っているが、生産履歴の農産品の販売価格には基準が設けられない状況にある。

生産履歴を申請するために、およそ 4 万円の申請料金がかかり、毎年の再検査料金はおおよそ 1 万 8 千元がかかる。生産者は自費で生産履歴を申請することが必要である。その一方、農業委員会は生産履歴を促進するために、2007 年から 2009 年度は生産履歴の申請料金、再検査料金を全額に補助し、2010 年から 2012 年度は料金の 2/3 を補助し、2013 年から 2015 年度までは料金の 1/2 を補助していた。2016 年には補助金が終了する予定である。この補助金は生産履歴を促進するほかに、生産者(申請者)の負担を軽減するためである。だが、生産者の長期的に安定した運営には、生産履歴の農産品の販売状況を検討する必要があるのだろう。

取引の不透明性

取引の不透明性については「品質」と「価格」に分けて説明する。まず、「品質」の部分について説明を行う。

「販売価格の公平性」で生産履歴の認証について説明した。生産履歴は土壌、水質、農産物を認定機関が検査し、基準と符合する場合に証明書を授与するものである。生産者は生産履歴の農産品を農会や卸売業者に販売する。協力者 F の話によって、農会と卸売業者との取引の価格はほとんど変わらないのである。農会に販売するには農会が規定する特定の袋に入れて納品することが必要であり、普通の農産品と生産履歴の農産品とは区別されていないと協力者 F が述べていた。卸売業者に販売するには生産履歴の認証の有無という差異があるが、協力者 F の販売価格は普通の農産品と変わらない状況にある。一方、生産者は生産履歴の農産品を卸売業者に販売したら、農産品の包装で生産履歴の農産品を識別するのである。だが、生産履歴の包装という袋の取得が容易であるため、部分の悪徳業者は生産履歴の農産品の代わりに普通の農産品を入れる可能性がある。そのため、農産品の安全の責任を持つ生産者は、自らの生産履歴の農産品を不当に利用されることが心配する。

農産品とその加工が規定と符合するのを確保するために、「農産品生産検査管理法」の第 14 条においては、主管機関は専門家を派遣し、専門家が農産品営業者の生産、加工、包装、貯蔵、販売の場所を検査し、様本調査することができると規定されている。同法の第 21 条の第 2 項においては、「農産品経営業者は、認証されない農産品を勝手に農産品の標章に使用する場合」に、20 万元以上から 100 万元以下の過料に処すると規定されてい

る。生産者と消費者との権益を守るために、専門家の検査と様本調査と過料によって、不当利用を防止するのである。2015年10月にある業者が生産履歴の標章を不当利用したことがある。同年の11月に農業委員会は農産品経営業者が農産品、加工品を生産履歴の農産品として販売する場合に、生産履歴の農産品の証明根拠とその農産品の原料の比率を明示するのが必要だと説明した。現実の施行状況についてはさらに将来確認することが必要である。

上記で述べたように、調査協力者が農産品の価格と品質の確保についての問題を意識している。さらに下記のような解決の試みについての考えがあった。農産品の価格と品質の保証を確保するために、協力者Fは地域の他の生産履歴があるマコモダケの就農者と協力し、生産量を集中して販売する拠点を構える考えがある。また、コミュニティの理事長もコミュニティの販売拠点を構える考えがあるが、資金や実際の拠点等の問題で実現することが困難な状況にある。

協力者D：「私たちと貿易会社との間には第三者の公信力がない。または、私たちと貿易会社との間の利益は政府の政治的、公平的な機制で確保されていない。」

「価格」の取引の不透明性について説明する。文心蘭は外国への輸出がおおよそ8割を占めている。また、主として日本へ輸出している（許, 2012:201）。協力者Dが生産した文心蘭は主に日本へ輸出するのである。協力者Dは文心蘭を生産したら、文心蘭を包装の会社に出荷する。包装の会社は包装の作業が終わったら、文心蘭を台湾の貿易会社へ出荷する。台湾の貿易会社は日本の競売市場へ販売する。協力者Dは文心蘭を生産してから、日本の競売市場まで到着するには船便でおおよそ10日かかる。その10日を含んで日本の競売市場で完売するにはおおよそ14日かかる。

市場原理に沿って、日本の競売市場では完売する前に販売価格を公開していないため、協力者Dは日本の競売市場が協力者Dの生産した文心蘭を完売したまでに、貿易会社を通して自らが生産した文心蘭の価格がわかる。一方、生産者は実際に販売する過程に参加しないため、競売市場の価格を実際に確認できないのである。この部分は、包装の会社、貿易会社の作法によって違うのが可能である。生産者と包装場、貿易会社とは信頼関係があるはずであるが、生産者にとっては貿易会社との取引の不透明性があるのだろう。将来貿易会社と包装場は販売価格の情報を確実に就農者に伝える役割を果たすことが必要なのだろう。政府側はその販売価格の情報取得の手段を就農者に知らせる必要もある。

5.4.5.5 農作物被害

天災と救助金不足

協力者 A : 「私の最大の困難が台風だと思う。台風がとても強い場合、もし全部の果実が被害にあったら、気分がすごく悪くなる。この何ヶ月間の努力はなくなってしまうように思うからだ。...作物の被害以外に、台風で私たちが山へ行く道が崩れてしまうことがある。」

台湾の夏（7、8月）には台風が頻繁に発生する。協力者 A は夏の台風で果樹に大きな被害を受けた。そのため、10-11月の収穫時期に作物を収穫できずに、年間の収入を失ったことがある。農業委員会は1991年に「農業天然災害救助辦法」を施行した。作物別で救助金額が異なるようになる。また、面積によって救助金額が変わるのである。例えば、果樹の自然災害の救助金は1ヘクタールが9万元である。

協力者 A は2014年に台風で、うちの0.3ヘクタールの面積の柿の被害に遭っていた。この0.3ヘクタールの面積の生産量は50-60万元に値するが、自然災害の救助金はおよそ2万5千元であり、本来の価値の1割に満たない。自然災害が発生した場合に、就農者の農業生産コストや生活費に大きな影響をもたらすため、就農者を苦しめるのである。作物の被害以外に、協力者 A の実家は山間部に近いため、道路が崩れて落石したことがある。通行止めになったことがあり、住民の生活に影響していた。協力者 F と G は台風の影響を受けたことがあるが、マコモダケが雨水に強いいため、作物の被害が少ないのである。一方、協力者 F と G は大雨で畑への通路が崩れたことがあるが、被害が少ないため、自ら修復して状況を戻すことが重要だと思われる。

鳥獣害

協力者 A : 「もう一つの大敵があるよ。それは鳥だ。だから、私たちはたまに爆竹を鳴らす。農民が鳥を駆除することと同様だ。サル、イノシシもいる。イノシシに食べさせてもいいけど、甘柿の木が低いから、イノシシの力が強すぎて木の枝を切ってしまうことがある。その枝には五十、六十個の甘柿があるから、五十、六十個の甘柿が...。」

協力者 G : 「鳥害はあるよ。すごいよ。」

協力者 E : 「収穫時期に、サル、鳥を駆除しなければならない農民がいる。鳥、サルを駆除することだけでは大変だ。」

協力者 A、F、G は鳥獣害の被害を受けている。協力者 A の家は山間部にあるため、鳥以外に、サルやイノシシによる作物の被害を受けている。鳥害対策には、協力者 A は爆竹で鳥を駆除する。イノシシとサル対策には、果樹の周辺で大根等の野菜を作ってイノシシに食べさせることで、商品作物の柿への被害を軽減することができる。協力者 F と G は鳥に

よるマコモダケの被害を受けている。鳥害対策には犬を飼育して鳥を追い払うことで、鳥は畑に近づかないようになっている。協力者 E の家は山間部に近く、周辺の山間部の就農者もサルと鳥による作物の被害が発生しているという。まとめていうと、協力者 A、F、G は鳥獣害に直面しているが、自然環境にやさしい前提にして地域に相応しい対策を講じているのである。

生態

協力者 E : 「今たくさんの毒蛇がここに来てしまった。住むだけでは不安になる。どうやって仕事に集中するのか？この生態ということは私たち自身、農民が左右できるのではないのだ。…外来種すら作物の栽培に影響する。ミカニア・ミクランサ（小花蔓澤蘭）そのものはいっぱいになる。もともとそのものはなかった。植物に覆い被さって、管理上はさらに困難になっている。」

協力者 F : 「ジャンボタニシだね。私たちは魚を買ったよ。魚だけで何万元かかったが、ジャンボタニシは相変わらずそんなに多い。天敵でジャンボタニシを制御する方法だよ。タイのナマズ、ドジョウもある。このようなことも私たち自身が解決しなければならない。ほら、あそこにある赤い卵はジャンボタニシの卵だ。」

協力者 C : 「私は外来種を私の土地に置かない。私はそれが好きじゃない。ツバキを作る場合、私は果実が小さなツバキを選んだ。それは台湾の在来種だからだ。果実が大きなツバキは中国から輸入したのだ。…外来種このものは大きな危機がある。例えば、ミカニア・ミクランサだ。」

協力者 E の畑では毒蛇が増加する傾向があり、農作業の安全の問題が起きている。一方、外来種生物と植物による作物の被害がある。ミカニア・ミクランサ（「小花蔓澤蘭」）という外来種は増殖が速いため、作物を覆い尽くしてその成長のための光を奪うことで、作物が枯れるようになる。協力者 E は農薬と除草剤を使用しないで、草取りをする。

協力者 F、G の水田で育てるマコモダケはジャンボタニシの被害を受けている。ジャンボタニシはマコモダケの根を食害し、その成長に影響するのである。また、増殖が速いため、駆除と管理は困難である。南投県埔里鎮はマコモダケの主要産地であるため、ジャンボタニシを制御するために、南投県の農會は貝類を主食としたアオウオを飼育するのを推進している。アオウオの価格が高いため、2011 年頃に南投県の農會は価格がより安いタイのナマズの飼育を促進し、部分の補助を行っていた。協力者 F と G はジャンボタニシによる被害を軽減するために、タイのナマズとドジョウを飼育している。だが、被害の軽減はできるが、増殖が速いジャンボタニシの増加を抑制することができない。

タイのナマズも外来種であるため、生態に影響を与える可能性があるため、南投県の農會は補助を止めた。

協力者 C は外来種生物の問題がないが、生態のバランスに配慮し、栽培作物の選択の際に、外来種の作物を敬遠するのである。

まとめていうと、ミカンア・ミクランサとジャンボタニシ対策には、その被害を軽減することができるが、撲滅することはできない。したがって、将来外来種の生物と植物の輸出入を規制することが必要であり、予防するのが重要である。

5.4.5.6 農業の人手不足

協力者 A : 「(人手が) 足りないよ。実は農薬と肥料をやることは一人か二人でいいけど、人手不足のところは、枝を切ること、果実の成長の調整、袋を包み込むこと、収穫することだ。これらは人力が必要だ。」

協力者 F : 「私たちはマコモダケの栽培をしている。私たちのコミュニティの農民のほとんどはマコモダケを作っている。私たちは人手不足で収穫ができない時がある。人手不足の原因は、我が家のマコモダケを収穫する人手すら足りないので、他の農民の収穫を手伝うことができないことだ。」

協力者 D : 「農薬管理人免許を取るための授業に通っていた。その授業で多くの参加者は農民だ。みんな農業の人手不足の問題を知っている。農業の人手不足の問題ははっきりしている。しかも段階的な人手不足だ。」

協力者 E : 「近所の牧場のことだね。その牧場の主人は外国に行くことすら悩みになるよ。高雄に行くことすら悩みにもなる。従業員を雇っていいけど、この仕事は忙しくて大変だから、若者もやりたくない。外国人労働者がいるけど、逃げてしまう。大変すぎるからだ。」

協力者 A と F は農業の人手不足の困難に直面している。協力者 A は父親と共に農業経営を行っており、経営規模が 1.3 ヘクタールである。協力者 F 夫婦は息子と共に農業経営を行っており、経営規模が 1.8 ヘクタール（その中、1.3 ヘクタールが実家の農地、0.5 ヘクタールが賃借）である。協力者 A と F は農業経営規模が他の調査協力者と比べれば、やや大きいであり、農業の人手不足の困難に直面している。一定の収穫時期を超えて収穫しない場合に、甘柿はぶよぶよ状態となったり、腐ったりする。協力者 A の事例では、農業の人手不足のため、収穫ができないことがあった。また、協力者 A は人手不足で農作業が繁忙な（「忙しくて人手不足だ」）ので、経営規模の拡大を希望していないのである。

マコモダケは成長の特性で、機械による収穫はできないため、収穫時期に大量の人手が必要である。また、マコモダケはタケの茎が成熟するかどうかを判断して収穫することが必要であるため、技術と経験がある人材が求められる。そのため、人手不足の場合には、マコモダケ栽培の就農者の間には互いに支援することが多い。だが、マコモダケ栽培の就農者たちは皆収穫時期が近い場合に、自らの収穫作業をしなければならないため、互いに支援することができなくなり、人手不足の困難が生じる。

人手不足の課題について、現有政策には具体的な解決策がない。言い換えれば、農民ネットワークは農業の人手不足の場合に大きく機能できるが、農業の人手不足は農民ネットワークの機能で完全に解決されていないこともわかる。

協力者 D と E は知り合いの他の就農者も人手不足の困難に直面していると述べていた。また、収穫の農作業時期は農作物の種類、季節によって変わるものであるため、一時的な人手不足の問題が多い。協力者 E の知り合いの就農者は牧場の経営が深刻な人手不足がある。そのため、牧場の経営者はほとんど外出できない。若者も外国人労働者も農業に従事しないほど、農作業の大変さが描かれている。

5.4.5.7 農村定住に関する困難

住居と生活の安全

協力者 C : 「私の農地は新たに買ったのだから、台湾の法規では農地を二年間以上持たなければ、農舎が建てられない。だから、私は市内で家を借りている。」

農舎を建てるには、農地が 0.25 ヘクタール以上で農地を取得してから 2 年間以上であることが必要だと《農業用地興建農舍辦法》第 2 条に規定されている。そのため、協力者 C は農地を購入してから 2 年未満で、自らの農地で農舎を建てられないのである。協力者 C は台北市出身であるが、南投県の魚池郷で農業を行っている。南投県に所有の住宅がないため、少し離れた場所の埔里鎮でアパートを借りている。農業を始めてから、農業技術が未熟で生産量が上がっていないため、農業からの収入が少ない。アパートの家賃と、アパートから農地までの交通費は協力者 C にとって、負担である。本研究の調査協力者の中では、協力者 C だけが出身地を離れて農業を行っている。協力者 A、D、E は実家の農業を経営しているため、住居の問題がないのである。

協力者 E : 「今たくさんの毒蛇がここに来てしまった。住むだけでは不安になる。どうやって仕事に集中するのか? ... 治安も問題の一つだ。この辺は僻地なので、モーターを盗んだり、木を盗んだりする人がいる。これらの問題は一人の農民の力では解決できないのだ。」

協力者 C は近年農作業を行う中で、毒蛇が増加していると気づいた。農作業の安全の問題以外には、協力者 C の住居の周辺は花木を植えてあり、手入れがなければ、蛇の隠れる場所になる可能性がある。また、若者人口は求職や進学するために外出したのが多いため、地域は高齢化が進んでいる。住居はやや僻地にあり、治安の問題がある。協力者 C は農用機械、家の近くの木が盗まれることがある。盗難防止のために、貴重な農用機械を倉庫にしまったが、生活の安全問題に配慮している。

子どもの教育問題

協力者 E :「田舎に住んでいるから、子どもの教育の問題を考える。就学の問題だね。農村と都市との格差が大きい。今学力試験(学測)は農村と都市との格差で成績に影響する。子どもの成績に影響することは、さらに将来の進路に影響する。こう考えたら、心配するだろうね？」

協力者 C :「(将来子どもの教育に)心配しない。農村と都市との格差は確かに大きいけど。正直にいうと、この前には心配していた。私は台北人だから、台北の資源が豊だということを知っている。台北での教育と田舎での教育との格差はどの程度の差があるか知っている。でも、今はそんなに心配しない。両親は能力があれば、子どもに付き合う時間があれば、両親が子どもに教えることは難しくないと思う。」

協力者 C と E は学齢期の子どもがいる。また、長期的に農村に定住して農業を継続する予定である。協力者 C と E は子どもの教育問題を考えたことがあり、農村と都市との教育格差についても意識している。協力者 E はその教育格差によって、将来子どもの進学の結果に配慮している。協力者 C は農村と都市との教育格差があると考え、自らも子どもを教育することで、教育格差は深刻な課題ではなく心配はしなくてもよいと考えている。

5. 4. 5. 8 調査協力者が認識した他の就農者の困難

本研究の調査協力者が直面した困難は以上のように述べていた。一方、調査協力者は実際に農業を行っている中で、他の就農者との交流を通して、自らの栽培作物以外の就農の困難を理解してきた。協力者 D と E は他の就農者が直面した困難を言及した。その困難は農業の生産の供給と需要についてである。以下のように説明を行いたい。

協力者 D :「農業という産業で一番大きな困難は生産と販売の問題だと思う。...私は果物の栽培をしていないけど、果物の最大の問題は生産と販売にあることを知っている。もし今年みんながマーコットを作ったら、来年マーコットはきっと...。例えば、今年バナナがいいけど、来年はやばい。来年みんなバナナを作るからだ。」

協力者 E :「私が知り合った農民は『帝王柑』という柑橘を作ると言っていた。それが甘くて美味しいからだ。その農民は自分の知識がない。または、彼は自分で判断できない。だから、彼は何がいいか、何が売れるかと聞いたら、それを作る。彼が作物を作る同時に他の農民も同じ作物を作っている。このような農民はたくさんいる。生産と販売の情報がなくて判断できないからだ。またはその情報があっても、判断できないのも可能だ。」

市場原理によって、農産品の価格には変化がある。就農者は栽培作物を選択する際に、

価格が高く販売できる農作物を選択するのが可能である。だが、大勢の就農者は同じ作物を作ったら、供給量が需要量を超えて市場のバランスが崩れる可能性が高い。こういう生産と販売の問題は農業の最大の問題だと協力者 D が考える。

協力者 E の知り合いの就農者は栽培作物を選択する際に、自らで判断しなくて他の就農者と同様な作物を作っている。部分の就農者はこのような問題があれば、供給と需要とのバランスは崩れやすいだろう。したがって、それに関する情報の提供はさらに重要なことである。

協力者 E : 「私が知り合ったある農民は大型の冷蔵庫を買って、十何万元かかった。それは壁の三分の一くらいの大きさだ。今（2016年3月）までも、その農民はたくさんの文旦（白柚）を冷蔵庫にしまっている。もう冷蔵庫の中で腐った。売れないからだね。」

協力者 E の知り合いの就農者は作物を収穫したら、売れなくて冷蔵庫で保存していた。確実な販売状況は調査していないが、他の就農者も販売の問題に直面していることがわかった。

協力者 D : 「他の国と比べれば、政府はそんなに農業を重視していない。...いわゆる重視とは毎年の農業用機械の補助、自然災害の被害への補助というお金の補助だけではないのだ。...生産と販売の問題だと、もし私たちの生産量が過剰となったが、需要量がそんなに必要がなくて、価格が過去よりも低い場合に、どうするのか？生産量が過剰だと言っても、作物が成熟したら、収穫しなければならない。」

農業の困難について、協力者 D は他の国家と比べれば、台湾の政府側が農業をそんなに重視していない（「他の国と比べれば、政府はそんなに農業を重視していない」）と考えている。その重視というのは、農用機械等の補助金を提供するという支援ではないと考えられる。前述したような供給量と需要量はバランスが崩れた際に、政府側の対応方が重視される。政府側はどのようにそのバランスが取れるようにするのが重要な課題である。政府側は農産品の価格についての情報を把握し、就農者に伝えるようにすることが重要なのだろう。その一方、就農者もその情報が手に入れるようにして供給のバランスをとることが必要である。

就農者の生産量は需要量を超えた際に、農業委員会は農産品の加工によって賞味期間を延長することで、就農者の負担を軽減していた。だが、過剰生産の予防には将来の課題である。

5.4.6 調査協力者が農業政策と農業関係機関に対する考え方

就農者は困難に直面した際に、政策がどの程度の役割を果たしているかを解明するために、調査協力者が困難に直面した際に、接触した政策を調査した。「農地銀行」と「擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款」については 5.4.5.1「農地取得に関する困難」と 5.4.5.2「経済的困難」の節で説明を行ったため、ここでは論じない。5.4.6.1「調査協力者が接触した農業政策」の節では調査協力者が接触した農業政策の休耕補助政策、三七五減租條例、檳榔廢園轉作補助、農用機械・施設の補助、農民學院と政策の申請についての調査協力者の考えを討論する。5.4.6.2「農業政策の情報源と情報のギャップ」の節では農業政策の情報源と情報のギャップについて討論する。5.4.6.3「調査協力者が接触した農業関係機関」の節では調査協力者が接触した農業関係機関について説明を行う。

5.4.6.1 調査協力者が接触した農業政策

農地の休耕補助政策

2.1「台湾における農業と農業政策」の節で述べた「水旱田利用調整計畫」という農地の休耕補助政策は 1997 年から 2009 年まで実施されていた。水旱田利用調整計畫では 1 ヘクタールの農地、一年間最多 9 万元の補助金を支給していた。2009 年以降は休耕地を活用するために、休耕地の再利用を促進している。

農地を休耕にしても補助金がもらえるので、地主は休耕地を貸す意欲が低下していた。また、休耕補助政策の影響で、地主は農地を貸す意欲があっても、政府からの休耕補助より高い賃借料を求めることが多く考えられる。そのため、協力者 E は休耕補助政策の影響で、農地を借りる就農者の負担がかかると考えている。

管理されていない休耕地は雑草が茂っており、農業用の水路の欠乏等の問題があるため、その休耕地を再利用する際に、整備の費用と時間がかかる。協力者 C は農地の休耕が食料自給率の低下に影響を与えるため、政府側が休耕地の再利用を推進すべきだ（「食料自給率が低いから、農業をすることを促進するはずだ」）と考えている。

農地の賃借料が高いことと、地主が農地を貸す意欲の低下によって、意欲のある就農者に就農のための農地の取得がさらに困難となっている。したがって、調査協力者から過去の休耕補助政策にマイナスの評価が見られる。

三七五減租條例

協力者 C：「今までも、三七五減租、耕者有其田を信じる年とった農業の先輩が多い。」

協力者 D：「昔の三七五減租の問題で、今まで多くの年とった農業の先輩が農地を貸したくなくなった。」

1951年に実施された「三七五減租條例」では、農地を借りていた就農者の権利を守るために、農地の賃貸借の期間を最短6年にすべきと規定していた。2000年までに《農業發展條例》では、2000年1月4日以降には三七五減租條例の規制に限らずに、借主と貸主と互いの合意で賃貸借の期間、賃借料等を契約することができるため、農地が取り戻されない問題がないと規定している。だが、協力者CとDは、現在までもある部分の就農者が三七五減租條例の影響を受けており、農地が取り戻さない恐れがあることに配慮するので、農地を貸す意欲が低下すると述べていた。

ビンロウ廃園の補助

国民の健康の増進のために、農業委員会は2008年からビンロウ廃園の補助を行っていた。ビンロウを植えてある農地をビンロウの代わりに、政府が指定した他の農作物（例えば柑橘など）を作れば補助金がもらえることになった。2015年のビンロウ廃園の補助では、申請期限を11-2月と設定した。

協力者Cは2015年の7月に農地を購入したが、申請した農地の融資が農地にビンロウを植えられないことを規定している。このため、彼は10月にビンロウを切る作業を終えた。しかし、前述したビンロウ廃園の補助金の申請期間は11-12月なので、ビンロウ廃園の補助金がもらえなかった。その後の数週間内、農業委員会農糧署は11-12月という申請期限を取り消し、年間いつでも申請できるようになった。そうであってもCさんは補助金がもらえなかった。この事例から見れば、政府の補助の計画は始まる前に、申請期限の設定の必要性を検討しなければならない。

農用機械・施設の補助

3.3「台湾における就農支援政策」の節で述べた農用機械と施設の補助について、《農業發展條例》で農用機械と施設の補助計画、「行政院農業委員会主管計畫補助基準」、「補助購置小型農機具實施計畫」がある。

筆者の調査によると、調査協力者のほとんどは農用機械と施設の補助が知っている。協力者CとDは農用機械と施設の補助を受けたことがある。他の調査協力者はすでに農用機械と施設を持っているため、この政策を利用しなかったのである。調査協力者の事例からみれば、就農者は自らの需要によって資源を探すのである。

農民學院

農業の技術を向上するために、協力者Cは農民學院の有機農業に関する課程に参加したことがある。一ヶ月の課程で有機農業に興味を持っている就農者と知り合った。その就農者たちは作物栽培の交流対象となっている。その課程では、農業に関する支援政策の授業があるため、協力者Cは授業で支援政策についての情報を取得した。「擴大家庭農場經營

規模協助農民購買耕地貸款」という農地購入の融資の情報を取得し、さらに利用した。協力者 C の事例から見れば、農民學院は農業技術等の習得だけでなく、情報の取得の場所や、就農者と就農者との交流という役割を果たしている。

協力者 A は農業に関する知識を習得するために、農民學院の課程に参加する意欲があった。だが、協力者 A の実家は山間部にあり、普段の生活も山間部で暮らしている。農民學院の授業教室は農業改良場等の農業関係機関であり、実家と遠く離れた場所にあるので、参加しなかった。普段に農作業を行う就農者にとって、農地から離れた場所に通うのは時間がかかることである。従って、農業に関する課程、講座に参加するのは、就農者はその場所との距離と時間に配慮することである。

政策の申請手続きについて

協力者 C : 「政策の申請に手続きを完成することは簡単ではないね。非常に多い資料が必要なので、審査も非常に多いのだ。」

協力者 D : 「政策を申請にはたくさんの条件が付いているから、とても面倒だし、冗長だと思う。また、手続きの流れをしなくてはならない。」

協力者 F : 「もし何かの政策を申請するなら、(役所に)何回も通わなければならない。判子を押すことも何回の手続きがある。それは面倒だ。」

政策の申請手続きは提出すべき資料は多様なのであり、政府側からの審査が必要である。協力者 C、D、F はその申請手続きが複雑な作業だと考えている。協力者 F はその申請作業が複雑なので、農業に関する補助等を申請したことがなく、自らが負担できる程度の困難を自らで解決すると考える。政策の申請手続きが複雑な印象があるとわかった。

5.4.6.2 農業政策の情報源と情報のギャップ

協力者 C : 「農民は給水塔の補助だけを知っている。...彼たちは資料を探すことはしないから、互いに口コミで伝える部分だけを知っている。」

協力者 C : 「例えば、一般の農民は拡大家庭農業（拡大家庭農場経営規模協助農民購買耕地貸款）を知らない。彼たちは農會の三十万元の融資だけ知っている。農業改良場で授業に参加して、その授業のある課程で補助政策の宣伝がある。その金利が 1.5%の農地の融資はその授業で知ったのだ。」

協力者 A : 「農會または政府側は情報を知らせてくれるようだ。または私たちの誰かが農會に行って、農會で情報を得たら、ここに来て私たちに教えてくれる。私はここに住んでいる。この近くの誰かが農會に行ったら、その一束のチラシを持ってきて配ってくれることもある。しかし、そのチラシをもらっていない人は(情報を)知らない。」

協力者 A、C、D、G は農民ネットワークから政策の情報を取得したことがある。その農民ネットワークは、地域周辺の就農者、農業に関する政府機関の課程で形成した農民ネットワークである。他の就農者との会話から、新しい情報を入手したり、交換したりするのである。そのネットワーク以外に、農業に関する政策の情報については調査協力者がインターネット、農民學院の課程、農会の宣伝チラシ、産銷班から取得したことがある。

青年就農者はインターネットから情報を入手するのが多く見られる。協力者 C は農民學院の課程で農業に関する一連の支援政策の授業を受けたことがある。だが、その授業に参加していない就農者はその一連の支援政策の情報を取得するのが難しいのだろう。それによって、就農者の間には情報のギャップがあるとわかった。また、資源は情報を取得し、活用することができる就農者に集中する可能性がある。

協力者 A は地域周辺の知り合いの就農者が農会で取得した農会の宣伝チラシから、農業に関する活動についての情報を得ることがある。就農者は情報の受け手である同時に、情報を共有する情報源でもある。農会与就農者間との情報は、ある就農者が橋渡しをする上で伝えたり機能したりすることもある。

協力者 D、G は産銷班から自然災害の救助に関する政策の情報をもらったことがある。農民ネットワークは情報の共有と交換という役割があるが、就農者間はネットワークの形成がそれぞれ違うことで、情報のギャップも生まれる。政府側は農業に関する情報をインターネット（農業関係機関のホームページ）、農業関係機関の課程と講座（農民學院）、宣伝チラシ等の手段で就農者に伝えている。情報共有の手段は多様にあるが、就農者間の受けた情報量が違うのである。

5. 4. 6. 3 調査協力者が接触した農業関係機関

本研究では調査協力者がどのような農業関係機関に接触したことがあるかについてのことを調査した。調査協力者は農会、産銷班、青年農民聯誼會が中心に接触したことがある。以下はそれぞれ説明を行う。

農会、産銷班

他の農業関係機関と比べれば、調査協力者は農会のほうが接触したことが多い。農会の融資という役割はほとんど全ての調査協力者が知っている。調査協力者は農会で融資、農業に関する政策を含めた情報と相談、適種適作についての指導、農薬や肥料等の資材の購入ということに接触したことがある。協力者 A、F、G も農産物を農会に販売したことがある。

産銷班については就農者の意欲によって参加するのである。本研究の調査協力者では、協力者 D と G が産銷班に参加したことがある。産銷班に入ったら、組織的に政府側からの補助金や支援がより多いと認識されている。協力者 G は農産物を産銷班に販売したことが

ある。また、農業に関する政策の情報を取得したことがある。一方、5.4.4.3「農業経営に対する先輩と新人とのやり方の違い」の節で協力者Dが産銷班の先輩との意見が合わないことを述べていた。意見が合わない一方、産銷班の營運については、メンバーによって違うのである。また、実際に運営していない産銷班もあることがわかった。それによって、産銷班はどの程度の役割を果たしているのか、産銷班間の差があるのだろう。

青年農民聯誼會

青年農民聯誼會は各県市の農會によって成立した青年農民の交流会である。18-45歳の実際に農業に従事している青年農民が中心に参加している。目的としては、青年農民に農業に関する情報の共有と交流である。協力者A、C、Dは青年就農者であるが、協力者Dしか参加しなかった。協力者A、Cは青年農民聯誼會という交流会を知っていない。活動や農業に関することの交流を図るために、協力者Dは青年農民聯誼會に参加していた。その交流会では政策の情報取得、他の県市への訪問機会等がある。だが、協力者Dが参加した交流会では、メンバーがそれぞれの農作業などが繁忙なので、定期的な交流会が行われていない。このような交流会はメンバーの志願参加で進んでいるが、メンバーの合意がなければ、継続することが難しいのだろう。

5.4.7 就農者と政府側との考え

就農者のニーズと政府側とのズレを調査するために、農糧署作物生産組の技正（専門技術者、以下は政府側という）にインタビューを行った。調査協力者が実際に直面した困難に対して、政府側の対応を調査した。また、現有政策以外に他の対応方を明らかにする。以下の表 11 のように、調査協力者が直面した困難とその自らの解決策、現有政策、政府側の対応について三つの立場の考え方をまとめた。さらに、表の下に説明を行いたい。

表 11 調査協力者が直面した困難とその解決方法と、政策と政府側の対応

調査協力者	直面した困難	調査協力者の解決方法	現有政策	政府側の対応
C (ロメイン レタス等)	(1) 農地取得に関する困難	1. 「農地銀行」を利用したが、相応しい農地がなかった。 2. 他の就農者から農地の情報を取得した。	農地銀行 小地主大佃農	農地の高価や農民が農地を貸すことへの配慮ということで、就農者にとって農地の取得が困難となっている。政策は農地銀行と小地主大佃農である。
C (ロメイン レタス等)	(2) 農地取得のための資金	1. 貯金。2. 家族の支援。 3. 「拡大家庭農場経営規模協助農民購買耕地貸款」を利用した。	1. 擴大家庭農場經營規模協助農民購買耕地貸款 2. 農家綜合貸款 3. 青年從農創業貸款 4. 輔導農糧經營貸款 5. 農民經營改善貸款	現有政策で低金利の融資が中心に提供されている。
B (食農教育)	(2) 食農教育を推進するための運営資金の不足	学校等の機関との連携や協力		農業委員會企劃處は食農教育を推進しようとしている。

C (ロメイン レタス等)	(3) 就農初期の不安定な生 計	観光に関する仕事を 兼業にしているが、そ の仕事は固定の収入 も得られない。	1. 農家総合貸 2. 青年従農創業 貸 3. 農民経営改善 貸 4. 輔導農糧経営 貸	就農者に生活を改 善するためには、 現有政策で融資が 提供されている。 また、部分農産品 の契約栽培を推進 している。
C (ロメイン レタス等)	(4) 就農初期のキャリア不 足	1. 実験 2. 他の就農者と交流 する。	1. 農民學院 2. 吉時従農、青 春築夢	1. 農業人材募集 2. 農業経営の診断 3. 適地適作を推進 することで、集団 産地を育成する
D (文心蘭) E (文旦、柑橘、 スモモ)	(5) 病虫害防止の資料につ いて	本やインターネット で検索したことがあ るが、病虫害防止の資 料が探せないことが ある。	無。	以下の相談窓口ま で： 1) 動植物防疫検査 局 2) 農業試験所 3) 農業改良場 4) 農業薬物毒物試 験所 5) 農業知識入口網
A (甘柿) F (マコモダケ)	(6) 農業の人手不足	農民ネットワークは 農業の人手不足を緩 和するが、産地に収穫 時期が集中し、同時に 他の就農者の農業仕 事を手伝うことがで きなくなる。	無。	1. 農業人材募集： 1) 外国人労働者の 導入を求めている。 2) 学生の農場実 習、退役軍人の支 援、青年就農の促 進 2. 半自動化設備の 推進 3. 規模化の促進
C (ロメイン レタス等)	(7) 販売ルートの狭い	親友やFacebook 等 で販売すること。	無。	1. 生産量が少な い就農者が産銷班

E (文旦、柑橘、スモモ)				等の農民団体に参加することが期待している。 2. 農民市集
F, G (マコモダケ)	(8) 生産履歴の農産品の価格について	地域の他の生産履歴があるマコモダケの就農者と協力し、生産量を集中して販売する拠点を構える考えがあるが、資金等の問題で実現することが困難である。	2007 年 から 2015 年 までに生産履歴の申請料金、再検査料金を部分に補助していた。	農産品の価格が市場原理によって決定され、農産品の種類によって異なるのであり、政府からの保証の価格は定められないのである
D (文心蘭)	(9) 取引の不透明について	解決方法がない。	無。	1. 日本の競売市場で販売した後、インターネットで販売の価格の情報が取得できる。 2. 取引の信頼関係の構築。
A (甘柿)	(10) 自然災害の補助について	1. 「農業天然災害救助辦法」の救助金 2. 自らで負担	1. 農業天然災害救助辦法 2. 農業天然災害低利貸款 3. 農民組織及農企業天然災害復耕復建貸款	1. 救助金 2. 復興のための低金利融資 3. 農業保険（試行期間中） 4. 自然災害前に防寒の施設や簡易の施設等
A (甘柿) F, G (マコモダケ)	(11) 鳥獣害： 鳥、イノシシ、サルによる鳥獣害を受けていた。	1. 鳥害：爆竹、犬の飼育 2. イノシシとサル対策：大根等の野菜を作ってイノシシとサルに食べさせる。	無。	環境にマイナスの影響を与えないのを前提にし、鳥獣を駆除する設備等を推進している。
E (文旦、柑橘、スモモ)	(12) 外来種作物と生物か	1. 草取り。	地域の農會はタ	1. ミカニア・ミク

スモモ) F, G (マコモダケ)	らの影響： 1. ミカニア・ミクランサ (小花蔓澤蘭) 2. ジャンボタニシ (福壽螺)	2. タイのナマズとドジョウを飼育して被害を軽減すること。	イのナマズというジャンボタニシの天敵を導入していた。	ランサの防止：林務局の業務。解決策としては手入れの支援や指導。 2. ジャンボタニシ：農薬を補助していたが、個人的にあまり役立っていないと考えている。
C (ロメインレタス等)	(13) 農村定住に関する困難 (住居)	自らの農地から離れた場所でアパートを借りている。	無。	農村全体の問題であり、集落の形成と農地政策に関わっていると個人的に考えている。
E (文旦、柑橘、スモモ)	(13) 農村定住に関する困難 (生活安全-毒蛇と盗難)	1. 毒蛇: 環境の手入れ 2. 盗難: 貴重な農用機械を倉庫にしまうこと。	無。	
E (文旦、柑橘、スモモ)	(13) 農村定住に関する困難 (子どもの教育問題)	解決方法がない。	無。	

出典：本調査により筆者作成

(1) 農地取得に関する困難

協力者 C は最初に農地を借りて農業をしていた。農地を借りる際に、地元の就農者とのつながりが薄かったため、借りる農地を探そうとして農業委員会が実施した「農地銀行」を利用したことがある。だが、農地銀行を通して条件に相応しい農地がなかった。その後、農地を購入する際に、農地の情報をなかなか手に入れることができなかった。農地探しは半年以上もかかった。農地を探せなかった際に、農業を継続するのを諦める考えが一度あった。

農地取得の困難について、政府側は農地価格の高騰が農地取得の困難の一つだと捉えている。

政府側：「主要な問題は農地の価格にある。(中略)。実際に、我が国の農地はすでにトタン屋根の工場が建てられている。または違法の使用になっている。だから、その価値は農作物の生産の価値よりも高くなっている。だから、農民は相場以下の価格で買うことが比較的難しいのだ。」

農地はトタン屋根の工場や違法建築として使用されている。農業の生産よりも農業外の用途は価値が高く捉えられるため、農地の価格も高騰するのである。また、2000年以降農地の自由売買と農舎建ての基準の変更によって、農地の用途は投機目的に使用され、多様になってしまった。農業を行おうとする青年にとって、農地の取得には地価の高騰で手が届かないことがある。

政府側：「農地銀行は農會を通して運営しているのだ。しかし、多くの農民は農地を貸すことに遠慮している。」

5.4.6.1「調査協力者が接触した農業政策」の節では過去の三七五減租条例の影響で、農地を貸すことには一部分の就農者が配慮していることがわかる。農民ネットワークの役割の5.4.3.2「情報の取得」の節では、部分の就農者は見知らぬ人に農地を貸しがたいこともある。また、農地を貸したら、農民保険などの權益に影響を与える可能性があるので、部分の就農者は農地を貸すことに配慮するのである。そのため、農地銀行の実施はこの問題点で困難がある。一方、2009年から「小地主大佃農」という政策は、地主により高い賃金で地主に農地を貸してもらうことで、農地を貸すことを促進しており、農地の活用と意欲のある者に農業経営の拡大を図る。

まとめていうと、農地の高価や就農者が農地を貸すことへの配慮ということで、青年就農者にとって農地の取得が困難となっている。一方、「農地銀行」という支援政策で農地の活用や農地の情報を提供するのを役立っているが、農地希望者に希望農地を手に入れるように支援していないのである。この点でいうと、農地の取得ができるように指導し、就農希望者と就農者が農業を継続することを確保することが必要である。

(2) 資金の不足（農地取得のための資金、食農教育のための運営資金）

農地取得のための資金の不足について説明を行う。協力者 C は農地を購入する際に、資金の不足の困難に直面していた。C は自らの貯金と家族の支援以外に、「拡大家庭農場経営規模協助農民購買耕地貸款」という農業金融局の融資を利用した。農地取得のための資金には現有政策で低金利の融資が中心に提供されている。また、農業用の設備、農業経営のための融資が提供されているが、就農者が農業を始めるためには、一定の自らの貯金が必要である。上記の(1)「農地取得に関する困難」で述べたように、農地の高価という問題があるので、就農者特に青年就農者にとって農地取得の資金は就農の大きな困難である。

食農教育を推進するための運営資金の不足については、協力者 B が直面した困難である。その困難を解決するために、学校などとの連携や協力して部分の資源を共有するのである。一方、農業委員会企劃處は食農教育を推進しようとしている。食農教育の推進に意欲のある青年には、そのための資源と支援を提供することが重要となっている。また、まとめた資源を提供して意欲のある青年に参考することも重要である。

(3) 就農初期の不安定な生計

協力者 C は就農する前に農業に関する経験がない。農地を借りて農業技術を磨いていたが、農地を購入した後は経験不足のため、農作物の収穫ができなくて農業からの収入は生計を立てられないのである。観光に関する仕事を兼業にしているが、その仕事は固定の収入も得られない。また、農地購入の融資とその金利を返済しなければならないので、生計には大きな困難に直面している。就農者に生活を改善するためには、現有政策で融資が提供されている。その一方、政府側は契約栽培（「契作」）という販売ルート確保の支援を推進しており、就農者の販売ルートを確認したら収入の安定も図る。

政府側：「この部分はただ今推進しているものだ。いわゆる販売ルートの問題だ。私たちは農業の生産に従事することは販売ルートとの繋がりが必要だと宣伝している。だから、私たちは『契約栽培（契作）』を推進している。例えば、レタス、ドルコギキョウ（花卉洋桔梗）は契約栽培を推進している。」

契約栽培（契作）というのは、農民と農民団体または会社との長期的な販売の連携である。農民が作物を栽培する前に、会社等との販売の契約を締結し、農民に農産品が安定な販売ルートや価格を確保することができる。農民は会社等から依頼・契約した農産品の数量、品質が求められる。また、安全な基準に沿って定められた期間に農産品を提供するのが重視される。一定の時間と数量と品質（「時、量、質」）で農産品を提供することが求められるのである。農糧署は農民の技術と販売ルートの会社等の導入を支援することで、農民に長期的な収入を確保する。だが、市場原理の需要と供給に沿って、部分の農産品の契約栽培しか行われていない。また、契約栽培は一定の量が求められるため、生産量が少ない就農者にとって、契約栽培に向けないのだろう。したがって、契約栽培というのは、農業経営がある程度安定しなければならないことである。生産量が上がっていない協力者 C は契約栽培という販売ルートの確保が難しいのだろう。

(4) 就農初期のキャリア不足

協力者 C は農地を購入してロメインレタスの栽培を始めた。ロメインレタスは栽培して 45 日間収穫できるが、協力者 C は就農初期に技術が未熟なので、3 ヶ月超えても収穫できなかった。自ら実験したり、身の回りの就農者と交流したりすることで、解決しようとした。現有政策では「農民学院」と「吉時従農、青春築夢（百大青農）」の支援がある。農民学院は農業に関する課程を提供するのである。百大青農とは農業委員会が応募した 45 歳以下の青年農民から 100 名の青年農民を選出し、農業の生産技術、経営と管理、低金利融資等の一連の支援を提供するのである。

農民学院と百大青農以外の農業知識や技術の指導については、「**招募式培訓**」という農業人材の募集が実施されている。

政府側：「各産業の団体は各自の人材の訓練がある。例えば、胡蝶蘭。…農業委員会の輔導處も人材の募集と訓練（招募式培訓）がある。」

部分の農作物（例えば、胡蝶蘭）の企業は意欲のある農業人材を募集し、農業に関する技術等の訓練を受けさせる。訓練終了後は相応しい人材を採用する一方、募集者も農業に関する技術等を習得し、自ら就農に対する適性を判断することができる。

政府側：「私たちは学校、企業の専門家と、現有の農業改良の機関の専門家を結びつけて、技術の診断サービスのチーム（技術服務團）を取り組む。また、各農業試験の機関または各企業、各産銷班、各農民のニーズに応じて、チームを組んで技術の診断のサービスを提供している。」

また、農業委員会は学校、企業、農業改良場等の専門家を集め、企業、農民団体、農民の農業経営の診断を行う。だが、前述の農業人材募集と農業経営の診断というのは、特定の産業に限定されている。

農業改良場は各地域に分布され、地域の自然等の条件に応じて地域に相応しい作物の栽培を指導するのである。適地適作という環境に適した作物を作るのを促進することで、生産や農業経営のコストを下げるのである。

政府側：「点、塊から出発するということは集団産地（集團産區）の概念だ。どうやってはじまるのか？点から探して、その地域の一つの『指標となるモデル』になることまでに農民を指導する。また、この区域の農民の条件を結びつけて、生産を規模化し、『生産量のある地域』へと変えることで、生産の集落にする。」

政府側は適地適作を推進することで、集団産地を育成するのを支援している。環境に適した特定の作物が一定の量に集中し、包装等の分業を行う。生産の集落という観点から、産地をモデルとするほかに、大規模化を通して一定の量も求められる。それによって、共同に農業の施設等を使用し、効率化を図る。このことから見れば、就農者は地域に相応しい作物を選択して栽培することが重要な一方、産地の他の農民や農業に関する団体との協力が必要である。

まとめていうと、集団産地という大規模化は生産量が安定した後の就農者に適用することである。農業技術の向上は農民學院、百大青農という政策が中心である。

(5) 病虫害防止の資料について

協力者 D と E は作物の栽培に病虫害防止の問題がある。協力者 D、E は本やインターネットで検索したことがあるが、病虫害防止の資料が探せないことがある。農業委員会が作成した「農業知識入口網」というウェブサイトで農業の基本知識等の情報を提供している。ウェブサイトの資料以外には、農業に関する政府機関の動物防疫検査局、農業試験所、農業改良場、農業薬物毒物試験所から農業の病虫害防止についての情報がもらえる。

政府側：「政府、私たちの行政区域では、農民の技術の推進と指導を図っている。だか

ら、どんな病虫害の問題でも区域の農業試験、農業改良の機関に相談することができる。さらに病虫害の検査もできる。」

農民ネットワークの役割の5.4.3.1「農業についての交流」の節では、農民ネットワークは農業知識や技術の交流の役割を果たしていることがわかる。だが、本研究の調査協力者は農業試験所や農業改良場という政府機関の情報の適用性への配慮がある。一方、5.4.6.3「調査協力者が接触した農業関係機関」の節では、調査協力者が接触した農業に関する政府機関は農會、産銷班が中心であることがわかる。農會は基層の郷鎮の範囲に拠点がある。農業試験所や農業改良場は縣市という区域にあるが、就農者が直接に接触する機会が少なくて繋がりが薄かったのだろう。この点では、就農者と農業に関する政府機関とは、実際の交通の距離も含めた繋がりが深くないことを克服しなければならないのである。

政府側：「将来、私たちは遠隔サポート（遠端感測）を推進する可能性がある。昔、（機関に）来ることが不便だという場合に、写真を撮ることを通して、機関の人はその写真を見て（病虫害等の）どんな問題があるかを判断して、詳しく教えてあげる。もし検査が必要であれば、農業改良の機関までに検査をしてもらおう。」

交通の距離の問題を克服するには、農業に関する政府機関は農民が写った作物の病虫害の画像等で判断することがある。だが、本研究の調査協力者は農會、産銷班以外の農業に関する政府機関に接触する機会が少ない。農業試験所、農業改良場等の農業に関する政府機関の役割を就農者にさらに伝えることが必要であり、実際に利用させて農業技術等の向上を図るのが重要である。さらに、互いの繋がりを深めて作物の栽培問題の解決も実現することができるのだろう。

(6) 農業の人手不足

農業経営規模が大きな就農者は農業の人手不足という困難に直面している。また、部分の農作物（例えば、マコモダケ）は農用機械で収穫できないので、深刻な人手不足の困難に遭遇していた。農民ネットワークの役割の5.4.3.1「農業についての交流」の節では、農民ネットワークは農業の人手不足を緩和するが、産地に収穫時期が集中し、同時に他の就農者の農業仕事を手伝うことができなくなる。そのため、農民ネットワークの農業人手不足の困難を緩和する役割は、機能できない場合がある。農業全体の労働力の不足も含めて、農業の人手不足は深刻なことである。

政府側：「台中も農業の人手不足の問題が深刻だ。（中略）。でも、問題なのは我が国の失業率が高い。我が国は労働力があるが、その労働力は農業に従事する労働力になれないのだ。...だから、農業の人手不足というのはずっと深刻な問題となっている。しかし、これは政策の問題だ。これは、労働者団体が外国人労働者の輸入を反対することも含めている。労働者団体は国民の就職の機会に影響することに配慮するからだ。」

政府側は農業の人手不足という困難を解決しようとして、外国人労働者の導入を求めて

いた。だが、本国籍労働者の失業率が高いため、本国籍労働者の就業の機会に配慮することで、農作物栽培のための外国人労働者の導入は通過しなかった。一方、農業の人手不足を解決しようとして、労働力の導入には上記の(4)「就農初期のキャリア不足」で言及した農業人材募集があり、学校との連携で学生の農場実習、退役軍人が特定の産業園区への支援、青年就農の促進という解決策を取っている。

農業労働力の導入以外には、台湾の農業経営の規模に相応しい半自動化設備を整えることで、労働力の使用を減少する。また、上記の(4)「就農初期のキャリア不足」で述べていた集団産地という規模化を促進し、共同に労働力、資材等を共有することで、効率の向上を図る。

以上の農業人材募集、半自動化設備の推進、規模化の促進という解決策が取られている。だが、農業の人手不足という困難が深刻に進展しているものであり、以上の解決策の効果はさらに調査しなければならないのだろう。

(7) 販売ルートの狭い

販売ルートが狭いというのは農業経営規模がやや小さな就農者が直面した困難である。親友や Facebook 等の販売ルートで個人的に経営している。だが、その販売顧客には制限があるため、長期的にどのように経営を維持するかは大きな課題となっている。

生産量が少ないので、一定の安定した量を提供することが難しいのである。政府側は、生産量が少ない就農者が産銷班等の農民団体に参加することを期待している。産銷班等の農民団体に農産物を集中して販売することで、商品の販売の可能性を広げる。一方、「農民市集」という直接に農民と顔合わせて農産物を購入する市場が設けられている。農民學院のウェブサイトで各地域の農民市集の情報を提供している。生産量が少ない就農者が農民市集で自らの農産物を販売することができる場所を設けている。だが、農民市集では、野菜等が完売しなければ、すぐ枯れることになってしまうのである。農民市集は、生産量が少ない就農者に対して、多様な販売ルートを提供しているが、農産物の完売には確保できないのだろう。

協力者 C と E は生産量が少ないので、農産物の収益を確保するために、農産物を小売り等の販路に販売しなく、自ら消費者に販売するのである。

(8) 生産履歴の農産物の価格について

生産履歴に関しては 5.4.5.4「販売に関する困難」の節でより詳細な説明を行った。協力者 F と G は生産履歴の認証を受けたが、農産物の価格が認証を受けていない農産物と同じであり、農産物の価格の基準が定められていない状況にある。

政府側：「一般的に言えば、生産履歴の価格のほうが高いが、どの程度の差があるか、これは言いがたい。一般的に、農産物の品質と、あなたの販売ルートが受け入れるかど

うかに応じる。(中略)。価格は市場原理によるよ。生産履歴の理念は…生産過程を遡って、追跡というものだけだ。」

それに対して、政府側は農産品の価格が市場原理によって決定され、農産品の種類によって異なるのであり、保証の価格が定められないのであると述べていた。また、農産品の価格については農民自らが販路の業者と交渉しなければならない。生産履歴の理念は安全と追跡というものである。政府側は生産履歴の申請料金、再検査料金を部分に補助し、農民の負担を軽減して生産履歴の認証を受けることを促進するのである。

農産品の価格は市場原理で影響され、就農者と販路の業者との合意で決めるものである。だが、生産者の長期的に安定した運営には、生産履歴の農産品の販売状況を追跡することが必要なだろう。

一方、協力者 F は自らの生産量だけなら、市場に供給することができないことを意識している。さらに、地域の他の生産履歴があるマコモダケの就農者と協力し、生産量を集中して販売する拠点を構える考えがあるが、資金等の問題で実現することが困難である。

(9) 取引の不透明性について

協力者 D が生産した文心蘭は主に日本へ輸出するのである。実際に日本の競売市場での販売過程に参加することができないのであり、実際の販売価格が確認できないということが就農の過程で直面した困難の一つだと思われる。

文心蘭が日本の競売市場で販売した後、インターネットで販売の価格の情報が取得できる。また、日本の競売市場は販売の数量と価格の情報を貿易会社に知らせるのであるため、日本の競売市場との取引の過程は透明であることがわかる。就農者と貿易会社とは一定の信頼関係の上で取引ができるのだと政府側が述べていた。

その一方、包装の会社と貿易会社はそれぞれ運営の作法があるが、就農者に対して、情報の公開、透明な取引ができるように運営することが重要である。政府側は農民団体の産銷班、包装の会社、貿易会社の取引の透明、情報の公開ということを促進するのが必要である。

(10) 自然災害の補助について

協力者 A は台風の影響で 0.3 ヘクタールの果樹が被害を受けた。その 0.3 ヘクタールの生産量は 50-60 万元に値するという。政府からの救助金はあるが、2 万 5 千元しかもらえなかった。そのため、自ら大部分の負担を負わなければならない。

政府側：「お金の救助金がある以外に、融資を提供している。(中略)。今もいわゆる農業保険を推進している。最近、梨の試行を行っている。将来、施設の部分も試しにする。これは次々に行うべきだよ。政府は一部の保険の費用を補助して、農民の負担を軽減する。今自然災害この部分は前から(国の) お金がたくさんかかった。毎年も同じだ。」

現有政策は救助金と復興のための低金利融資を提供し、就農者の負担を軽減するものである。政府側は自然災害の救助金による財政の負担がかかっていると述べていた。財政負担を軽減するために、農業保険を推進しているのであるが、試行期間中である。技術の支援については、自然災害前に防寒の施設や簡易の施設等を立てるのを指導し、天災の被害を軽減させるためのものである。まとめていうと、財政負担がかからないように、農業委員会は農業保険を推進しているが、現在の救助金制度は就農者が実際に受けた被害とズレがあることがわかる。

(11) 鳥獣害

本研究の調査協力者は鳥、イノシシ、サルによる鳥獣害を受けていた。協力者 A の家は山間部にあり、鳥、イノシシ、サルによる被害を受けていた。鳥害対策には、爆竹で大きな音声で駆除する。イノシシとサル対策には、農地で大根等の野菜を作ってイノシシとサルに食べさせることで、柿という商品作物への被害を軽減するのである。協力者 F と G は鳥害によるマコモダケの被害を受けていた。鳥害対策としては、犬を飼って鳥を追い払うことで、鳥害防止対策を実施している。

調査協力者の実例から見れば、鳥獣害による被害を軽減するためには、就農者が自らその地域や自然条件に配慮し、地域に相応しい解決策を取っているのである。政府側は環境にマイナスの影響を与えないのを前提にし、鳥獣を駆除する設備等を推進している。

(12) 外来種作物と生物からの影響

協力者 E、F、G は作物の栽培に外来種作物と生物からの影響を受けている。協力者 E は作物の栽培で、ミカニア・ミクランサ（小花蔓澤蘭）という外来種による被害を受けている。ミカニア・ミクランサは生物の成長に大きな影響を与えている。それに対して、協力者 E は草取りで被害を軽減するのである。協力者 F と G はジャンボタニシ（福壽螺）という外来種生物によるマコモダケの被害を受けている。地域の農会は、ジャンボタニシを制御するために、タイのナマズというジャンボタニシの天敵を導入し、就農者にタイのナマズの飼育を推進し、補助も出していた。だが、タイのナマズも外来種なので、後期に補助を取り消した。協力者 F と G は水田でタイのナマズとドジョウを飼育しており、ジャンボタニシの被害を軽減するのである。

ミカニア・ミクランサの防止については林務局の業務であり、その解決策としては手入れの支援や指導である。ジャンボタニシの駆除のために、農薬を補助していたが、政府側の調査協力者は個人的に農薬でジャンボタニシの駆除が生態に大きな影響を与えていたと考えている。また、農薬を使用してもあまり役立っていないのである。

まとめていうと、外来種生物と植物の防止のためには、政府側はそれの輸入と扱いを規制することが必要である。また、それによる被害を軽減するために、就農者に適切な作法

を提供するのが重要である。

(13) 農村定住に関する困難（住居、生活安全、子どもの教育問題）

現有法律の《農業用地興建農舍辦法》においては、農地を購入してから2年間以降に農舎が建てられるようになると規定している。だが、協力者 C は農地を購入してから2年間未満なので、農舎の建築はできないのである。そのため、自らの農地から離れた場所でアパートを借りており、交通費や家賃を支払わなければならない。

協力者 E は農地の周辺で毒蛇が増加傾向だと気づいた。農用機械の盗難を受けたことがある。それは生活安全に関わっている。また、将来長期的に農村の定住を希望しているが、農村と都市との教育格差による子どもの教育に配慮している。

以上の問題は農村の幅広い問題なのであり、農村の治安、公共建設等の問題に関わっている。それを農村定住の問題として捉えようとする。

政府側の調査協力者は長期的に農村に関する議題に接触したため、上記の問題に対して、個人的に以下の引用したような見解を述べていた。

政府側：「台湾の農村は今まで、集落の分布が分散したこととなっている。だから、農業用の住宅の分布についてのことは難しい。この問題を突破するなら、集落（聚落）という形に戻るべきだと思う。農村部（郷村區）と農業の生産の部分は実に区別することが必要だと思う。」

最初から調査協力者が直面した農業に関する困難を述べていたが、実際に、調査協力者が直面した困難は農業に関するだけでなくである。または、農業の問題は農村に関わっていると言えるのだろう。工業化と都市化の進展で、農村の人口と農業就業人口が流出してしまった。若者の流出は農村と農業就業人口の高齢化に伴って、空き地等の増加、公共建設の不足が進んでいるため、生活の品質が低下してしまうことがある。一方、農村定住の問題は集落の形成にも関わっている。分散した集落では、公共建設の利用が効率的に運用することが難しいのである。2000年に修正した《農業發展條例》は農舎の建設の基準を緩和してから、農地の周辺には建築物が増加してしまう中で、農舎としての使用はどのくらいなのだろうか。農村と農業の発展においては、政策に深く関わっているのだろう。

6. 結論と今後の課題

6.1 まとめ

6.1.1 青年就農者の実態と政府機関の認識とのズレ

(1) 青年就農者への追跡調査をすべき

就農者の実態を明らかにするために、就農者に調査を行った。5.4.4.3「農業経営に対する先輩と新人とのやり方の違い」の節では、世代間の就農者の農業経営のやり方が違うことを説明したが、各年齢層の就農者は時代の変遷で農業経営の作法を調整しており、技術の革新も図っている。過去農薬や化学肥料を使用していたが、食品安全を重視している現在には就農者も農業の栽培の方法を調整している。また、調査協力者は就農年数によって違う困難に直面している。就農初期の特徴としては生産量が少なくて販路が確立されないことである。

農業経営がより安定した45歳以上の調査協力者に比べれば、青年就農者の調査協力者は政策の支援を使用したのが多く、政策の支援を活用している。だが、政府機関と現有政策は、青年就農者に対して一連の支援を十分に提供していない。例えば、農地の取得は就農の重要な条件であり、農地銀行は農地の情報を提供する機能があるが、青年就農者に農地を取得できるように支援する追跡という役割を果たしていないのである。青年就農者から支援を求めるのは、ある困難に直面していると意味する。特に、農家出身ではない就農者にとって、地元、他の就農者とのネットワークを構築していなくて様々な情報が取得できないのである。農地の取得から、販路や収入の確保等までのことは就農初期の深刻な課題である。したがって、政府側は青年就農者の現状を把握し、「青年就農者の立場に立って考えられる」相談窓口を設立することが必要であり、その相談窓口は青年就農者が直面した困難を乗り越えたかどうか、という追跡の役割を果たすことが重要である。それによって、青年就農者に就農を継続することが確保できるのだろう。

(2) 政府機関の目標と青年就農者の実態

2.1「台湾における農業と農業政策」の節では農業政策の各段階の重要な施策を論じてきた。第2章の2.3「本章のまとめ」の節では台湾の農業政策の各時期の目標をまとめた。そんな中から、農業委員会は農業経営規模の拡大、青年の農業経営の専門化を図っていることがわかった。一方、5.4.5.2「経済的困難」の節では青年就農者の調査協力者が就農初期に経済的な困難に直面し、農地取得の資金の問題以外に、農業からの収入が生計を維持することができず、非農業の仕事に従事していることがわかった。また、就農の初期に栽培作物の収穫ができずに農業から収入が得られない実態もあった。このような現状にある青年就農者に対しては、農業経営規模の拡大を実現することが困難なのだろう。第5章の筆者の調査によれば、農業の専門的経営は基本的に農家子弟のことであり、家族とともに農業経営を行っている。新規の就農者に対しては就農初期から専門的経営を行うこと

が難しいというのが現状である。

一方、第5章の筆者の調査によれば、農業経営規模は2ヘクタール以下の協力者が多い。また、1ヘクタール以上の農業経営は家族と共に、2世代で行っている。農業経営規模の拡大には、資金だけでなく、農業に従事する人手が必要である。農業の機械化、自動化設備による労働力使用の減少は可能であるが、産業別によって機械化、自動化設備の利用は制限があるので、農業に従事する人手不足の課題は調査協力者が直面した困難の実態である。5.4.5.6「農業の人手不足」の節で述べたように、農業に従事する人手不足の原因で、農業経営規模の拡大を敬遠する調査協力者もいる。まとめていうと、農業経営規模の拡大には資金、農業に従事する人手が必要であるが、調査協力者の事例から見れば、それは一定の難易度がある。政府機関の目標と調査協力者の実態とは大きくズレが生じている。

(3) 就農支援政策と調査協力者が共通した問題について

3.3「台湾における就農支援政策」の節では、台湾の就農支援政策の実施の現状を考察してきた。就農者が利用できる就農支援政策は融資と補助金の支援が多く実施されている。2006年に新農業運動が実施された以降、農地の集積や農業技術の習得等の多様な支援が行われている。5.4.5.2「経済的困難」の節では協力者が農地取得のための資金の不足という困難があるが、政府機関が提供した融資を使用し、農地の取得ができるようになった。現有政策では、農地取得のための融資という資金的支援が比較的大きく役割を果たし、青年就農者に農地を購入させて農業を継続させたことがわかった。一方、調査協力者が直面した困難の中では、各年齢層の調査協力者が農産品の販売に関する困難があるという共通点がある。また、農業に従事する人手不足の困難も協力者に対して、大きな困難である。だが、農産品の販売と農業に従事する人手不足という困難には、就農支援政策であまり機能していなかった。

政府機関は市場原理の原則に沿って、競争力のある農業経営を図っているが、いくら豊富な就農の経験を持っている調査協力者も農産品の販売に関する困難に直面している。農産品の販売に関する困難の中では、特に生産量が少ない就農者は安定した販路を見つけることが難しい。5.4.5.4「販売に関する困難」の節では調査協力者が直面した販売という困難を説明した。生産量が少ない調査協力者はよりよい農産品の利潤をもとめるために、自らで農産品の生産、包装、販売などの多くの役目を1人で担っている。政府側は生産量の少ない就農者に対して、就農者が農産物を産銷班という農民団体に集中して販売することを促進している。だが、5.4.4.3「農業経営に対する先輩と新人とのやり方の違い」の節では産業面の先輩と新人とのやり方の相違について説明した一方、就農者が参加していた産銷班が運営されていないことがあることがわかった。従って、産銷班という農民団体はそのメンバーや運営の方法によってそれぞれ違いがあり、産銷班の間の運営状況には大きな差があるのだろう。もし産銷班という基礎の農民団体は販路等としての運営を十分に

機能すれば、農業経営規模に関わらず、農産品の販売分野の困難を少しでも改善することができるのだろう。

6.1.2 青年就農者が農業を継続するための要素

(1) 生計維持のための計画

5.4.5.2「経済的困難」の節で述べたように、青年就農者の調査協力者は就農初期に農地を購入する資金と生計維持の困難がある。また、就農初期にキャリア不足で農業からの収入が生計を立てることができないことがある。生計の問題を解決するために、非農業の仕事も兼業として家庭の生計を維持しなければならない。一方、青年就農者だけでなく、栽培作物の収穫期や農業経営規模等の制限で、過去調査協力者も農業からの収入だけでは生計を立てることができない状況があった。農業を継続するために、農地の購入の資金や貸借料以外に、就農初期に農業から収入が少ない時期の生計の問題を考えなければならない。従って、将来の就農希望者または就農者にとって、生計維持のための就農の計画を策定してから農業を始めることが重要なだろう。生計が維持できるように、農業を開始する前に生計という困難を乗り越えるための計画が必要である。

一方、5.4.5.2「経済的困難」の節では、調査協力者は農業を始める前に、就農の計画を立てたことがあるのを説明した。だが、計画で設定した目標と予想したことは様々な状況によって変化することが可能なので、農業を継続するために、その計画を状況の変化とともに、修正することが必要である。まとめていうと、生計維持のための計画以外には、状況の変化があるので、就農希望者はこれらの挑戦に対して、心構えをもっておかなければならないのだろう。

(2) 農民ネットワークの構築

5.4.3「農民ネットワークの役割」の節で述べたように、農民ネットワークは農業知識と技術に関する交流、地域と家庭内部に関する話題の交流、情報交換、互いの困難を解決する役割がある。また、その農民ネットワークは農民学院、農業管理人訓練課程、就農者の家と農舎という場所で形成される。5.4.6.3「調査協力者が接触した農業関係機関」の節では、農会、産銷班という農民団体では農業政策に関する情報や農産品の共同販売等の役割を果たしていることを説明した。また、青年農民联谊会では農業政策に関する情報が取得することができることがわかった。

農民学院と農業管理人訓練課程は就農者が共通な目的をもって参加したものである。調査協力者はその課程から農業に関する知識と技術を習得した以外に、その場所で他の就農者と知り合った。そこから知り合った就農者は調査協力者が作物の栽培の困難に直面している際に、調査協力者のその困難を乗り越えることを支援する者でもある。

一方、地縁による農民ネットワークは多様な役割を果たしている。農業知識と技術の交

流、農業政策等の情報交換以外に、地域の適種適作や家庭内部の話題、農地取得の情報という役割があり、さらに農業に従事する人手不足の困難が生じた際に、互いに農作業を支援する役割を果たしている。特に後者（適種適作と家庭内部の話題の交流、農地取得の情報交換、農作業の人手不足に対する支援）に関する役割は地域の農民ネットワークが果たしている。情報交換の場所は調査協力者の実家や農舎である。

5.4.5.3「キャリア不足」の節で述べたように、調査協力者が作物の栽培の困難に直面した際に、就農者同士との交流、インターネット等の自らで解決方法を探すことが多いが、農業に関する政府機関の支援を求めるが少ないのである。農民ネットワークの「5.4.3.1 農業についての交流」では、調査協力者の農業知識と技術は就農者同士から互いに交流して習得したことが多いことがわかった。また、その就農者同士は就農年数が多い就農者という先輩も若者の就農者もいる。そのため、就農者同士の交流によって互いの農業知識や技術等の経験を相手に伝えることで、農家家庭内の継承だけでなく、地域内の横割りの経験の伝えは可能である。それによって農業の先輩から豊かな農業知識や技術等の知恵を若者の就農者に継承することができる。このことから分かるのは、農民ネットワークは農業に関する知恵や情報の橋渡しとして果たしている。

さらに、5.4.5.4「販売に関する困難」の節では、調査協力者は農産品の価格と品質を確保するために、他の生産履歴がある就農者と協力する考えがあるということがわかった。調査協力者は1人の就農者の生産量が市場の需要を賄えないことがあるので、同じ作物を栽培している同じ理念を持つ他の就農者と協力することで、新たな販路を求めている。その中、1人の就農者では難しいことであるが、共通な目標と理念を持つ就農者でグループを形成することは就農者それぞれの知恵や意見を広く集めることができる。それによって、新たな農業経営のやり方が提案される可能性があり、農産品の生産費とリスクを減らすことができるのだろう。

上記で述べたように、農民ネットワークは多様な役割を果たしていることを明らかにした。調査協力者は農業を継続していくために、農民ネットワークを活用して新たな可能性を広げていく試みがあった。また、各年齢層の調査協力者いずれも農民ネットワークから農業を継続するための必要な物事を取得していることがわかった。特に農業知識、情報交換、農業に従事する人手の支援等の無形的資産は農業を継続するための要素である。従って、他の就農者とのつながりを深めて農民ネットワークを構築することが重要である。

6.1.3 日本における青年就農支援政策から一高齢就農者の能力の活用

3.3「台湾における就農支援政策」と4.3「日本における青年就農支援政策」の節では、台湾と日本の青年就農支援政策について考察した。台湾における就農支援政策と日本の大きな違いは、日本の青年就農支援政策は青年就農給付期、新規就農者向けの無利子資金制度があり、青年就農者を中心に就農初期の生計の確保と負担の軽減を図っていることであ

る。一方、2005 年以降の食料・農業・農村基本計画においては、小規模農家の農産品の特色の発揮と集落営農という施策を講じた。その小規模農家の特色のある農産品の発揮と集落営農は、台湾の農業委員会が推進している農民市集と集団産地との概念はほぼ一致となっている。

一方、台湾においては農地の高価等の問題で農地の取得の困難がある。また、農業労働力の高齢化が進行している中、高齢就農者の農業技術や知識が失われないように、高齢就農者の農業に関する知恵を大切にすることが必要である。

日本においては、高齢就農者の農業に関する知識、地域に関する経験等を次世代へ継承することを推進している。日本の「農業経営継承事業」では政府機関が仲介役として、後継者のいない農業経営者が農業技術や経営ノウハウだけでなく、販路等の経営資産を新規就農希望者に継承するのを推進している。最初に就農希望者に体験させ、さらに最長 2 年間の実践研修を実施する。最後に互いの合意によって農業経営の継承を決定するのである。それによって、農業技術等の継承を確保することができる一方、青年就農者は大切な農業経営の経験等の資産を継承することができる。

台湾には農業就業人口の高齢化が進行している中、後継者がいない農業経営者がいるのだろう。後継者がいない農業経営者に対して、青年就農者に農業の研修を促進するのは日本の経験から参考になるのだろう。青年就農者に対して、農業経営規模の拡大を重視する「小地主大佃農」と違い、農業技術等の農業経営資産の継承を重視することが重要である。それによって、意欲のある青年就農者に一連の支援や指導を受けることができるのだろう。

6.2 今後の課題

本研究では台湾における青年就農者の実態や直面した困難を考察し、青年就農者に農業を継続するための要素を示した。5.4.5「直面した困難」の節では就農者が農地の取得、経済的困難、キャリア不足、販売に関する困難、農作物被害、農業に従事する人手不足、農村定住に関する困難に直面したことがわかった。農業生産だけでなく、農村の定住の問題にも直面した。そんな中、農業に従事する人手不足と販売に関する困難は就農者自身で解決することが難しいことである。農業労働力の高齢化と農業に従事する人手不足には、青年就農者の就農を促進し、その農業経営を安定させて農業を継続させることが対策の一つだと考えられる。

一方、5.4.3「農民ネットワーク」の節と 5.4.5.6「農業の人手不足」の節で述べたように、農民ネットワークは農業の人手不足という問題を軽減することができるが、収穫時期が近いことや農業労働力の不足のことで、農業に従事する人手不足の問題は相変わらず深刻な課題である。だが、農民ネットワークは農業の人手不足という問題に対して、どのように機能しているのか、どの程度の役割を果たしているのかを検討する必要がある。また、農民ネットワークと農村での人間関係は、実際にどのように形成されたのか、どのよ

うな役割があるのかを調査する必要がある。

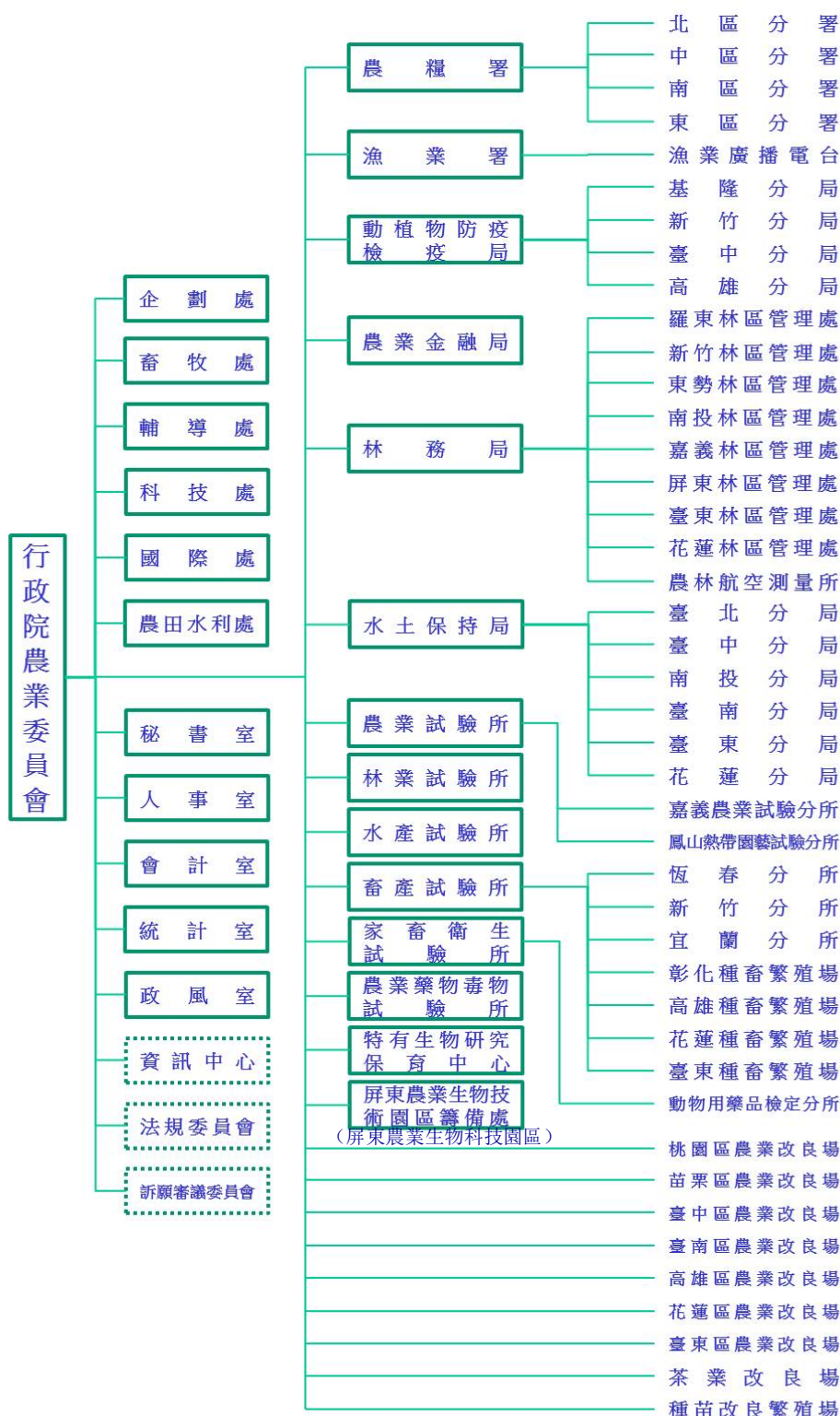
さらに、青年就農者の就農を促進する同時に、青年就農の促進以外に、農業に従事する人手不足の問題への解決策の可能性を検討しなければならないのだろう。農業労働力の不足を解決するために、蔡英文総統政府は2016年に「農業労務公司」という政府機関が取り組む会社の成立を目指している。その農業労務公司是今後どのように運営していくのかを検討することが必要である。

5.4.5.4「販売に関する困難」の節で述べたように、就農者は販売に関する困難に直面している中、他の就農者と協力し、農業経営を向上することを目指すのである。農民ネットワークを活用して新たな販路等の農業経営への試みを行っているが、今後どのように運営していくのか、どのような困難に直面するのかを検討する必要がある。一方、就農者自身、就農者とそのネットワーク（団体）、政府機関の支援以外に、現在、生産者と消費者の間に仲介役として、生産者に消費者にもやさしい「友善通路」という販路が新たに始まっている。そのような販路と就農者とはどのような繋がりを持っているのか、実際にどのような役割を果たすのかを検討することが必要である。

本研究では果樹、野菜、花卉を栽培している調査協力者を中心に調査対象にしたが、栽培作物により、就農の過程で違う困難に直面する可能性があるため、他の作物を栽培している就農者に対象を広げる必要がある。また、農業と関係のある学科出身でない調査協力者を中心に調査したが、農業に関する学科出身の就農者はどのような困難に直面したかも含めてその困難にどのような差が生じるのかを調査する必要がある。本調査では、調査協力者は中部の就農者が中心であるが、地域によって直面した困難には差があるかどうかを調査する必要があるため、調査地域の範囲を広げる必要がある。

さらに、筆者の調査によれば、新規就農者の調査協力者は就農の過程で多様な困難に直面していることがわかった。新規就農者を中心に実態を調べることが必要である。さらに、台湾における就農者の実態を調査したが、日本の現状調査ができずに、日本の就農者の実態が調査できていないので、日本の就農者の声についても今後研究を深めていきたい。

付録—行政院農業委員會組織圖：



註：2013年本會及所屬機關經行政院核定預算員額為職員4,657人，聘用173人，約僱391人，駐警9人，技工2,529人，駕駛200人，工友335人，合計8,294人(本會部分為職員330人，聘用15人，約僱10人，駐警9人，技工13人，駕駛28人，工友14人，合計419人)

参考文献：

中国語文献

江瑞拱、鄔宏潘 (2008) 〈休耕稻田的管理與運用〉，《臺東區農業改良場技術專刊特 15 輯》，p. 1-2。

余玉賢 (1978) 〈臺灣農業發展政策與措施〉，《臺灣經濟研究月刊》1:10, p. 5-15。

吳同權 (2005) 〈台灣農業發展政策之演變〉，

<<http://old.npf.org.tw/PUBLICATION/TE/094/TE-R-094-021.htm>>2016 年 05 月 15 日アクセス。

吳育宓 (2011) 〈回農青年創業之探討-以漂鳥計畫學員為例〉，東吳大學 EMBA 高階經營碩士在職專班修士論文。

李武忠 (2010) 〈「農村再生條例」不應倉促過關〉，蘋果日報，

<<http://www.appledaily.com.tw/appledaily/article/headline/20100715/32662149/>>2016 年 05 月 16 日アクセス。

李朝賢 (1998) 〈臺灣農業勞動力的發展策略〉，《臺灣經濟》第 256 期，p. 1-11。

林英彥 (2009) 〈談農村再生條例草案〉，《土地問題研究季刊》第 8 卷第 1 期，p. 133-135。

林勇信 (2011) 〈影響新進農民從農因素之研究-以漂鳥結訓學員為例〉，《高雄區農業改良場研究彙報》第 22 卷第 2 期，p. 18-36。

林慧貞 (2015) 〈國內驚傳首例產銷履歷貼紙偽造案〉，上下游 News&Market 新聞市集，

<<https://www.newsmarket.com.tw/blog/75278/>>2016 年 05 月 16 日アクセス。

周渝珊 (2014) 〈回農者返鄉發展之敘說探究〉，國立虎尾科技大學經營管理研究所修士論文。

胡碧霞 (2000) 〈農業勞動力轉移之研究-以異質性觀點探討〉，國立屏東科技大學農企業管理系碩士班修士論文。

徐世榮 (2009) 〈四個立場八個問題-我對於「農村再生條例草案」的詮釋及陳武雄主委的回應〉，<<http://sjhsu51545.blogspot.tw/2009/02/blog-post.html>>2016 年 05 月 16 日アクセス。

陳武雄 (2009) 〈通過農村再生條例不能拖〉，《農政與農情》第 202 期。

陳信雄 (2010) 〈農村再生條例與農業發展〉，《新世紀智庫論壇》第 51 期，p. 95-100。

陳美芬 (2005) 〈鄉村回流從農青年農業養成經驗與轉換歷程之研究-以休閒農業為例〉，台灣鄉村社會學會。

陳美芬 (2007) 〈農業外移入及回流青年農民農業經營之輔導策略研究〉，《行政院農業委員會九十六年度科技計畫研究報告》。

許榮華 (2012) 〈台灣文心蘭切花產銷現況及產業經營需求〉，《台中區農業改良場一〇一年專題討論專集》，p. 201-202。

黃如珍 (2008) 〈苑裡「回農」的逃離與追尋〉，樹德科技大學建築與環境設計研究所修士論文。

黃崇碩 (2010) 〈移入型農民職業轉換歷程之研究〉, 國立中興大學生物產業暨城鄉資源管理學系所碩士論文。

曾旭正 (2008) 〈從社造觀點看「農村再生條例」〉,
<<http://vritti.pixnet.net/blog/post/26911440-%5B稗史%5D-%E3%80%88從社造觀點看「農村再生條例」>>2016年05月16日アクセス。

彭作奎、謝佑立 (2008) 〈台灣農業結構之變化與農業政策之重點〉,《台灣農學會報》9(6), p. 604-614。

董建成 (2012) 〈站在台灣農業發展的十字路口:1970年代台灣農業政策轉變對農地與農業、農村發展之衝擊〉,《農委會台灣農業發展一百年》, p. 56-76。

農業委員會 (1995) 〈農業政策白皮書淺說 (附錄: 歷年農業施政概況)〉,
<<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=17624>>2016年05月14日アクセス。

農業委員會 (2005) 〈農業人口定義與統計分析〉,
<<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=9828>>2016年05月16日アクセス。

農業委員會 (2009) 〈推動農村再生, 不能再等 (民眾說帖)〉,
<http://www.tlri.gov.tw/pdf/Importanr_Policy_pdf/農村再生不能再等_民眾說帖.pdf>2016年05月16日アクセス。

農業委員會 〈調整耕作制度活化農地計畫〉,
<<http://www.coa.gov.tw/view.php?catid=23486>>2016年05月16日アクセス。

楊淳卉 (2016) 〈農業缺人又缺地 蔡英文提農地銀行、農業勞務公司解決〉, 華視新聞網
<http://news.cts.com.tw/nownews/politics/201603/201603011721928.html#.V4h_YenUA0Q>。

廖本全 (2009) 〈金錢、建設與減農: 評農村再生條例〉,《新社會政策》3期, p. 36-38。

劉文傑 (1986) 〈鄉村不從農青年工作與生活調適之調查研究〉,《農業推廣文彙》31輯, p. 137-147。

劉富善 (2000) 〈台灣農業政策的回顧與前瞻〉,《農業金融論叢》44, p. 95-104。

蔡宏進 (1994) 〈臺灣經濟發展階段與農村發展規劃〉,《臺灣經濟》第213期, p. 77-85。

蔡佩芳 (2009) 〈志願務農者的歸農之行〉, 國立東華大學生態與環境教育研究所碩士論文。

鄭鈺琳 (2007) 〈種出綠色生活圈: 志願務農者的生活方式選擇與農耕生活風格社群之形成〉, 台灣大學建築與城鄉研究所碩士論文。

蕭新煌 (1983) 〈三十年來台灣農業政策的演變: 1953-1982〉,《思與言》第20卷第6期, p. 527-567。

〈三分鐘搞懂【農村再生條例】〉, <<http://blog.yam.com/munch/article/18854630>>2016年05月16日アクセス。

日本語文献 (50 音順)

及川伸 (1987) 「農業法と社会」に関する一考察——食糧管理制度を中心に——, 『法と政治』 38(2), p. 227-261。

小田切徳美 (2009) 『農山村再生「限界集落」問題を越えて』, 岩波ブックレット No. 768。

小田切徳美、藤山浩、石橋良治、土屋紀子 (2015) 『はじまった田園回帰 現場からの報告』, 農文協ブックレット 12。

笠森伝繁(1966)「福祉国家につながる農業政策」, 『駒澤大学商経学部研究紀要』24, p. 1-18。

図司直也、小田切徳美 (2014) 『地域サポート人材による農山村再生』, 岩波書房。

田代正一 (1999) 「農業基本法から新しい食料・農業・農村基本法へ」, 『鹿大農学術報告』 第 49 号, p. 39-44。

谷口憲治 (2000) 「食料・農業・農村基本法の成立過程にみる特質と課題」, 『農業生産技術管理学会誌』 7(1), p. 1-5。

筒井一伸、嵩和雄、佐久間康富、小田切徳美 (2014) 『移住者の地域起業による農山村再生』, 岩波書房。

農林水産省 (2000), 「平成 12 年 食料・農業・農村基本計画」, p. 30-43。

農林水産省 (2005), 「平成 17 年 食料・農業・農村基本計画」, p. 39-50。

農林水産省 (2010), 「平成 22 年 食料・農業・農村基本計画」, p. 22-33。

農林水産省 (2015), 「平成 27 年 食料・農業・農村基本計画」, p. 39-50。

農林水産省 (2007) 「平成 19 年度食料・農業・農村白書：付表戦後農政の流れ」,

<http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h19_h/trend/1/t1_1_2_10.html>2016 年 05 月 08 日アクセス。

農林水産省 (2008) 「産地づくり対策について」,

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/kome_seisaku/pdf/santi_taisaku.pdf#search=稲作転換奨励>2016 年 05 月 08 日アクセス。

農林水産省, 「用語の解説」,

<http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/trend/part1/terminology.html>2016 年 05 月 28 日アクセス。

畑田徳嗣 (2002) 「農地流動化と現代日本農業の諸問題」,

<<http://www.ritsumei.ac.jp/~yamai/8kisei/hatada.pdf#search=農地流動化と現代日本農業>>2016 年 05 月 09 日アクセス。

保母武彦 (2013) 『日本の農山村をどう再生するか』, 岩波書店, p. 239-310。

増田寛也 (2014) 『地方消滅-東京一極集中が招く人口急減』, 中公新書, p. 1-35。

謝辞

本研究を進めるにあたり、多くの方々のご指導とご協力を頂きましたことを、心より感謝申し上げます。

インタビューにご協力くださった皆様に、深く感謝申し上げます。ご協力くださった皆様のお蔭で、本研究を完成致しました。貴重な時間を、インタビューのためにとってください、優しく接してくださった協力者の方たちに、心から感謝致します。

終始丁寧かつ熱意のあるご指導及びご激励を頂きました指導教官である松永稔也先生に、心より感謝しております。研究について一からご指導を頂きましたことを、大変感謝致します。論文審査委員の黄光亮先生、笹沼俊暁先生には、ご親切に的確かつ貴重なご意見及びご指導を頂きましたことを、心より感謝致します。

熱心なご指導及びご応援を頂きました林珠雪先生、歐聖榮先生に、心から感謝しております。いつも暖かく見守り笑顔で迎えてくださり、様々な相談に乗って頂きました林珠雪先生に、深く感謝の意を申し上げます。

ご指導をいただき、お世話になりました多くの先生方、皆様に深く感謝の意を申し上げます。様々な論文の手続きのご協力を頂きました学科の事務室の皆様、そして多くのご協力及びご指摘をくださった院生の皆様に感謝致します。論文の発表にご助言をいただき、論文の校正を手伝ってくださった大学院の先輩の小池一平さんに感謝致します。

最後に、いつも話を聞いて励ましてくれる友人、今日に至るまで支えてくださった家族に、深く感謝の意を表します。